

地方競馬全国協会 会報

第 324 号 平成 22 年 4 月

目 次

<u>事業計画・事業報告</u>	平成 22 年度事業計画
<u>予算・決算</u>	平成 22 年度予算
<u>運営委員会・評議員会</u>	平成 21 年度第 2 回評議員会の開催 平成 21 年度第 2 回運営委員会の開催
<u>競馬関係</u>	
登録関係	馬主及び馬の登録数調べ
養成関係	第 88 期騎手候補生の修了 第 90 期騎手候補生の入所 第 5 期厩務講習生の入所
研修関係	研修実施状況（平成 22 年 1 月～3 月）
<u>畜産振興関係</u>	
実施計画	平成 22 年度畜産振興補助事業の実施計画について 平成 22 年度競走馬生産振興事業の実施計画について
<u>規程関係</u>	
協会業務規程	地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱の一部変更 地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱の一部変更 地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱の一部変更 地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱の一部変更 平成 22 年度畜産振興事業公募要領の制定について 平成 22 年度畜産振興事業公募要領の一部変更について

平成 22 年度事業計画

インターネットホームページの
「情報公開・個人情報保護」をご覧ください。

平成 22 年度予算

畜 産 振 興 勘 定

収入

支出

科 目	22 年度	21 年度	科 目	22 年度	21 年度
	千円	千円		千円	千円
【一般事業】			【一般事業】		
交付金等収入	2,881,687	2,984,481	畜産振興補助事業費	704,344	710,486
業務外収入	157,345	172,395	畜産振興事業費補助金	691,930	698,610
受入利息	41,922	43,590	畜産振興補助事務費	12,414	11,876
負担金収入	102,993	118,803	畜産振興事業費	250	251
雑収入	12,430	10,002	振替金		
前年度繰越金受入	2,065,374	1,523,549	競走馬生産振興勘定への振替	171,938	176,575
			繰入金	4,217,874	3,783,113
			競馬活性化勘定への繰入金	2,645,353	2,194,000
			管理勘定への繰入金	1,473,953	1,478,341
			退職給付引当金繰入	98,568	110,772
			予備費	10,000	10,000
(一般事業計)	(5,104,406)	(4,680,425)	(一般事業計)	(5,104,406)	(4,680,425)
【国庫補助事業】			【国庫補助事業】		
交付金等収入			馬産地再活性化事業費	2,668,792	1,620,785
国庫補助金収入	-	5,000,000	馬産地再活性化事業費助成金	2,624,490	1,587,042
基金取崩収入			馬産地再活性化事業事務費	44,302	33,743
基金取崩収入	2,668,792	1,620,785	繰入金	4,000	5,004,000
業務外収入			馬産地再活性化基金設置繰入	-	5,000,000
馬産地再活性化基金運用収入	4,000	4,000	馬産地再活性化基金繰入	4,000	4,000
(国庫補助事業計)	(2,672,792)	(6,624,785)	(国庫補助事業計)	(2,672,792)	(6,624,785)
収入合計	7,777,198	11,305,210	支出合計	7,777,198	11,305,210

競馬業務勘定

収入

支出

科 目	22 年度	21 年度	科 目	22 年度	21 年度
	千円	千円		千円	千円
交付金収入	997,520	1,056,835	競馬業務費	1,019,586	971,099
競馬業務収入	42,789	45,190	登録業務費	10,841	10,840
登録料収入	14,515	14,515	免許業務費	6,303	6,155
免許手数料収入	1,908	1,916	調教師・騎手養成訓練業務費	168,488	217,180
専門職員派遣収入	3,790	3,764	専門職員養成訓練業務費	1,258	1,011
調教師・騎手等養成収入	22,576	24,995	専門職員派遣及びあっせん費	102,145	92,573
返還金・負担金			競馬公正化促進事業費	412,347	337,136
負担金収入	306,204	306,204	公正確保・運営改善推進助成事業費	12,000	-
業務外収入	95,410	93,603	競馬振興促進費	306,204	306,204
受入利息	21,810	20,420	繰入金	524,135	529,669
負担金収入	34,331	39,601	管理勘定への繰入金	491,279	492,745
雑収入	39,269	33,582	退職給付引当金繰入	32,856	36,924
前年度繰越金受入	111,798	8,936	予備費	10,000	10,000
収入合計	1,553,721	1,510,768	支出合計	1,553,721	1,510,768

競走馬生産振興勘定

収入

支出

科 目	22 年度	21 年度	科 目	22 年度	21 年度
	千円	千円		千円	千円
交付金収入			競走馬生産振興事業費		
中央競馬会交付金収入	720,000	2,998,000	競走馬生産振興事業費補助金	2,171,500	3,586,127
振替金			競走馬生産振興事業事務費	438	299
畜産振興勘定から振替	171,938	176,575			
返還金・負担金					
返還金収入	1,280,000	411,851			
収入合計	2,171,938	3,586,426	支出合計	2,171,938	3,586,426

競馬活性化勘定

収入

支出

科 目	22 年度	21 年度	科 目	22 年度	21 年度
	千円	千円		千円	千円
交付金・助成金収入	2,304,000	1,566,000	競馬活性化事業費		
中央競馬会交付金収入	2,200,000	1,450,000	競馬活性化事業費補助金	4,400,000	2,900,000
全国競馬・畜産振興会助成金収入	104,000	116,000	競馬活性化事業推進費	814,353	1,110,000
繰入金			ダート重賞競走等共同広報費	145,000	160,000
畜産振興勘定から繰入金	2,645,353	2,194,000			
返還金・負担金					
返還金収入	413,000	906,000			
収入合計	5,362,353	4,666,000	支出合計	5,359,353	4,170,000

管 理 勘 定

収入

支出

科 目	22 年度	21 年度	科 目	22 年度	21 年度
	千円	千円		千円	千円
繰入金					
畜産振興勘定から繰入金	1,473,953	1,478,341	管理費	1,798,368	1,819,458
競馬業務勘定から繰入金	491,279	492,745	企画広報費	166,864	151,628
収入合計	1,965,232	1,971,086	支出合計	1,965,232	1,971,086
収入総合計	14,047,919	18,697,829	支出総合計	14,044,919	18,201,829

平成 21 年度第 2 回評議員会の開催

平成 21 年度第 2 回評議員会は、3 月 3 日午後 1 時半から麻布台ビル北館 4 階の当会会議室において、農林水産省生産局競馬監督課長ほか関係係官の臨席を得て、評議員 9 名の出席のもと開催された。

協会から諮問した平成 22 年度事業計画（案）及び同年度予算（案）の議案について審議され、出席評議員全員によって異議なく了承された。

○評議員

平成 22 年 3 月 31 日現在 50 音順

任期 3 年（平成 20 年 2 月 14 日～23 年 2 月 13 日）

氏 名	職 名
穴 見 盛 雄	(社)熊本県畜産協会会長
石 井 伸 壽	日本放送協会報道局報道番組センタースポーツ部長
岩 崎 充 利	(財)全国競馬・畜産振興会会長
高 橋 秀 昌	胆振軽種馬農業協同組合代表理事組合長
西 村 啓 二	(社)日本軽種馬協会副会長・常務理事
野 口 孝	全国公営競馬調教師会連合会会長
菱 沼 毅	(社)中央畜産会副会長
本 田 浩 次	(社)日本酪農乳業協会会長
廻 洋 子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
山 本 武 司	(社)岩手県馬主会会長
米 村 恵 子	江戸川大学社会学部教授

平成 21 年度第 2 回運営委員会の開催

平成 21 年度第 2 回運営委員会は、3 月 11 日午後 1 時半から麻布台ビル南館 4 階の当国会議室において、農林水産省生産局競馬監督課長、総務省自治財政局地方債課長ほか関係係官の臨席を得て、運営委員 9 名（代理出席 7 名を含む。）の出席のもと開催された。

協会から提出した平成 22 年度事業計画（案）及び同年度予算（案）、岐阜県地方競馬組合による競馬活性化計画の申請及び同組合の申請に伴う同組合を除く地方競馬主催者の競馬活性化計画の変更申請に関する意見書（案）、岐阜県地方競馬組合に係る 1 号交付金の特例期限の延長に関する意見書（案）について審議され、出席委員全員によって異議なく議決された。

なお、この事業計画（案）及び予算（案）は、平成 22 年 3 月 24 日付けで農林水産大臣の認可を得た。

○運営委員会委員

平成 22 年 3 月 31 日現在

任期 3 年（平成 20 年 1 月 10 日～23 年 1 月 9 日）

主催者名	職名	氏名	備考
北海道	知事	高橋はるみ	
岩手県競馬組合	管理者	達増拓也	(岩手県知事)
特別区競馬組合	管理者	西川太一郎	(荒川区長)
神奈川県川崎競馬組合	管理者	羽田慎司	(神奈川県副知事)
愛知県競馬組合	管理者	神田真秋	(愛知県知事)
兵庫県競馬組合	管理者	五百蔵俊彦	(兵庫県副知事)
佐賀県競馬組合	管理者	坂井浩毅	(佐賀県副知事)
	学識経験者	中須勇雄	(財)農林水産長期金融協会会長
	学識経験者	仲田和雄	地方競馬全国協会理事長

馬主および馬の登録数調べ

平成 22 年 3 月分 登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更				
				氏名・名称	代表者	馬主	馬名	他
馬 主	44	3	1	0	0			
馬	400	289	1			181	2	5

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
1 歳	0	0	0	0	0
2 歳	219	0	219	0	219
3 歳	99	0	99	0	99
4 歳	35	0	35	0	35
5 歳	16	0	16	0	16
6 歳以上	31	0	31	0	31
計	400	0	400	0	400

ただし、登録事項の変更及び抹消については 3 月中に事務処理済みの件数である。

第 88 期騎手候補生の修了

協会は、第 88 期騎手候補生の修了式を 3 月 30 日地方競馬教養センターにおいて行った。修了した者は 8 名で次のとおりである。また、同時に騎手免許試験に合格した修了者 8 名全員に騎手免許証を交付した。

都道府県	氏 名	性 別	年 齢	所 属 調 教 師
岩手県	菅原 辰徳	男	17	瀬戸 幸一
東京都	千田 洋	〃	20	松浦 裕之
〃	横川 怜央	〃	17	鷹見 浩
岐阜県	森島 貴之	〃	21	伊藤 強一
兵庫県	杉浦 健太	〃	17	荒山 義則
〃	田野 豊三	〃	17	尾林 幸二
高知県	岡村 卓弥	〃	17	雑賀 正光
佐賀県	村松 翔太	〃	17	山田 義人

(年齢は 3 月 31 日現在)

第 90 期騎手候補生の入所

協会は、第 90 期騎手候補生の入所式を 4 月 6 日地方競馬教養センターにおいて行った。入所した者は 12 名で次のとおりである。

都道府県	氏 名	性 別	年 齢	所 属 予 定 調 教 師
北海道	富田 貴志	男	17	村上 正和
岩手県	山本 聡紀	〃	18	未 定
宮城県	阿部 龍	〃	15	未 定
福島県	岩崎 亮	〃	16	未 定
東京都	江里口 裕輝	〃	15	高岩 孝敏
〃	山中 悠希	〃	15	未 定
神奈川県	渡邊 光	〃	16	未 定
岐阜県	横川 尚央	〃	15	未 定
大阪府	鴨宮 祥行	〃	16	未 定
高知県	西岡 真吾	〃	15	別府 真司
熊本県	小山 紗知伽	女	15	幣旗 吉昭
鹿児島県	八郷 まどか	〃	17	未 定

(年齢は 4 月 1 日現在)

第5期厩務講習生の入所

協会は、第5期厩務講習生の入所式を4月6日地方競馬教養センターにおいて行った。
入所した者は6名で次のとおりである。

都道府県	氏名	性別	年齢	所属予定調教師
岩手県	鈴木 伶佳	女	19	未定
福島県	小谷 樹史	男	26	未定
東京都	小関 友哉	〃	20	未定
愛知県	早川 基雄	〃	20	未定
鳥取県	励波 修平	〃	20	未定
高知県	前島 優賀	〃	22	田中 守

(年齢は4月1日現在)

研修実施状況（平成22年1月～3月）

1. 平成21年度ばんえい新人騎手訓練

平成22年1月19日（火）～22日（金） 4日間 4名

場所 地方競馬教養センター

帯広市	貝羽 智生	帯広市	菊池 一樹
帯広市	長澤 幸太	帯広市	林 義直

2. 平成21年度第3回調教師課程

平成22年2月8日（月）～26日（金） 19日間 7名

場所 地方競馬教養センター、競走馬理化学研究所、
装蹄教育センター、天栄ホースパーク

岩手県	板垣 吉則	岩手県	千葉 幸喜
岩手県	高橋 純	埼玉県	酒井 一則
埼玉県	平山 真希	東京都	早田 秀治
神奈川県	栗林 信文		

3. 平成 21 年度発走委員業務研修

平成 22 年 3 月 19 日（金）～ 30 日（火） 12 日間 3 名

場所 地方競馬教養センター、 大井競馬場、 中山競馬場

帯 広 市	仁 科 貴 雅	埼 玉 県	石 井 泰 三
東 京 都	濱 中 裕 之		

聴講生 1 名

地方競馬全国協会	坂 本 圭 輔
----------	---------

平成 22 年度畜産振興補助事業の実施計画について

畜産振興補助事業の実施に当たっては、「平成 22 年度畜産振興補助事業の実施方針」に基づき、畜産振興事業補助実施要綱に定める事業区分ごとに下表のとおり補助額とし、個々の事業の必要性と補助の効果について一層の精査を行い、効率的な事業の実施に努めるものとする。

なお、補助事業の選定に当たっては、適正かつ効率的な事業運営を行うため、当該年度の売得金の推移を勘案しつつ選定するものとし、必要な場合は事業区分ごとの額の変更を行うものとする。

事業区分	予算額（百万円）
I 馬の改良増殖推進事業	208
II 畜産経営技術指導事業	469
III 畜産経営合理化事業	5
IV 家畜畜産物等流通合理化事業	0
V その他畜産振興事業	10
合計	692

平成22年度競走馬生産振興事業の実施計画について

競馬関係団体等が行う軽種馬の生産指導及び登録業務並びに予防接種推進等の衛生対策等の事業について補助を行い、競馬施行の円滑な推進に資することとする。

また、認定競馬活性化計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産地における生産振興に資するための事業につきその経費を補助し、もって競走馬の生産対策全体を再構築し、生産の改革に取り組むものとする。

事業の実施に当たっては、事業区分ごとに下表のとおりの補助額とし、関係団体との連携と協力を密にし、より効率的、効果的な事業の実施に努めるものとする。

事業区分	予算額（百万円）
I 競走馬の改良増殖推進事業	96
II 競走馬等の防疫衛生対策事業	76
III 経営基盤強化対策事業	2,000
合計	2,172

(注) I及びIIの事業にあつては、畜産振興補助事業から競走馬に係る補助を組み替えた額である。

畜産振興事業補助実施要綱の一部変更

畜産振興事業補助実施要綱（昭和 53 年 11 月 14 日制定）の一部を新旧対照表のとおり変更する。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 22 年 1 月 7 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 21 年度以降の補助事業から適用し、平成 21 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

地方競馬全国協会 畜産振興事業補助実施要綱 新旧対照表

新(変更後)	旧(変更前)
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、国、地方公共団体の畜産振興に関する方針に即して、畜産振興諸施策を円滑化し、若しくは補完し又は先駆的役割を果たすことを目的として、<u>第2条第3項に掲げる団体が行う馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業を実施するのに要する経費について、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業（地方競馬全国協会業務方法書第32条第1項に規定する事業をいう。以下「補助事業」という。）の選定及び実施並びに補助の方法等</u>については、この要綱の定めるところによる。</p> <p><u>(補助事業の選定の基準)</u></p> <p>第2条 補助事業は、<u>前条の補助の目的に即し、国、地方公共団体が行う畜産振興諸施策との整合性に充分配慮するとともに、次に掲げる項目に重点を置いて選定するものとし、補助事業の実施期間は、別表に掲げる事業ごとに定める期間とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><u>第1 趣旨</u></p> <p>地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、国、地方公共団体の畜産振興に関する方針に即して、畜産振興諸施策を円滑化し、若しくは補完し又は先駆的役割を果たすことを目的として<u>農業協同組合等の畜産関係団体</u>が行う馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業を実施するのに要する経費について、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）の選定及び実施並びに補助の方法等については、この要綱の定めるところによる。</p> <p><u>第2 補助事業の選定の基準</u></p> <p>1. 補助事業は、<u>第1の補助の目的に即し、国、地方公共団体が行う畜産振興諸施策との整合性に充分配慮するとともに、次に掲げる項目に重点を置いて選定するものとする。</u></p> <p>(1) 農業振興地域、酪農・肉用牛生産近代化計画樹立市町村、国の行う生産振興総合対策の地域農業マスタープラン策定市町村等、国又は地方公共団体が農業又は畜産の振興を図ることとしている地域において行われる事業であること。</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>補助事業を行う事業主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる団体とし、各事業別の事業実施主体となり得る団体については、別に定める当該年度の地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領に基づき応募のあった者のうち、協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が決定した団体とする。</u></p> <p>(1) <u>一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人</u></p> <p>(2) (略) (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(2) 都道府県の区域内を事業地区とする団体が実施する事業にあっては、都道府県の適切な指導を受けられるものであるとともに、都道府県等が積極的に推進する事業であること。</p> <p>(3) 事業の必要性が高く、補助の成果を期待しうるものであること。</p> <p>(4) 事業の実施の確認が困難でないものであること。</p> <p>2. <u>補助事業の範囲は、別表に掲げる馬の改良増殖の推進、畜産の経営又は技術の指導、畜産経営の合理化及び家畜・畜産物等の流通合理化に係る事業、その他畜産の振興上特に必要と認めるものとする。</u></p> <p>3. <u>補助事業を行う事業主体は次のとおりとし、各事業別の事業主体となり得る団体は別表に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>中央畜産会又は都道府県畜産協会（畜産会及び合併等により畜産会の事業を承継する団体を含む。以下「都道府県畜産協会等」という。）</u></p> <p>(2) <u>農業協同組合又は農業協同組合連合会</u></p> <p>(3) <u>農事組合法人又は農事組合法人以外の農業生産法人（以下「農事組合法人等」という。）</u></p> <p>(4) <u>農業を営む者（以下「農業者」という。）を構成員とする営農集団（農事組合法人等を除く。以下「営農集団」という。）</u></p> <p>(5) <u>農業共済組合又は農業共済組合連合会</u></p> <p>(6) <u>農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産業振興機構が主たる出資者又は構成員となっている法人（以下「公社等」という。）</u></p> <p>(7) <u>種馬の登録又は種雄馬の整備を主たる事業とする団体（以下「馬事団体」という。）</u></p> <p>(8) <u>その他協会が、特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）</u></p> <p>4. <u>補助の対象は、別表に掲げるものとし、次に掲げる経費については補助しない。</u></p> <p>(1) 現に国の行う補助の対象となっているものに要する経費</p> <p>(2) 土地、建物又は構築物の買収又は貸借に要する経費（協会が特に必</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p style="text-align: center;"><u>(補助金の額の算出の方法)</u></p> <p>第3条 補助金の額は、各事業について別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(補助事業の実施)</u></p> <p>第4条 補助事業は、当該事業を実施するその年の4月1日以後に開始し、翌年の3月31日までに完了しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事情があつて第7条第3号承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(補助事業の選定の申請)</u></p> <p>第5条 補助事業の選定の申請をする者は、別紙様式第1号による補助事業選定申請書を協会が別に定める期日までに協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によるものであつて協会が特に認める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2. <u>補助事業の選定の申請をする者は、前項の規定による補助事業選定申請書を提出するにあつて、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)</u>があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(補助金の額の算出の方法)</u></p> <p>要と認めたものに要する経費は除く。) (3) 建物又は構築物の増・移・改築、模様替、併設、合体又は更新に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)</p> <p>(4) 物品の更新又は消耗的物品、古品の購入に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)</p> <p>第3 補助金の額の算出の方法</p> <p><u>第2の2の事業についての補助金の額は、各事業について別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。</u></p> <p>第4 補助事業の実施期間(終期)</p> <p><u>補助事業の実施期間は、別表に掲げる事業ごとに定める期間以内とする。</u></p> <p>第5 補助事業の選定の申請等</p> <p>1. <u>補助事業の選定の申請</u></p> <p>(1) <u>補助事業を行おうとする者は、別紙様式第1号による補助事業選定申請書を協会が別に定める期日までに協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によるものであつて協会が特に認める場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>補助事業を行おうとする者は、(1)の規定による補助事業選定申請書を提出するにあつて、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)</u>があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りでない。</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(削る。)</p> <p><u>(補助金の交付の決定)</u> 第6条 協会は、<u>前条第1項の規定により補助事業の選定の申請があった事業につき適当であると認めるときは補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。この場合において、適正な補助事業が行われるようにするため必要があるときは、補助事業の選定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。</u></p> <p><u>(補助金の交付の条件)</u> 第7条 <u>補助金の交付の条件として付する事項は、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項とする。</u></p> <p>この場合において、補助事業の要件に規定する事業の規模は、<u>補助事業の実施場所ごとのものとする。</u></p> <p>(1) <u>事業実施主体は、協会が指定した経費に係る補助金については相互に流用しないこと。</u></p> <p>(2) <u>事業実施主体は、次のいずれかに該当する場合には、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けること。</u> <u>ア 協会が指定したものの数量について、その2割を超えて変更しようとする場合</u> <u>イ 補助事業の実施場所を変更しようとする場合</u> <u>ウ 協会が指定したものの主要構造を変更しようとする場合</u></p> <p>(3) <u>事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合には、別紙様式第3号による延期承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること。</u></p> <p>(4) <u>事業実施主体は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び遂行状況を記載した書類をすみやかに協会に提出して指示を受けること。</u></p>	<p><u>2. 補助事業の実施</u> <u>補助事業は、当該年の4月1日以降に事業を開始し、翌年の3月31日までに完了するものとする。ただし、やむを得ない事情があつて第7の(3)の承認を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>第6 補助金の交付の決定</u> <u>協会は、第5の1の規定により補助事業の選定の申請があった事業につき適当であると認めるときは補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。この場合にあっては、適正な補助事業が行われるようにするため必要があるときは、補助事業の選定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。</u></p> <p><u>第7 補助金の交付の条件</u> <u>協会は、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項を補助金の交付の条件とする。</u></p> <p>この場合において、補助事業の要件に規定する事業の規模は、<u>事業実施場所ごとのものとする。</u></p> <p>(1) <u>補助事業者は、協会が指定した経費に係る補助金については相互に流用しないこと。</u></p> <p>(2) <u>補助事業者は、次の<u>一</u>に該当する場合には、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けること。</u> <u>ア. 協会が指定したものの数量について、その2割を超えて変更しようとする場合</u> <u>イ. 事業実施の場所を変更しようとする場合</u> <u>ウ. 協会が指定したものの主要構造を変更しようとする場合</u></p> <p>(3) <u>補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合には、別紙様式第3号による延期承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること。</u></p> <p>(4) <u>補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び遂行状況を記載した書類をすみやかに協会に提出して指示を受けること。</u></p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(5) <u>事業実施主体</u>は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、別紙様式第4号による中止又は廃止報告書をすみやかに協会に提出すること。</p> <p>(6) <u>事業実施主体</u>は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定したものを廃用しようとするときは、<u>別に定める期間を経過した場合を除き、別紙様式第5号による廃用処分承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること及び当該承認にあたって条件を付された場合には当該条件を遵守すること。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか補助金の交付の目的を達成するため必要と認めて付する事項</u></p> <p><u>(補助金の交付の決定の通知)</u></p> <p>第8条 協会は、第6条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、<u>補助事業の選定の申請をした者に補助事業として選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び前条の規定により協会が付した条件を通知する。</u></p> <p>2 <u>協会は、前条第2号の規定により変更の承認をしたときは、事業実施主体に対し変更した交付の決定の内容を通知する。</u></p> <p><u>(補助事業の選定の申請の取下げ)</u></p> <p>第9条 補助事業の選定を申請した者は、<u>前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその理由を記載した書類を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。</u></p> <p><u>(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等)</u></p>	<p>(5) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、別紙様式第4号による中止又は廃止報告書をすみやかに協会に提出すること。</p> <p>(6) <u>補助事業者</u>は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定したものを廃用しようとするときは、別紙様式第5号による廃用処分承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること。<u>ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>なお、承認にあたっては必要な条件を付することがある。</u></p> <p>(7) <u>補助事業者が協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として、当該補助金の交付の目的に従って、補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する事業(以下「間接補助事業」という。)を実施する場合に、協会が必要と認めて付する事項</u></p> <p>(8) <u>その他協会が必要と認めて付する事項</u></p> <p>第8 補助金の交付の決定の通知</p> <p>1. 協会は、第6の規定により補助金の交付の決定をしたときは、<u>当該申請者に補助事業として選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び第7の規定により協会が付した条件を通知する。</u></p> <p>2. 協会は、第7の(2)の規定により変更の承認をしたときは、<u>補助事業者に対し変更した交付の決定の内容を通知する。</u></p> <p>第9 補助事業の選定の申請の取下げ</p> <p>補助事業の選定の申請をした者は、<u>第8の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその理由を記載した書類を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。</u></p> <p>第10 事情変更による補助金の交付の決定の取消し等</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p><u>第10条</u> 協会は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。</p> <p><u>2</u> 協会は、<u>前項</u>の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を<u>事業実施主体</u>に通知する。</p> <p><u>(事業実施主体の名称変更)</u></p> <p><u>第11条</u> 補助事業の選定の申請をした者(当該申請について選定されないことが決定した者を除く。)又は<u>事業実施主体</u>がその名称を変更した場合にあっては、その理由を記載した書類をすみやかに協会に提供しなければならない。</p> <p><u>(補助事業の完了等の報告)</u></p> <p><u>第12条</u> <u>事業実施主体</u>は、補助事業が完了したときは、別紙様式第6号による完了報告書を補助事業の完了の日から起算して<u>2箇月</u>を経過した日までに協会に提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>事業実施主体</u>は、補助事業完了時における前項に基づく報告書の提出にあたっては、別紙様式第1号の事業計画目標等に照らして、その事業実施状況等を評価し、その結果を別紙様式7号による個別評価結果等報告書により、補助事業の完了の日から起算して<u>2箇月</u>を経過した日までに協会に提出しなければならない。</p> <p><u>3</u> <u>第5条第2項</u>ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした<u>事業実施主体</u>は、<u>第1項</u>の規定による完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p><u>4</u> <u>第5条第2項</u>ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした<u>事業実施主体</u>は、<u>第1項</u>の規定による完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(<u>前項</u>の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第8号による仕入れ</p>	<p><u>1.</u> 協会は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。</p> <p><u>2.</u> 協会は、<u>1</u>の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を<u>補助事業者</u>に通知する。</p> <p><u>第11 事業主体の名称変更</u></p> <p><u>補助事業</u>を行おうとする者又は<u>補助事業者</u>がその名称を変更した場合にあっては、その理由を記載した書類をすみやかに協会に提供しなければならない。</p> <p><u>第12 補助事業の完了等の報告</u></p> <p><u>1.</u> <u>補助事業者</u>は、補助事業が完了したときは、別紙様式第6号による完了報告書を補助事業の完了の日から起算して<u>2ヵ月</u>を経過した日までに協会に提出しなければならない。</p> <p><u>2.</u> <u>補助事業者</u>は、補助事業完了時における前項に基づく報告書の提出にあたっては、<u>第5の1の(1)</u>の事業計画目標等に照らして、その事業実施状況等を評価し、その結果を別紙様式7号による個別評価結果等報告書により、補助事業の完了日から起算して<u>2ヵ月</u>を経過した日までに協会に提出しなければならない。</p> <p><u>3.</u> <u>第5の1の(1)</u>のただし書の規定により補助事業の選定の申請をした<u>補助事業者</u>は、<u>1.</u>の規定による完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p><u>4.</u> <u>第5の1の(2)</u>のただし書の規定により補助事業の選定の申請をした<u>補助事業者</u>は、<u>1</u>の規定による完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(<u>3</u>の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第8号による</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>に係る消費税等相当額報告書によりすみやかに協会に報告するとともに、協会からの指示に基づきこれを返還しなければならない。</p> <p><u>(補助金の額の確定とその通知)</u></p> <p><u>第13条</u> 協会は、<u>前条第1項</u>の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付の決定をしたときの補助金の額(<u>第8条第2項</u>の規定による交付の決定の変更又は<u>第10条第2項</u>の規定による取消し若しくは変更をしたものについてはその額)の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し<u>事業実施主体</u>に通知する。</p> <p><u>(補助金の交付の方法)</u></p> <p><u>第14条</u> 補助金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた補助事業については、概算払をすることがある。</p> <p><u>(補助金の交付の決定の取消し)</u></p> <p><u>第15条</u> 協会は、<u>事業実施主体</u>が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p><u>2</u> 協会は、<u>協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として当該補助金の交付の目的に従って交付される補助金(以下「間接補助金」という。)</u>の交付の対象となる事業(以下「<u>間接補助事業</u>」という。)を行う者(以下「<u>間接補助事業者</u>」という。)が、間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、<u>事業実施主体</u>に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。</p> <p><u>4</u> 協会は、補助金の交付の決定の取消しをしたときは、<u>事業実施主体</u>に通知する。</p> <p><u>(補助金の返還)</u></p> <p><u>第16条</u> <u>事業実施主体</u>は、<u>第10条</u>又は<u>前条</u>の規定による取消しを受けた場合に</p>	<p>仕入れに係る消費税等相当額報告書によりすみやかに協会に報告するとともに、協会からの指示に基づきこれを返還しなければならない。</p> <p><u>第13 補助金の額の確定とその通知</u></p> <p>協会は、<u>第12の1</u>の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付の決定をしたときの補助金の額(<u>第8の2</u>の規定による交付の決定の変更又は<u>第10の2</u>の規定による取消し若しくは変更をしたものについてはその額)の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し<u>補助事業者</u>に通知する。</p> <p><u>第14 補助金の交付の方法</u></p> <p>補助金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた補助事業については、概算払をすることがある。</p> <p><u>第15 補助金の交付の決定の取消し</u></p> <p><u>1.</u> 協会は、<u>補助事業者</u>が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p><u>2.</u> 協会は、<u>間接補助事業</u>を行う者(以下「<u>間接補助事業者</u>」という。)が、間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、<u>補助事業者</u>に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p><u>3.</u> <u>1</u>及び<u>2</u>の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。</p> <p><u>4.</u> 協会は、補助金の交付の決定の取消しをしたときは、<u>補助事業者</u>に通知する。</p> <p><u>第16 補助金の返還</u></p> <p><u>1.</u> <u>補助事業者</u>は、<u>第10</u>又は<u>第15</u>の規定による取消しを受けた場合にお</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>において、すでに補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、補助金を返還しなければならない。</p> <p><u>2 事業実施主体は、第7条第6号及び第18条第2項の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において返還すべき補助金のあるときは、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。</u></p> <p><u>3 事業実施主体は、第13条の規定により補助金の額が確定された場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の補助金を返還しなければならない。</u></p> <p><u>(加算金及び延滞金の納付)</u></p> <p><u>第17条 事業実施主体は、第15条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 事業実施主体は、第12条第4項又は前条の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の場合において、協会がやむを得ない事情があると認めるときは、加算金若しくは延滞金の全部又は一部を免除することがある。</u></p> <p><u>(財産処分の制限)</u></p> <p><u>第18条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定するものを、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により協会の承認を受けようとするときは、別紙様式第9号による財産処分承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けなければ</u></p>	<p>いて、すでに補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、補助金を返還しなければならない。</p> <p><u>2. 補助事業者は、第7の(6)及び第18の2の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において返還すべき補助金のあるときは、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。</u></p> <p><u>3. 補助事業者は、第13の規定により補助金の額が確定された場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の補助金を返還しなければならない。</u></p> <p><u>第17 加算金及び延滞金の納付</u></p> <p><u>1. 補助事業者は、第15の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。</u></p> <p><u>2. 補助事業者は、第12の4又は第16の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。</u></p> <p><u>3. 1及び2の場合において、協会がやむを得ない事情があると認めるときは、加算金若しくは延滞金の全部又は一部を免除することがある。</u></p> <p><u>第18 財産処分の制限</u></p> <p><u>1. 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定したものを、協会の承認を受けないで譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は補助金の交付の目的に反して使用してはならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2. 1の規定により協会の承認を受けようとするときは、別紙様式第9号</u></p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>ならない。</p> <p><u>3 前項の承認にあっては、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することがある。</u></p> <p><u>(報告の徴収)</u></p> <p><u>第19条</u> 協会は、<u>事業実施主体</u>又は<u>間接補助事業者</u>に対し、補助事業又は間接補助事業の遂行状況、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。</p> <p><u>2</u> <u>事業実施主体</u>は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であつて協会が前条第1項の規定により指定したものの全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には別紙様式第10号による滅失報告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。</p> <p><u>3</u> <u>事業実施主体</u>は、補助事業により取得した財産であつて協会が指定したものについて、当該補助事業年度(当該補助事業について第6条の規定による交付の決定のあった日の属する年度をいう。以下同じ。)の次年度以降3年間毎年度その利用状況につき翌年の8月31日までに協会に報告しなければならない。</p> <p><u>(補助事業及び間接補助事業の監査)</u></p> <p><u>第20条</u> 協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、<u>事業実施主体</u>及び<u>間接補助事業者</u>はこれを拒んではならない。</p> <p><u>2</u> <u>協会</u>が特に指定した事業については、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第3項に規定する監査法人による監査を実施することができる。</p> <p><u>(申請書及び通知書等の経由)</u></p> <p><u>第21条</u> 都道府県の区域内を事業地区とする団体に係る補助事業について、補</p>	<p>による財産処分承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けなければならない。</p> <p><u>なお、承認にあたっては必要な条件を付することがある。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>第19 報告の徴収</u></p> <p><u>1.</u> 協会は、<u>補助事業者</u>又は<u>間接補助事業者</u>に対し、補助事業又は間接補助事業の遂行状況、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。</p> <p><u>2.</u> <u>補助事業者</u>は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であつて協会が第18の1の規定により指定したものの全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には別紙様式第10号による滅失報告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。</p> <p><u>3.</u> <u>補助事業者</u>は、補助事業により取得した財産であつて協会が指定したものについて、当該補助事業年度(当該補助事業について第6の規定による交付の決定のあった日の属する年度をいう。以下同じ。)の次年度以降3年間毎年度その利用状況につき翌年の8月31日までに協会に報告しなければならない。</p> <p><u>第20 補助事業及び間接補助事業の監査</u></p> <p><u>1.</u> 協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、<u>補助事業者</u>及び<u>間接補助事業者</u>はこれを拒んではならない。</p> <p><u>2.</u> <u>協会</u>は、<u>協会の理事長</u>が特に指定した事業については、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3の3の規定に基づく監査法人等による監査を実施することができる。</p> <p><u>第21 申請書及び通知書等の経由</u></p> <p>都道府県の区域内を事業地区とする団体に係る補助事業について、<u>補助</u></p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体から協会に提出する書類及び協会から補助事業の申請をした者又は事業実施主体に送付する書類は、その団体の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。</p> <p><u>(帳簿等の保管)</u></p> <p>第22条 事業実施主体又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、<u>第13条の規定による確定通知を受理した日の属する年度の次年度から起算して5年間(第18条第1項ただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあってはその期間(その期間が5年を下回るときは5年間))整理保管しなければならない。</u></p> <p><u>(雑則)</u></p> <p>第23条 補助事業について、<u>補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体</u>がこの要綱の規定により協会に提出する書類は、1部とする。</p> <p>2. 協会は、<u>補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体</u>にこの要綱に規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>3. 補助事業の選定及び実施並びに補助の方法に関しては、この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。 (削る。)</p>	<p>事業を行おうとする者又は補助事業者から協会に提出する書類及び協会から補助事業を行おうとする者又は補助事業者に送付する書類は、その団体の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。</p> <p>第22 帳簿等の保管</p> <p>補助事業者又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、<u>第13の規定による確定通知を受理した日の属する年度の次年度から起算して5年間(第18の1のただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあってはその期間(その期間が5年を下回るときは5年間))整理保管しなければならない。</u></p> <p>第23 その他</p> <p>1. <u>補助事業について、補助事業を行おうとする者又は補助事業者</u>がこの要綱の規定により協会に提出する書類は、1部とする。</p> <p>2. 協会は、<u>補助事業を行おうとする者又は補助事業者</u>にこの要綱に規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>3. 補助事業の選定及び実施並びに補助の方法に関しては、この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>4. <u>沖縄県についての補助事業の要件及び補助率等は、この要綱の規定にかかわらず別に定めるところによる。</u></p>

地方競馬全国協会 畜産振興事業補助実施要綱別表 新旧対照表

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
I 馬の改良増殖推進事業	(1) 登録推進 家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。	第2条第3項第1号に掲げる団体	登録推進費	定額	平成15年度から8年間以内	I 馬の改良増殖推進事業	(1) 登録推進 家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。	馬事団体	登録推進費	定額	平成15年度から8年間以内
	(2) 種雄馬の導入(農用馬) ア 導入する種雄馬は、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく輓系馬(以下「輓系馬」という。)であること。 イ 導入する種雄馬は、別に定める登録を受けていること。 ウ 導入する種雄馬のその他の要件は別に定める。	第2条第3項第1号に掲げる団体	種雄馬導入費	定額	平成15年度から8年間以内		(2) 種雄馬の導入(農用馬) ア 導入する種雄馬は、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく輓系馬(以下「輓系馬」という。)であること。 イ 導入する種雄馬は、別に定める登録を受けていること。 ウ 導入する種雄馬のその他の要件は別に定める。	馬事団体	種雄馬導入費	定額	平成15年度から8年間以内
	(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ① 奨励金交付事業 ア 都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。 イ 次のいずれかの事業を実施していること。	第2条第3項第1号及び第2号に掲げる団体	純粋種雌馬繁殖奨励費 農用種雌馬繁殖奨励費 推進事務費	定額 定額 定額	平成15年度から8年間以内		(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ① 奨励金交付事業 ア 都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。 イ 次のいずれかの事業を実施していること。	都道府県畜産協会等 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社等 馬事団体	純粋種雌馬繁殖奨励費 農用種雌馬繁殖奨励費 事務手数料	定額 定額 定額	平成15年度から8年間以内

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(ア) 純粋種の農用種雌馬を導入又は自家保留した飼養者に対し、純粋種雌馬繁殖奨励金を交付する事業</p> <p>(イ) 農用種雌馬(純粋種を除く。)を導入又は自家保留した飼養者(新たに飼養を開始する者を含む。)に対し、農用種雌馬繁殖奨励金を交付する事業</p> <p>ウ. 奨励金の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(ア) 社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく血統登録を受けた純系馬であること。</p> <p>(イ) 同規程に基づく繁殖登録について、導入にあっては既に登録を受けたもの又は当該年度から起算して3ヵ年以内に受けるもの、自家保留にあっては当該年度に登録を受けたものであること。</p>						<p>(ア) 純粋種の農用種雌馬を導入又は自家保留した飼養者に対して、純粋種雌馬繁殖奨励金を交付する事業</p> <p>(イ) 農用種雌馬(純粋種を除く。)を導入又は自家保留した飼養者(新たに飼養を開始する者を含む。)に対して、農用種雌馬繁殖奨励金を交付する事業</p> <p>ウ. 奨励金の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(ア) 社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく血統登録を受けた純系馬であること。</p> <p>(イ) 同規程に基づく繁殖登録について、導入にあっては既に登録を受けたもの又は当該年度から起算して3ヵ年以内に受けるもの、自家保留にあっては当該年度に登録を受けたものであること。</p>				

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(ウ) 年齢について、導入にあつては購買時3歳以下、自家保留にあつては繁殖登録時1歳以上3歳以下であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあつては、8歳以下であること。</p> <p>(エ) 当該年から起算して3箇年間、繁殖の用に供されること。</p> <p>エ 奨励金の交付対象となる農用種雌馬のその他の要件は別に定める。</p>						<p>(ウ) 年齢について、導入にあつては購買時3歳以下、自家保留にあつては繁殖登録時1歳以上3歳以下であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあつては、8歳以下であること。</p> <p>(エ) 当該年から起算して3か年間、繁殖の用に供されること。</p> <p>エ 奨励金の交付対象となる農用種雌馬のその他の要件は別に定める。</p>				
	<p>② 導入貸付事業</p> <p>ア 都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。</p> <p>イ 次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>(ア) 純粋種の農用種雌馬を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p>	<p>第2条第3項第1号及び第2号に掲げる団体</p>	<p>純粋種雌馬導入費</p> <p>農用種雌馬導入費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>平成20年度から3年間以内</p>		<p>② 導入貸付事業</p> <p>ア 都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。</p> <p>イ 次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>(ア) 純粋種の農用種雌馬を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p>	<p>都道府県畜産協会等農業協同組合農業協同組合連合会公社等馬事団体</p>	<p>純粋種雌馬導入費</p> <p>農用種雌馬導入費</p> <p>事務手数料</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>平成20年度から3年間以内</p>

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(イ) 農用種雌馬(純粋種を除く。)を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p> <p><u>ウ</u> 導入費の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(ア) 社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく血統登録を受けた輓系馬であること。</p> <p>(イ) 同規程に基づく繁殖登録について、既に登録を受けたもの又は貸付契約期間内に受けるものであること。</p> <p>(ウ) 年齢について、購買時3歳以下であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあつては、8歳以下であること。</p> <p>(エ) 当該年から起算して<u>3箇年間</u>、繁殖の用に供されること。</p> <p><u>エ</u> 導入費の対象となる農用種雌馬のその他の要件は別に定める。</p>						<p>(イ) 農用種雌馬(純粋種を除く。)を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p> <p><u>ウ</u> 導入費の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(ア) 社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく血統登録を受けた輓系馬であること。</p> <p>(イ) 同規程に基づく繁殖登録について、既に登録を受けたもの又は貸付契約期間内に受けるものであること。</p> <p>(ウ) 年齢について、購買時3歳以下であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあつては、8歳以下であること。</p> <p>(エ) 当該年から起算して<u>3ヵ年間</u>、繁殖の用に供されること。</p> <p><u>エ</u> 導入費の対象となる農用種雌馬のその他の要件は別に定める。</p>				

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(4) 農用馬の繁殖奨励</p> <p>① 優良種雄馬繁殖奨励 種雄馬の維持活用を図るため、次の事業を実施していること。</p> <p>[種付奨励] 種雄馬の維持活用を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬を自ら管理するか、又は飼養する者に対し、種付奨励金を交付する事業</p>	[種付奨励] 第2条第3項第1号及び第2号に掲げる団体	[種付奨励] 種付奨励費 推進事務費	定額 定額	平成15年度から8年間以内		<p>(4) 農用馬の繁殖奨励</p> <p>① 優良種雄馬繁殖奨励 種雄馬の維持活用を図るため、次の事業を実施していること。</p> <p>[種付奨励] 種雄馬の維持活用を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬を自ら管理するか、又は飼養する者に対して種付奨励金を交付する事業</p>	[種付奨励] 都道府県畜産協会等 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社等 馬事団体 特認団体	[種付奨励] 種付奨励費 事務手数料	定額 定額	平成15年度から8年間以内
	<p>② 子馬生産奨励 農用馬の生産を促進するために、次の事業を実施していること。</p> <p>[生産奨励] 農用馬の生産を促進するため、別に定める要件を満たす農用馬を生産した者に対し、生産奨励金を交付する事業</p>	[生産奨励] 第2条第3項第1号及び第2号に掲げる団体	[生産奨励] 生産奨励費 推進事務費	定額 定額	平成15年度から8年間以内		<p>② 子馬生産奨励 農用馬の生産を促進するために、次の事業を実施していること。</p> <p>[生産奨励] 農用馬の生産を促進するため、別に定める要件を満たす農用馬を生産した者に対し、生産奨励金を交付する事業</p>	[生産奨励] 都道府県畜産協会等 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社等 馬事団体 特認団体	[生産奨励] 生産奨励費 事務手数料	定額 定額	平成15年度から8年間以内
	<p>③ 改良促進奨励 農用馬のけん引能力の改良促進及び優良種雌馬の資源確保を図るために、次のいずれかの事業を実施していること。</p>	[改良促進奨励] 第2条第3項第1号及び第2号に掲げる団体	[改良促進奨励] 優良種雄馬改良促進奨励費	定額	平成19年度から4年間以内		<p>③ 改良促進奨励 農用馬のけん引能力の改良促進及び優良種雌馬の資源確保を図るために、次のいずれかの事業を実施していること。</p>	[改良促進奨励] 都道府県畜産協会等	[改良促進奨励] 優良種雄馬改良促進奨励費	定額	平成19年度から4年間以内

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	〔改良促進奨励〕 農用馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬又は種雌馬を飼養していた者に対し、奨励金を交付する事業		優良種雌馬改良促進奨励費 推進事務費	定額 定額			〔改良促進奨励〕 農用馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬又は種雌馬を飼養していた者に対して奨励金を交付する事業	農業協同組合連合会 公社等 馬事団体 特認団体	優良種雌馬改良促進奨励費 事務手数料	定額 定額	
	〔保留奨励〕 優良種雌馬の資源確保を図るため、別に定める要件を満たす種雌馬を飼養していた者に対し、奨励金を交付する事業	〔保留奨励〕 第2条第3項第1号及び第2号に掲げる団体	〔保留奨励〕 優良種雌馬保留奨励費 推進事務費	定額 定額			〔保留奨励〕 優良種雌馬の資源確保を図るため、別に定める要件を満たす種雌馬を飼養していた者に対して奨励金を交付する事業	〔保留奨励〕 都道府県畜産協会等 農業協同組合連合会 公社等 馬事団体 特認団体	優良種雌馬保留奨励費 事務手数料	定額 定額	
	④ 生産技術指導 ア 都道府県の馬産振興計画に基づき農用馬の生産振興のために生産技術指導を行う者に指導奨励金を交付していること。 イ 別に定める要件を内容とする指導奨励金交付に係る規程を定めていること。	第2条第3項第1号に掲げる団体	指導奨励費 推進事務費	定額 定額	平成15年度から8年間以内		④ 生産技術指導 ア 都道府県の馬産振興計画に基づき農用馬の生産振興のために生産技術指導を行う者に指導奨励金を交付していること。 イ 別に定める要件を内容とする指導奨励金交付に係る規程を定めていること。	馬事団体	指導奨励費	定額	平成15年度から8年間以内
	(5) その他 馬の改良増殖に資するため必要であると認められるもの。	第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似補助	事業の内容により別に定める。		(5) その他 ア 農用馬生産振興推進、軽種馬の生産育成指導等馬の改良増殖に資するため必要であると認められるもの。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似補助	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	(削る。)			事業の補助率等を勘案して別に定める。			<u>イ. 事業ごとの要件は別に定める。</u>			事業の補助率等を勘案して別に定める。	
Ⅱ 畜産経営技術指導事業	<p>(1) 地域畜産支援指導等体制強化 都道府県の支援を受けて、自らの体制強化と別に定める要件を満たす次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p><u>ア</u> 畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化を図る事業</p> <p><u>イ</u> 地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業 (削る。)</p> <p><u>ウ</u> 地域畜産の活性化推進体制の強化を図る事業</p>	<u>第2条第3項第1号に掲げる団体</u>	<p>担い手育成・確保・増強推進費</p> <p><u>畜産関連公益活動推進費</u></p> <p>(削る。)</p> <p><u>地域畜産活性化推進費</u></p> <p><u>馬事・畜産普及啓発推進費</u></p>	定額	<u>平成22年度から3年間以内</u>	Ⅱ 畜産経営技術指導事業	<p>(1) 地域畜産支援指導等体制強化 地方公共団体の財政支援を受けて、自らの体制強化と別に定める要件を満たす次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p><u>ア</u>. 畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化を図る事業</p> <p><u>イ</u>. 地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業</p> <p><u>ウ</u>. 地方公共団体及び中央団体の補助・委託事業の実施体制の強化を図る事業</p> <p><u>エ</u>. 地域団体と連携協調体制の基盤強化を図る事業</p>	<u>都道府県畜産協会等</u>	<p>担い手育成・確保・増強推進費</p> <p><u>畜産関連公益活動費</u></p> <p><u>事業実施体制強化推進費</u></p> <p><u>地域畜産連携協調体制推進費</u></p> <p><u>地域一体型事業推進費</u></p>	定額	<u>平成19年度から3年間以内</u>

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<u>エ 馬事・畜産普及啓発の推進体制の強化を図る事業</u>						<u>オ. 地域一体型事業モデル等の創出を図る事業</u>				
	<u>上記アからエまでの事業に準ずる業務及び都道府県において上記事業の事業実施主体の業務を円滑かつ適正に実施するための指導を実施していること。</u>	<u>第2条第3項第1号に掲げる団体</u>	担い手育成・確保・増強推進費 畜産関連公益活動推進費 (削る。) 地域畜産活性化推進費 馬事・畜産普及啓発推進費	定額	<u>平成22年度から3年間以内</u>		<u>都道府県畜産協会等が実施する地域畜産支援指導等体制強化事業アからオまでの事業に準ずる業務及び都道府県畜産協会等の支援指導を行う業務を実施していること。</u>	中央畜産会	担い手育成・確保・増強推進費 畜産関連公益活動費 事業実施体制強化推進費 地域畜産連携協調体制推進費 地域一体型事業推進費	定額	<u>平成19年度から3年間以内</u>
	(2) その他 研修、講習等畜産経営技術指導に資するため特に必要であると認められるもの。 (削る。)	<u>第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	<u>事業の内容により別に定める。</u>		(2) その他 <u>ア. 研修、講習等畜産経営技術指導に資するため特に必要であると認められるもの。</u> <u>イ. 事業ごとの要件は別に定める。</u>	<u>別に定める事業主体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	<u>類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。</u>

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
Ⅲ 畜産経営合理化事業 1 酪農生産対策	酪農生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。 (削る。)	第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	Ⅲ 畜産経営合理化事業 1. 酪農生産対策	ア. 酪農生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。 イ. 事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。
2 肉用牛生産対策	肉用牛生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。 (削る。)	第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	2. 肉用牛生産対策	ア. 肉用牛生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。 イ. 事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。
3 中小家畜の生産対策	中小家畜の生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。 (削る。)	第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	3. 中小家畜の生産対策	ア. 中小家畜の生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。 イ. 事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。
4 草地・飼料の有効利用推進	草地・飼料の有効利用に資するため特に必要であると認められるもの。 (削る。)	第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	4. 草地・飼料の有効利用推進	ア. 草地・飼料の有効利用に資するため特に必要であると認められるもの。 イ. 事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
5 家畜の飼養環境改善	家畜の飼養環境改善に資するため特に必要であると認められるもの。 (削る。)	第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	5. 家畜の飼養環境改善	ア. 家畜の飼養環境改善に資するため特に必要であると認められるもの。 イ. 事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。
6 家畜衛生推進	家畜衛生推進に資するため特に必要であると認められるもの。 (削る。)	第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	6. 家畜衛生推進	ア. 家畜衛生推進に資するため特に必要であると認められるもの。 イ. 事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。
IV 家畜畜産物等流通合理化事業	家畜畜産物等流通合理化に資するため特に必要であると認められるもの。 (削る。)	第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	IV 家畜畜産物等流通合理化事業	ア. 家畜畜産物等流通合理化に資するため特に必要であると認められるもの。 イ. 事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。
V その他畜産振興事業	畜産に関する知識の普及その他畜産の振興に資するため特に必要であると認められるもの。 (削る。)	第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	V その他畜産振興事業	ア. 畜産に関する知識の普及その他畜産の振興に資するため特に必要であると認められるもの。 イ. 事業ごとの要件は別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	類似の補助事業の実施期間を勘案して選定の都度定める。

地方競馬全国協会 畜産振興事業補助事業実施要綱別紙様式 新旧対照表

区分	新(変更後)	旧(変更前)
様式第1号	<p align="center"><u>〇〇年度</u>畜産振興補助事業選定申請書</p> <p>ア. 選定申請書事業別該当一覧 (略)</p>	<p align="center"><u>平成21年度</u>畜産振興補助事業選定申請書</p> <p>ア. 選定申請書事業別該当一覧 (略)</p>
	<p>イ. 事業別選定申請書</p> <p>(I 馬の改良増殖推進事業)</p> <p> A (1) 登録推進</p> <p> (2) 種雄馬の導入</p> <p align="right"><u>〇〇年度</u>畜産振興補助事業選定申請書</p> <p align="right">年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿</p> <p align="center">所在地 (フリガナ) 名 称 代表者氏名 ⑩</p> <p><u>〇〇年度</u>において下記のとおり事業を実施したいので、畜産振興事業補助実施要綱第5条第1項の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうえはこの補助事業に係る補助金 千円の交付方よろしくお願いたします。</p> <p>なお、補助金の交付の決定のうえは、同要綱の各規定及び特に付された条件等にしがって補助事業を実施することを誓約いたします。</p> <p align="center">記</p> <p>1. 事業実施主体の内容</p> <p>(1) 設立年月日 年 月 日</p> <p>(2) 組合又は会の区域</p> <p>(3) 組合員又は会員数 (<u>年 月 日</u>現在)</p> <p>2. ~4. (略)</p> <p>5. 補助事業の完了期日 <u>年 月 日</u></p> <p>6. 補助事業の実施場所</p>	<p>イ. 事業別選定申請書</p> <p>(I 馬の改良増殖推進事業)</p> <p> A (1) 登録推進</p> <p> (2) 種雄馬の導入</p> <p align="right"><u>平成〇〇年度</u>畜産振興補助事業選定申請書</p> <p align="right">平成 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿</p> <p align="center">所在地 (フリガナ) 名 称 代表者氏名 ⑩</p> <p><u>平成〇〇年度</u>において下記のとおり事業を実施したいので、畜産振興事業補助実施要綱第5の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうえはこの補助事業に係る補助金 千円の交付方よろしくお願いたします。</p> <p>なお、補助金の交付の決定のうえは、同要綱の各規定及び特に付された条件等にしがって補助事業を実施することを誓約いたします。</p> <p align="center">記</p> <p>1. 事業主体の内容</p> <p>(1) 設立年月日 年 月 日</p> <p>(2) 組合又は会の区域</p> <p>(3) 組合員又は会員数 (<u>平成 年 月 日</u>現在)</p> <p>2. ~4. (略)</p> <p>5. 補助事業の完了期日 <u>平成 年 月 日</u> (新設)</p>
	<p>A-1 [登録推進]</p> <p>7. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画 (略)</p>	<p>A-1 [登録推進]</p> <p>6. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画 (略)</p>

区分	新(変更後)	旧(変更前)
	<p>8. 補助事業の内容及び所要経費 (1) (略) (2) (略)</p> <p>9. 補助金振込先予定金融機関名 金融機関名〇〇〇(金融機関コード) 〇〇〇支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇号 口座名義 ^{フリガナ} 〇〇〇〇</p> <p>10. 添付書類(別掲)</p>	<p>7. 補助事業の内容及び所要経費 (1) (略) (2) (略)</p> <p>8. 補助金振込先予定銀行名 〇〇〇銀行(銀行コード) 〇〇〇支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇号 口座名義 ^{フリガナ} 〇〇〇〇</p> <p>9. 添付書類(別掲)</p>
	<p>A-2 [種雄馬の導入(農用馬)]</p> <p>7. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画 (略)</p> <p>8. 補助事業の内容及び所要経費 (1) (略) (2) (略)</p> <p>9. 補助金振込先予定金融機関名 金融機関名〇〇〇(金融機関コード) 〇〇〇支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇号 口座名義 ^{フリガナ} 〇〇〇〇</p> <p>10. 添付書類(別掲)</p>	<p>A-2 [種雄馬の導入(農用馬)]</p> <p>6. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画 (略)</p> <p>7. 補助事業の内容及び所要経費 (1) (略) (2) (略)</p> <p>8. 補助金振込先予定銀行名 〇〇〇銀行(銀行コード) 〇〇〇支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇号 口座名義 ^{フリガナ} 〇〇〇〇</p> <p>9. 添付書類(別掲)</p>
	<p>I 馬の改良増殖推進事業</p> <p>B (3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ①奨励金交付事業 ②導入貸付事業</p> <p>(4) 農用馬の繁殖奨励 ①優良種雄馬繁殖奨励 ②子馬生産奨励 ③改良促進奨励</p> <p>〇〇年度畜産振興補助事選定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿 所在地 (フリガナ) 名 称</p>	<p>I 馬の改良増殖推進事業</p> <p>B (3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ①奨励金交付事業 ②導入貸付事業</p> <p>(4) 農用馬の繁殖奨励 ①優良種雄馬繁殖奨励 ②子馬生産奨励 ③改良促進奨励</p> <p>平成〇〇年度畜産振興補助事選定申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿 所在地 (フリガナ) 名 称</p>

区分	新(変更後)	旧(変更前)																																																												
	代表者氏名 ㊞	代表者氏名 ㊞																																																												
	<p>〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、畜産振興事業補助実施要綱第5条第1項の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうえはこの補助事業に係る補助金 千円の交付方よろしくお願いたします。</p> <p>なお、補助金の交付の決定のうえは、同要綱の各規定及び特に付された条件等にしがって補助事業を実施することを誓約いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業実施主体の内容</p> <p>(1) 設立年月日 年 月 日</p> <p>(2) 組合又は会の区域</p> <p>(3) 組合員又は会員数 (年 月 日現在)</p> <p>2～4. (略)</p> <p>5. 補助事業の実施場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">補助事業の 実施場所</th> <th style="width: 15%;">市街化区域 内外の別</th> <th style="width: 15%;">土地・施設確保 の状況</th> <th style="width: 10%;">受益 区域</th> <th style="width: 10%;">受益組 合員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">A</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">B</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">C</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">D</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	補助事業の 実施場所	市街化区域 内外の別	土地・施設確保 の状況	受益 区域	受益組 合員数	A						B						C						D						<p>平成〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、畜産振興事業補助実施要綱第5の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうえはこの補助事業に係る補助金 千円の交付方よろしくお願いたします。</p> <p>なお、補助金の交付の決定のうえは、同要綱の各規定及び特に付された条件等にしがって補助事業を実施することを誓約いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業主体の内容</p> <p>(1) 設立年月日 年 月 日</p> <p>(2) 組合又は会の区域</p> <p>(3) 組合員又は会員数 (平成 年 月 日現在)</p> <p>2～4. (略)</p> <p>5. 事業実施場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">事業実施場所</th> <th style="width: 15%;">市街化区域 内外の別</th> <th style="width: 15%;">土地・施設確保 の状況</th> <th style="width: 10%;">受益 区域</th> <th style="width: 10%;">受益組 合員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">A</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">B</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">C</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">D</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	事業実施場所	市街化区域 内外の別	土地・施設確保 の状況	受益 区域	受益組 合員数	A						B						C						D					
区分	補助事業の 実施場所	市街化区域 内外の別	土地・施設確保 の状況	受益 区域	受益組 合員数																																																									
A																																																														
B																																																														
C																																																														
D																																																														
区分	事業実施場所	市街化区域 内外の別	土地・施設確保 の状況	受益 区域	受益組 合員数																																																									
A																																																														
B																																																														
C																																																														
D																																																														
	6. (略)	6. (略)																																																												
	<p>B-1 (I 馬の改良増殖推進事業)</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 農用種雌馬の改良増殖推進</p> <p style="padding-left: 80px;">①奨励金交付事業</p> <p>7. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画 管内の飼養状況及び計画</p>	<p>B-1 (I 馬の改良増殖推進事業)</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 農用種雌馬の改良増殖推進</p> <p style="padding-left: 80px;">①奨励金交付事業</p> <p>7. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画 管内の飼養状況及び計画</p>																																																												

区分	新(変更後)	旧(変更前)																																																																																																																																																																																																																																																														
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町村名</th> <th colspan="4">現在の飼養状況(月日現在)</th> <th colspan="4">〇〇年度の飼養計画</th> <th colspan="3">生産計画</th> </tr> <tr> <th>戸数</th> <th>繁殖供 用中</th> <th>その他</th> <th>計</th> <th>戸数</th> <th>繁殖供 用中</th> <th>その他</th> <th>計</th> <th>〇〇年 度</th> <th>〇〇年 度</th> <th>〇〇年 度</th> </tr> <tr> <th>戸</th> <th>頭</th> <th>頭</th> <th>頭</th> <th>戸</th> <th>頭</th> <th>頭</th> <th>頭</th> <th>頭</th> <th>頭</th> <th>頭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td rowspan="4">過去における補助対象馬の状況</td> <td>年度</td> <td>補助対象馬頭数</td> <td>現存頭数</td> <td>異動の理由及び年月日</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>〇〇年度</td> <td>頭</td> <td>頭</td> <td></td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>〇〇年度</td> <td>頭</td> <td>頭</td> <td></td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>〇〇年度</td> <td>頭</td> <td>頭</td> <td></td> <td colspan="7"></td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	現在の飼養状況(月日現在)				〇〇年度の飼養計画				生産計画			戸数	繁殖供 用中	その他	計	戸数	繁殖供 用中	その他	計	〇〇年 度	〇〇年 度	〇〇年 度	戸	頭	頭	頭	戸	頭	頭	頭	頭	頭	頭																																																	過去における補助対象馬の状況	年度	補助対象馬頭数	現存頭数	異動の理由及び年月日								〇〇年度	頭	頭									〇〇年度	頭	頭									〇〇年度	頭	頭									<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町村名</th> <th colspan="4">現在の飼養状況(月日現在)</th> <th colspan="4">平成〇〇年度の飼養計画</th> <th colspan="3">生産計画</th> </tr> <tr> <th>戸数</th> <th>繁殖供 用中</th> <th>その他</th> <th>計</th> <th>戸数</th> <th>繁殖供 用中</th> <th>その他</th> <th>計</th> <th>〇〇年 度</th> <th>〇〇年 度</th> <th>〇〇年 度</th> </tr> <tr> <th>戸</th> <th>頭</th> <th>頭</th> <th>頭</th> <th>戸</th> <th>頭</th> <th>頭</th> <th>頭</th> <th>頭</th> <th>頭</th> <th>頭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td rowspan="4">過去における補助対象馬の状況</td> <td>年度</td> <td>補助対象馬頭数</td> <td>現存頭数</td> <td>異動の理由及び年月日</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>〇〇年度</td> <td>頭</td> <td>頭</td> <td></td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>〇〇年度</td> <td>頭</td> <td>頭</td> <td></td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>〇〇年度</td> <td>頭</td> <td>頭</td> <td></td> <td colspan="7"></td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	現在の飼養状況(月日現在)				平成〇〇年度の飼養計画				生産計画			戸数	繁殖供 用中	その他	計	戸数	繁殖供 用中	その他	計	〇〇年 度	〇〇年 度	〇〇年 度	戸	頭	頭	頭	戸	頭	頭	頭	頭	頭	頭																																																	過去における補助対象馬の状況	年度	補助対象馬頭数	現存頭数	異動の理由及び年月日								〇〇年度	頭	頭									〇〇年度	頭	頭									〇〇年度	頭	頭								
市町村名	現在の飼養状況(月日現在)				〇〇年度の飼養計画				生産計画																																																																																																																																																																																																																																																							
	戸数		繁殖供 用中	その他	計	戸数	繁殖供 用中	その他	計	〇〇年 度	〇〇年 度	〇〇年 度																																																																																																																																																																																																																																																				
	戸	頭	頭	頭	戸	頭	頭	頭	頭	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																					
過去における補助対象馬の状況	年度	補助対象馬頭数	現存頭数	異動の理由及び年月日																																																																																																																																																																																																																																																												
	〇〇年度	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																													
	〇〇年度	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																													
	〇〇年度	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																													
市町村名	現在の飼養状況(月日現在)				平成〇〇年度の飼養計画				生産計画																																																																																																																																																																																																																																																							
	戸数	繁殖供 用中	その他	計	戸数	繁殖供 用中	その他	計	〇〇年 度	〇〇年 度	〇〇年 度																																																																																																																																																																																																																																																					
	戸	頭	頭	頭	戸	頭	頭	頭	頭	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																					
過去における補助対象馬の状況	年度	補助対象馬頭数	現存頭数	異動の理由及び年月日																																																																																																																																																																																																																																																												
	〇〇年度	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																													
	〇〇年度	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																													
	〇〇年度	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																													
	<p>(注) 1. (略)</p> <p>2. 「〇〇年度の飼養計画」欄には、当該補助事業年度から起算して3年目の飼養計画を記載すること。</p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>8. 補助事業の内容及び所要経費</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>繁殖奨励費</th> <th>区分</th> <th>頭数</th> <th>奨励金単価</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">純粋種雌馬 繁殖奨励費</td> <td>導入</td> <td>頭</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家保留</td> <td>頭</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計(a)</td> <td>頭</td> <td>-</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農用種雌馬 繁殖奨励費</td> <td>導入</td> <td>頭</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家保留</td> <td>頭</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計(b)</td> <td>頭</td> <td>-</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>導入</td> <td>頭</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家保留</td> <td>頭</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計(a+b)</td> <td>頭</td> <td>-</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">推進事務費(内訳)</td> <td>員数</td> <td>単価</td> <td>金額</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">① 会場借上料</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 会議費</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">③ 資料作成費</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">④ 旅費</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤ アルバイト賃金</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑥ 消耗品費</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	繁殖奨励費	区分	頭数	奨励金単価	金額	備考	純粋種雌馬 繁殖奨励費	導入	頭	円	円		自家保留	頭	円	円		小計(a)		頭	-	円		農用種雌馬 繁殖奨励費	導入	頭	円	円		自家保留	頭	円	円		小計(b)		頭	-	円		計	導入	頭	円	円		自家保留	頭	円	円		計(a+b)		頭	-	円		推進事務費(内訳)		員数	単価	金額	備考	① 会場借上料			円	円		② 会議費			円	円		③ 資料作成費			円	円		④ 旅費			円	円		⑤ アルバイト賃金			円	円		⑥ 消耗品費			円	円		<p>(注) 1. (略)</p> <p>2. 「平成〇〇年度の飼養計画」欄には、当該補助事業年度から起算して3年目の飼養計画を記載すること。</p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>8. 補助事業の内容及び所要経費</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>繁殖奨励費</th> <th>区分</th> <th>頭数</th> <th>奨励金単価</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">純粋種 繁殖奨励費</td> <td>導入</td> <td>頭</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家保留</td> <td>頭</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計(a)</td> <td>頭</td> <td>-</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農用種雌馬 繁殖奨励費</td> <td>導入</td> <td>頭</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家保留</td> <td>頭</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計(b)</td> <td>頭</td> <td>-</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>導入</td> <td>頭</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家保留</td> <td>頭</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計(a+b)</td> <td>頭</td> <td>-</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事務手数料(内訳)</td> <td>員数</td> <td>単価</td> <td>金額</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">① 会場借上料</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 会議費</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">③ 資料作成費</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">④ 旅費</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤ アルバイト賃金</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑥ 消耗品費</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	繁殖奨励費	区分	頭数	奨励金単価	金額	備考	純粋種 繁殖奨励費	導入	頭	円	円		自家保留	頭	円	円		小計(a)		頭	-	円		農用種雌馬 繁殖奨励費	導入	頭	円	円		自家保留	頭	円	円		小計(b)		頭	-	円		計	導入	頭	円	円		自家保留	頭	円	円		計(a+b)		頭	-	円		事務手数料(内訳)		員数	単価	金額	備考	① 会場借上料			円	円		② 会議費			円	円		③ 資料作成費			円	円		④ 旅費			円	円		⑤ アルバイト賃金			円	円		⑥ 消耗品費			円	円																																																									
繁殖奨励費	区分	頭数	奨励金単価	金額	備考																																																																																																																																																																																																																																																											
純粋種雌馬 繁殖奨励費	導入	頭	円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
	自家保留	頭	円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
小計(a)		頭	-	円																																																																																																																																																																																																																																																												
農用種雌馬 繁殖奨励費	導入	頭	円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
	自家保留	頭	円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
小計(b)		頭	-	円																																																																																																																																																																																																																																																												
計	導入	頭	円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
	自家保留	頭	円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
計(a+b)		頭	-	円																																																																																																																																																																																																																																																												
推進事務費(内訳)		員数	単価	金額	備考																																																																																																																																																																																																																																																											
① 会場借上料			円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
② 会議費			円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
③ 資料作成費			円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
④ 旅費			円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
⑤ アルバイト賃金			円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
⑥ 消耗品費			円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
繁殖奨励費	区分	頭数	奨励金単価	金額	備考																																																																																																																																																																																																																																																											
純粋種 繁殖奨励費	導入	頭	円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
	自家保留	頭	円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
小計(a)		頭	-	円																																																																																																																																																																																																																																																												
農用種雌馬 繁殖奨励費	導入	頭	円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
	自家保留	頭	円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
小計(b)		頭	-	円																																																																																																																																																																																																																																																												
計	導入	頭	円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
	自家保留	頭	円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
計(a+b)		頭	-	円																																																																																																																																																																																																																																																												
事務手数料(内訳)		員数	単価	金額	備考																																																																																																																																																																																																																																																											
① 会場借上料			円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
② 会議費			円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
③ 資料作成費			円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
④ 旅費			円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
⑤ アルバイト賃金			円	円																																																																																																																																																																																																																																																												
⑥ 消耗品費			円	円																																																																																																																																																																																																																																																												

区分	新(変更後)	旧(変更前)																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>⑦ 通信運搬費</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>⑧ その他</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>推進事務費小計 (c)</td><td>-</td><td>-</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>合計 (a+b+c)</td><td>-</td><td>-</td><td>円</td><td></td></tr> </table> <p>(注) (略)</p> <p>9. 補助金振込先予定金融機関名 金融機関名○○○(金融機関コード) ○○○支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.○○○○○号 口座名義 ○○○○^{フリガナ}</p> <p>10. (略)</p>	⑦ 通信運搬費		円	円		⑧ その他		円	円		推進事務費小計 (c)	-	-	円		合計 (a+b+c)	-	-	円		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>⑦ 通信運搬費</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>⑧ その他</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>事務手数料小計 (c)</td><td>-</td><td>-</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>合計 (a+b+c)</td><td>-</td><td>-</td><td>円</td><td></td></tr> </table> <p>(注) (略)</p> <p>9. 補助金振込先予定銀行名 ○○○銀行(銀行コード) ○○○支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.○○○○○号 口座名義 ○○○○^{フリガナ}</p> <p>10. (略)</p>	⑦ 通信運搬費		円	円		⑧ その他		円	円		事務手数料小計 (c)	-	-	円		合計 (a+b+c)	-	-	円																																																																																																																																																																																																																																	
⑦ 通信運搬費		円	円																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑧ その他		円	円																																																																																																																																																																																																																																																																							
推進事務費小計 (c)	-	-	円																																																																																																																																																																																																																																																																							
合計 (a+b+c)	-	-	円																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑦ 通信運搬費		円	円																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑧ その他		円	円																																																																																																																																																																																																																																																																							
事務手数料小計 (c)	-	-	円																																																																																																																																																																																																																																																																							
合計 (a+b+c)	-	-	円																																																																																																																																																																																																																																																																							
	<p>B-2 (I 馬の改良増殖推進事業) (3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ②導入貸付事業</p> <p>7. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画 管内の飼養状況及び計画</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th colspan="4">現在の飼養状況(月 日現在)</th> <th colspan="4">○○年度の飼養計画</th> <th colspan="3">生産計画</th> </tr> <tr> <th>戸数</th> <th>繁殖供 用中</th> <th>その他</th> <th>計</th> <th>戸数</th> <th>繁殖供 用中</th> <th>その他</th> <th>計</th> <th>○○年 度</th> <th>○○年 度</th> <th>○○年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>戸</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td><td>戸</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">過去における補助対象馬の状況</td> <td>年度</td> <td>補助対象馬頭数</td> <td>現存頭数</td> <td colspan="8">異動の理由及び年月日</td> </tr> <tr><td>○○年度</td><td>頭</td><td>頭</td><td colspan="8"></td></tr> <tr><td>○○年度</td><td>頭</td><td>頭</td><td colspan="8"></td></tr> <tr><td>○○年度</td><td>頭</td><td>頭</td><td colspan="8"></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. (略) 2. 「○○年度の飼養計画」欄には、当該補助事業年度から起算して3年目の飼養計画を記載すること。 3. ～5. (略)</p> <p>8. 補助事業の内容及び所要経費</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>品種</th> <th>頭数</th> <th>購入費</th> <th>市場手数料</th> <th>輸送費</th> <th>輸送保険料</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	市町村名	現在の飼養状況(月 日現在)				○○年度の飼養計画				生産計画			戸数	繁殖供 用中	その他	計	戸数	繁殖供 用中	その他	計	○○年 度	○○年 度	○○年 度		戸	頭	頭	頭	戸	頭	頭	頭	頭	頭	頭																																					過去における補助対象馬の状況	年度	補助対象馬頭数	現存頭数	異動の理由及び年月日								○○年度	頭	頭									○○年度	頭	頭									○○年度	頭	頭									品種	頭数	購入費	市場手数料	輸送費	輸送保険料	計	備考									<p>B-2 (I 馬の改良増殖推進事業) (3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ②導入貸付事業</p> <p>7. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画 管内の飼養状況及び計画</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th colspan="4">現在の飼養状況(月 日現在)</th> <th colspan="4">平成○○年度の飼養計画</th> <th colspan="3">生産計画</th> </tr> <tr> <th>戸数</th> <th>繁殖供 用中</th> <th>その他</th> <th>計</th> <th>戸数</th> <th>繁殖供 用中</th> <th>その他</th> <th>計</th> <th>○○年 度</th> <th>○○年 度</th> <th>○○年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>戸</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td><td>戸</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">過去における補助対象馬の状況</td> <td>年度</td> <td>補助対象馬頭数</td> <td>現存頭数</td> <td colspan="8">異動の理由及び年月日</td> </tr> <tr><td>○○年度</td><td>頭</td><td>頭</td><td colspan="8"></td></tr> <tr><td>○○年度</td><td>頭</td><td>頭</td><td colspan="8"></td></tr> <tr><td>○○年度</td><td>頭</td><td>頭</td><td colspan="8"></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. (略) 2. 「平成○○年度の飼養計画」欄には、当該補助事業年度から起算して3年目の飼養計画を記載すること。 3. ～5. (略)</p> <p>8. 補助事業の内容及び所要経費</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>品種</th> <th>頭数</th> <th>購入費</th> <th>市場手数料</th> <th>輸送費</th> <th>輸送保険料</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	市町村名	現在の飼養状況(月 日現在)				平成○○年度の飼養計画				生産計画			戸数	繁殖供 用中	その他	計	戸数	繁殖供 用中	その他	計	○○年 度	○○年 度	○○年 度		戸	頭	頭	頭	戸	頭	頭	頭	頭	頭	頭																																					過去における補助対象馬の状況	年度	補助対象馬頭数	現存頭数	異動の理由及び年月日								○○年度	頭	頭									○○年度	頭	頭									○○年度	頭	頭									品種	頭数	購入費	市場手数料	輸送費	輸送保険料	計	備考								
市町村名	現在の飼養状況(月 日現在)				○○年度の飼養計画				生産計画																																																																																																																																																																																																																																																																	
	戸数	繁殖供 用中	その他	計	戸数	繁殖供 用中	その他	計	○○年 度	○○年 度	○○年 度																																																																																																																																																																																																																																																															
	戸	頭	頭	頭	戸	頭	頭	頭	頭	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																															
過去における補助対象馬の状況	年度	補助対象馬頭数	現存頭数	異動の理由及び年月日																																																																																																																																																																																																																																																																						
	○○年度	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																																							
	○○年度	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																																							
	○○年度	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																																							
品種	頭数	購入費	市場手数料	輸送費	輸送保険料	計	備考																																																																																																																																																																																																																																																																			
市町村名	現在の飼養状況(月 日現在)				平成○○年度の飼養計画				生産計画																																																																																																																																																																																																																																																																	
	戸数	繁殖供 用中	その他	計	戸数	繁殖供 用中	その他	計	○○年 度	○○年 度	○○年 度																																																																																																																																																																																																																																																															
	戸	頭	頭	頭	戸	頭	頭	頭	頭	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																															
過去における補助対象馬の状況	年度	補助対象馬頭数	現存頭数	異動の理由及び年月日																																																																																																																																																																																																																																																																						
	○○年度	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																																							
	○○年度	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																																							
	○○年度	頭	頭																																																																																																																																																																																																																																																																							
品種	頭数	購入費	市場手数料	輸送費	輸送保険料	計	備考																																																																																																																																																																																																																																																																			

区分	新(変更後)							旧(変更前)							
		純粋種	頭	円	円	円	円	円	純粋種	頭	円	円	円	円	円
	小計(a)	頭	円	円	円	円	円	小計(a)	頭	円	円	円	円	円	円
	純粋種以外	頭	円	円	円	円	円	純粋種以外	頭	円	円	円	円	円	円
	小計(b)	頭	円	円	円	円	円	小計(b)	頭	円	円	円	円	円	円
	計(a+b)	頭	円	円	円	円	円	計(a+b)	頭	円	円	円	円	円	円
	推進事務費(内訳)		員数	単価	金額	備考		事務手数料(内訳)		員数	単価	金額	備考		
	① 会場借上料			円	円			① 会場借上料			円	円			
	② 会議費			円	円			② 会議費			円	円			
	③ 資料作成費			円	円			③ 資料作成費			円	円			
	④ 旅費			円	円			④ 旅費			円	円			
	⑤ アルバイト賃金			円	円			⑤ アルバイト賃金			円	円			
	⑥ 消耗品費			円	円			⑥ 消耗品費			円	円			
	⑦ 通信運搬費			円	円			⑦ 通信運搬費			円	円			
	⑧ その他			円	円			⑧ その他			円	円			
	推進事務費小計(c)		-	-	円			事務手数料小計(c)		-	-	円			
	合計(a+b+c)		-	-	円			合計(a+b+c)		-	-	円			
	(注) (略)														
	9. 補助金振込先予定金融機関名 金融機関名〇〇〇(金融機関コード) 〇〇〇支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 フリガナ 〇〇〇〇														
	10. (略)														
	B-3 (I 馬の改良増殖推進事業 (4) 農用馬の繁殖奨励 ① 優良種雄馬繁殖奨励(種付奨励))														
	7. (略)														
	8. 補助事業の内容及び所要経費														
	区分	種雄馬の品種		頭数	単価	金額	備考	区分	種雄馬の品種		頭数	単価	金額	備考	
	種付奨励費	純粋種		頭	円	円		種付奨励費	純粋種		頭	円	円		
				頭	円	円					頭	円	円		
			小計(a)	頭	-	円				小計(a)	頭	-	円		

区分	新(変更後)						旧(変更前)						
			純粋種以外		頭	円	円			純粋種以外		頭	円
				頭	円	円					頭	円	円
		小計 (b)		頭	-	円			小計 (b)		頭	-	円
		計 (a+b)		頭	-	円			計 (a+b)		頭	-	円
	推進事務費 (内訳) [対象馬頭数 頭]		員数	単価	金額	備考	事務手数料 (内訳) [対象馬頭数 頭]		員数	単価	金額	備考	
	① 会場借上料				円	円	① 会場借上料				円	円	
	② 会議費				円	円	② 会議費				円	円	
	③ 資料作成費				円	円	③ 資料作成費				円	円	
	④ 旅費				円	円	④ 旅費				円	円	
	⑤ アルバイト賃金				円	円	⑤ アルバイト賃金				円	円	
	⑥ 消耗品費				円	円	⑥ 消耗品費				円	円	
	⑦ 通信運搬費				円	円	⑦ 通信運搬費				円	円	
	⑧ その他				円	円	⑧ その他				円	円	
	推進事務費小計 (c)		-		-	円	事務手数料小計 (c)		-		-	円	
	合計 (a+b+c)		-		-	円	合計 (a+b+c)		-		-	円	
	(注) 1. (略) 2. (略) 3. 推進事務費は、対象馬頭数により算出すること。						(注) 1. (略) 2. (略) 3. 事務手数料は、対象馬頭数により算出すること。						
	9. 補助金振込先予定金融機関名 金融機関名〇〇〇(金融機関コード) 〇〇〇支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 フリガナ 〇〇〇〇						9. 補助金振込先予定銀行名 〇〇〇銀行(銀行コード) 〇〇〇支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 フリガナ 〇〇〇〇						
	10. (略)						10. (略)						
	B-4 (I 馬の改良増殖推進事業 (4) 農用馬の繁殖奨励 ②子馬生産奨励 (生産奨励))						B-4 (I 馬の改良増殖推進事業 (4) 農用馬の繁殖奨励 ②子馬生産奨励 (生産奨励))						
	7. (略)						7. (略)						
	8. 補助事業の内容及び所要経費						8. 補助事業の内容及び所要経費						
	区分	子馬の品種	頭数	単価	金額	備考	区分	子馬の品種	頭数	単価	金額	備考	
	生産奨励費	純粋種	頭	円	円		生産奨励費	純粋種	頭	円	円		
			頭	円	円					頭	円	円	
		小計 (a)	頭	-	円				小計 (a)	頭	-	円	
		純粋種以外	頭	円	円			純粋種以外	頭	円	円		

区分	新(変更後)						旧(変更前)						
				頭	円	円				頭	円	円	
			小計 (b)	頭	-	円			小計 (b)	頭	-	円	
			計 (a+b)	頭	-	円			計 (a+b)	頭	-	円	
	推進事務費 (内訳) [対象馬頭数 頭]		員数	単価	金額	備考	事務手数料 (内訳) [対象馬頭数 頭]		員数	単価	金額	備考	
	① 会場借上料				円	円	① 会場借上料				円	円	
	② 会議費				円	円	② 会議費				円	円	
	③ 資料作成費				円	円	③ 資料作成費				円	円	
	④ 旅費				円	円	④ 旅費				円	円	
	⑤ アルバイト賃金				円	円	⑤ アルバイト賃金				円	円	
	⑥ 消耗品費				円	円	⑥ 消耗品費				円	円	
	⑦ 通信運搬費				円	円	⑦ 通信運搬費				円	円	
	⑧ その他				円	円	⑧ その他				円	円	
	推進事務費小計 (c)		-		-	円	事務手数料小計 (c)		-		-	円	
	合計 (a+b+c)		-		-	円	合計 (a+b+c)		-		-	円	
	(注) 1. (略) 2. (略) 3. <u>推進事務費</u> は、対象馬頭数により算出すること。						(注) 1. (略) 2. (略) 3. <u>事務手数料</u> は、対象馬頭数により算出すること。						
	9. 補助金振込先予定金融機関名 金融機関名〇〇〇(金融機関コード) 〇〇〇支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 フリガナ 〇〇〇〇						9. 補助金振込先予定銀行名 〇〇〇銀行(銀行コード) 〇〇〇支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 フリガナ 〇〇〇〇						
	10. (略)						10. (略)						
	B-5-1 (I 馬の改良増殖推進事業 (4) 農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励 優良種雄馬改良促進奨励 (改良促進奨励))						B-5-1 (I 馬の改良増殖推進事業 (4) 農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励 優良種雄馬改良促進奨励 (改良促進奨励))						
	7. (略)						7. (略)						
	8. 補助事業の内容及び所要経費						8. 補助事業の内容及び所要経費						
	区分	種雄馬の品種	頭数	単価	金額	備考	区分	種雄馬の品種	頭数	単価	金額	備考	
	改良優良種雄馬促進奨励費	純粋種	頭		円	円	改良優良種雄馬促進奨励費	純粋種	頭		円	円	
			頭		円	円				頭		円	円
			小計 (a)	頭	-	円				小計 (a)	頭	-	円
		純粋種以外	頭		円	円		純粋種以外	頭		円	円	

区分	新(変更後)						旧(変更前)							
				頭	円	円				頭	円	円		
			小計 (b)	頭	-	円			小計 (b)	頭	-	円		
			計 (a+b)	頭	-	円			計 (a+b)	頭	-	円		
	推進事務費 (内訳) [合格馬頭数 頭]		員数	単価	金額	備考	事務手数料 (内訳) [合格馬頭数 頭]		員数	単価	金額	備考		
	① 会場借上料				円	円	① 会場借上料				円	円		
	② 会議費				円	円	② 会議費				円	円		
	③ 資料作成費				円	円	③ 資料作成費				円	円		
	④ 旅費				円	円	④ 旅費				円	円		
	⑤ アルバイト賃金				円	円	⑤ アルバイト賃金				円	円		
	⑥ 消耗品費				円	円	⑥ 消耗品費				円	円		
	⑦ 通信運搬費				円	円	⑦ 通信運搬費				円	円		
	⑧ その他				円	円	⑧ その他				円	円		
	推進事務費小計 (c)		-		-	円	事務手数料小計 (c)		-		-	円		
	合計 (a+b+c)		-		-	円	合計 (a+b+c)		-		-	円		
	(注) 1. (略) 2. (略) 3. 推進事務費は、合格馬頭数により算出すること。						(注) 1. (略) 2. (略) 3. 事務手数料は、合格馬頭数により算出すること。							
	9. 補助金振込先予定金融機関名 金融機関名○○○(金融機関コード) ○○○支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.○○○○○○号 口座名義 ○○○○ ^{フリガナ}						9. 補助金振込先予定銀行名 ○○○銀行(銀行コード) ○○○支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.○○○○○○号 口座名義 ○○○○ ^{フリガナ}							
	10. (略)						10. (略)							
	B-5-2 (I 馬の改良増殖推進事業 (4) 農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励 優良種雌馬改良促進奨励 (改良促進奨励))						B-5-2 (I 馬の改良増殖推進事業 (4) 農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励 優良種雌馬改良促進奨励 (改良促進奨励))							
	7. (略)						7. (略)							
	8. 補助事業の内容及び所要経費						8. 補助事業の内容及び所要経費							
	区分	種雌馬の品種		頭数	単価	金額	備考	区分	種雌馬の品種		頭数	単価	金額	備考
	良 優 促 良 進 種 奨 雌 励 馬 費 改	純粋種		頭		円	円	良 優 促 良 進 種 奨 雌 励 馬 費 改	純粋種		頭		円	円
頭					円	円	頭					円	円	
小計 (a)		頭	-	円		小計 (a)	頭		-	円				
	純粋種以外		頭		円	円	純粋種以外		頭		円	円		
頭				円	円	頭				円	円			

区分	新(変更後)						旧(変更前)					
		小計 (b)	頭	-	円			小計 (b)	頭	-	円	
	計 (a+b)		頭	-	円		計 (a+b)		頭	-	円	
	推進事務費 (内訳) [合格馬頭数 頭]	員数	単価	金額	備考		事務手数料 (内訳) [合格馬頭数 頭]	員数	単価	金額	備考	
	① 会場借上料			円	円		① 会場借上料			円	円	
	② 会議費			円	円		② 会議費			円	円	
	③ 資料作成費			円	円		③ 資料作成費			円	円	
	④ 旅費			円	円		④ 旅費			円	円	
	⑤ アルバイト賃金			円	円		⑤ アルバイト賃金			円	円	
	⑥ 消耗品費			円	円		⑥ 消耗品費			円	円	
	⑦ 通信運搬費			円	円		⑦ 通信運搬費			円	円	
	⑧ その他			円	円		⑧ その他			円	円	
	推進事務費小計 (c)		-	-	円		事務手数料小計 (c)		-	-	円	
	合計 (a+b+c)		-	-	円		合計 (a+b+c)		-	-	円	
	(注) 1. (略) 2. (略) 3. 推進事務費は、合格馬頭数により算出すること。						(注) 1. (略) 2. (略) 3. 事務手数料は、合格馬頭数により算出すること。					
	9. 補助金振込先予定金融機関名 金融機関名〇〇〇(金融機関コード) 〇〇〇支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 フリガナ 〇〇〇〇						9. 補助金振込先予定銀行名 〇〇〇銀行(銀行コード) 〇〇〇支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 フリガナ 〇〇〇〇					
	10. (略)						10. (略)					
	B-6 I 馬の改良増殖推進事業 (4) 農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励 優良種雌馬保留奨励 (保留奨励)						B-6 I 馬の改良増殖推進事業 (4) 農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励 優良種雌馬保留奨励 (保留奨励)					
	7. (略)						7. (略)					
	8. 補助事業の内容及び所要経費						8. 補助事業の内容及び所要経費					
	区分	頭数	単価	金額	備考		区分	頭数	単価	金額	備考	
	優良種雌馬保留奨励費 (a)	頭	円	円			優良種雌馬保留奨励費 (a)	頭	円	円		
	推進事務費 (内訳)	員数	単価	金額	備考		事務手数料 (内訳)	員数	単価	金額	備考	
	① 会場借上料			円	円		① 会場借上料			円	円	
	② 会議費			円	円		② 会議費			円	円	
	③ 資料作成費			円	円		③ 資料作成費			円	円	
	④ 旅費			円	円		④ 旅費			円	円	

区 分	新(変更後)					旧(変更前)				
	⑤ アルバイト賃金		円	円		⑤ アルバイト賃金		円	円	
	⑥ 消耗品費		円	円		⑥ 消耗品費		円	円	
	⑦ 通信運搬費		円	円		⑦ 通信運搬費		円	円	
	⑧ その他		円	円		⑧ その他		円	円	
	推進事務費小計 (b)	—	—	円		事務手数料小計 (b)	—	—	円	
	合計 (a+b)	—	—	円		合計 (a+b)	—	—	円	
	9. 補助金振込先予定金融機関名 <u>金融機関名〇〇〇(金融機関コード) 〇〇〇支店(支店コード)</u> 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 ^{フリガナ} 〇〇〇〇					9. 補助金振込先予定銀行名 <u>〇〇〇銀行(銀行コード) 〇〇〇支店(支店コード)</u> 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 ^{フリガナ} 〇〇〇〇				
	10. (略)					10. (略)				
	C [Ⅱ-(1)地域畜産支援指導等体制強化] <u>〇〇年度畜産振興補助事選定申請書</u> <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿 <div style="text-align: center;">〒 所在地 (フリガナ) 名 称 代表者氏名 ⑩</div> <p>〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、畜産振興事業補助実施要綱第5条第1項の規定により補助事業の選定の申請をいたします。 また、選定のうえはこの補助事業に係る補助金 千円の交付方よろしくお願いたします。</p> <p>なお、補助金の交付の決定のうえは、同要綱の各規定及び特に付された条件等にしがって補助事業を実施することを誓約いたします。</p> <div style="text-align: center;">記</div> 1. 事業実施主体の内容 (1) 設立年月日 年 月 日 (2) 組合又は会の区域 (3) 組合員又は会員数 (年 月 日現在)					C [Ⅱ-(1)地域畜産支援指導等体制強化] <u>平成〇〇年度畜産振興補助事選定申請書</u> <div style="text-align: right;">平成 年 月 日</div> 地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿 <div style="text-align: center;">〒 所在地 (フリガナ) 名 称 代表者氏名 ⑩</div> <p>平成〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、畜産振興事業補助実施要綱第5規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうえはこの補助事業に係る補助金 千円の交付方よろしくお願いたします。</p> <p>なお、補助金の交付の決定のうえは、同要綱の各規定及び特に付された条件等にしがって補助事業を実施することを誓約いたします。</p> <div style="text-align: center;">記</div> 1. 事業主体の内容 (1) 設立年月日 年 月 日 (2) 組合又は会の区域 (3) 組合員又は会員数 (平成 年 月 日現在)				

区分	新(変更後)	旧(変更前)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	2. ～3. (略) 4. 補助事業の実施場所	2. ～3. (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	<p>C-1 (地域畜産支援指導等体制強化・・・都道府県の支援を受ける団体用)</p> <p>5. 補助事業を必要とする理由</p> <p>(1) 補助を必要とする理由</p> <p>(2) 補助事業に関する事業の実施状況と今後の計画</p> <p>① 管内の飼養頭羽数</p> <table border="1" data-bbox="371 475 1182 842"> <thead> <tr> <th rowspan="2">畜種</th> <th colspan="2">〇〇年度</th> <th colspan="2">〇〇年度</th> <th colspan="2">〇〇年度</th> <th colspan="2">〇〇年度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>戸数</th> <th>飼養頭羽数 (頭・羽)</th> <th>戸数</th> <th>飼養頭羽数 (頭・羽)</th> <th>戸数</th> <th>飼養頭羽数 (頭・羽)</th> <th>戸数</th> <th>飼養頭羽数 (頭・羽)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td> <td></td><td>-</td> <td></td><td>-</td> <td></td><td>-</td> <td></td><td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 年度欄には、当該補助事業年度の3年度前から前年度までの実績を順次記載するとともに、都道府県が策定した計画目標を記載すること。</p> <p>(削る。)</p> <p>② 担い手育成・確保・増強の推進</p> <table border="1" data-bbox="371 1137 1182 1407"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">〇〇年度</th> <th colspan="4">〇〇年度</th> <th colspan="4">〇〇年度</th> <th colspan="4">〇〇年度</th> </tr> <tr> <th>戸 (増減 率) 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>増 減 率</th> <th>戸 (増減 率) 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>増 減 率</th> <th>戸 (増減 率) 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>増 減 率</th> <th>戸 (増減 率) 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>増 減 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td> <td></td><td>-</td><td></td><td>-</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td>-</td><td></td><td>-</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	畜種	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		備考	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)																																																																							合計		-		-		-		-		区分	〇〇年度				戸 (増減 率) 数	従 事 日 数	従 事 日 数	増 減 率																																																						-		-																							-		-																				<p>C-2 (地域畜産支援指導等体制強化・・・都道府県畜産協会用)</p> <p>4. 補助事業を必要とする理由</p> <p>(1) 補助事業に関する事業の実施状況と今後の計画</p> <p>① 管内の飼養頭羽数</p> <table border="1" data-bbox="1281 475 2092 842"> <thead> <tr> <th rowspan="2">畜種</th> <th colspan="2">〇〇年度</th> <th colspan="2">〇〇年度</th> <th colspan="2">〇〇年度</th> <th colspan="2">〇〇年度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>戸数</th> <th>飼養頭羽数 (頭・羽)</th> <th>戸数</th> <th>飼養頭羽数 (頭・羽)</th> <th>戸数</th> <th>飼養頭羽数 (頭・羽)</th> <th>戸数</th> <th>飼養頭羽数 (頭・羽)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td> <td></td><td>-</td> <td></td><td>-</td> <td></td><td>-</td> <td></td><td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ①の年度欄には当該補助事業年度の3年度前から前年度までの実績を順次記載するとともに平成27年度の計画目標を記載すること。</p> <p>(注2) ②から④の年度欄には、当該補助事業年度の前年度の実績を記載するとともに、当該補助事業年度を含めて3カ年の計画を記載すること。</p> <p>② 担い手育成・確保・増強の推進</p> <table border="1" data-bbox="1281 1137 2092 1407"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">平成〇〇年度</th> <th colspan="4">平成〇〇年度</th> <th colspan="4">平成〇〇年度</th> <th colspan="4">平成〇〇年度</th> </tr> <tr> <th>戸 (増減 率) 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>増 減 率</th> <th>戸 (増減 率) 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>増 減 率</th> <th>戸 (増減 率) 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>増 減 率</th> <th>戸 (増減 率) 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>従 事 日 数</th> <th>増 減 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td> <td></td><td>-</td><td></td><td>-</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td>-</td><td></td><td>-</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	畜種	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		備考	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)																																																																																	合計		-		-		-		-		区分	平成〇〇年度				戸 (増減 率) 数	従 事 日 数	従 事 日 数	増 減 率																																																						-		-																						-		-																																																																			
畜種	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
合計		-		-		-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
区分	〇〇年度				〇〇年度				〇〇年度				〇〇年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	戸 (増減 率) 数	従 事 日 数	従 事 日 数	増 減 率	戸 (増減 率) 数	従 事 日 数	従 事 日 数	増 減 率	戸 (増減 率) 数	従 事 日 数	従 事 日 数	増 減 率	戸 (増減 率) 数	従 事 日 数	従 事 日 数	増 減 率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
畜種	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)	戸数	飼養頭羽数 (頭・羽)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
合計		-		-		-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
区分	平成〇〇年度				平成〇〇年度				平成〇〇年度				平成〇〇年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	戸 (増減 率) 数	従 事 日 数	従 事 日 数	増 減 率	戸 (増減 率) 数	従 事 日 数	従 事 日 数	増 減 率	戸 (増減 率) 数	従 事 日 数	従 事 日 数	増 減 率	戸 (増減 率) 数	従 事 日 数	従 事 日 数	増 減 率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

区 分	新(変更後)	旧(変更前)																																																																																																																				
	<p>④ 地域畜産の活性化推進の体制強化</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>⑤ 馬事・畜産普及啓発の推進体制の強化</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>(削る。)</p> <p>6. 補助事業の完了期日 年 月 日</p> <p>7. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業区分</th> <th>具体的な事業の内容(回数、実施時期、日数、員数等を記載のこと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width:5%;">ア</td> <td style="width:25%;">畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化を図る事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>地域畜産の活性化推進体制の強化を図る事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>馬事・畜産普及啓発の推進体制の強化を図る事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td>(削る。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)補助事業の要件に掲げる事業ごとに記載すること。</p> <p>8. 補助事業の内容及び所要経費</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>事業費</th> <th>内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	事業区分		具体的な事業の内容(回数、実施時期、日数、員数等を記載のこと)	ア	畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化を図る事業		イ	地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業		ウ	地域畜産の活性化推進体制の強化を図る事業		エ	馬事・畜産普及啓発の推進体制の強化を図る事業		(削る。)	(削る。)		事業区分	数量	単価	事業費	内 訳																																				<div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>⑤ 地域団体と連携協調体制の基盤強化</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>⑥ 地域一体型事業モデル等の創出</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>(2) 補助を必要とする理由</p> <p>5. 補助事業の完了期日 平成 年 月 日</p> <p>6. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業区分</th> <th>具体的な事業の内容(回数、実施時期、日数、員数等を記載のこと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width:5%;">ア</td> <td style="width:25%;">畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化を図る事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>地方公共団体及び中央団体の補助・委託事業の実施体制の強化を図る事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>地域団体と連携協調体制の基盤強化を図る事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>地域一体型事業モデル等の創出を図る事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7. 補助事業の内容及び所要経費</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>事業費</th> <th>内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	事業区分		具体的な事業の内容(回数、実施時期、日数、員数等を記載のこと)	ア	畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化を図る事業		イ	地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業		ウ	地方公共団体及び中央団体の補助・委託事業の実施体制の強化を図る事業		エ	地域団体と連携協調体制の基盤強化を図る事業		オ	地域一体型事業モデル等の創出を図る事業		事業区分	数量	単価	事業費	内 訳																																			
事業区分		具体的な事業の内容(回数、実施時期、日数、員数等を記載のこと)																																																																																																																				
ア	畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化を図る事業																																																																																																																					
イ	地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業																																																																																																																					
ウ	地域畜産の活性化推進体制の強化を図る事業																																																																																																																					
エ	馬事・畜産普及啓発の推進体制の強化を図る事業																																																																																																																					
(削る。)	(削る。)																																																																																																																					
事業区分	数量	単価	事業費	内 訳																																																																																																																		
事業区分		具体的な事業の内容(回数、実施時期、日数、員数等を記載のこと)																																																																																																																				
ア	畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化を図る事業																																																																																																																					
イ	地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業																																																																																																																					
ウ	地方公共団体及び中央団体の補助・委託事業の実施体制の強化を図る事業																																																																																																																					
エ	地域団体と連携協調体制の基盤強化を図る事業																																																																																																																					
オ	地域一体型事業モデル等の創出を図る事業																																																																																																																					
事業区分	数量	単価	事業費	内 訳																																																																																																																		

区分	新(変更後)	旧(変更前)				
	<p>(注1) <u>上記7.実施計画に掲げる事業ごとの所要経費について、業務費と技術料をあらかじめ区分のうえ、その明細を記載すること。</u></p> <p>(注2) 単価については、「<u>〇〇年度 畜産振興補助事業標準単価表</u>」の金額を適用し、単価表に記載のない単価については、<u>実勢価格</u>を適用すること。</p> <p>9. 補助金振込先予定金融機関名 <u>金融機関名〇〇〇(金融機関コード) 〇〇〇支店(支店コード)</u> 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇号 口座名義 ^{フリガナ} 〇〇〇〇</p> <p>10. 添付書類(別掲)</p>	<p>(注1) <u>実施を計画しているアからオまでの各事業毎の全体の所要経費について、業務費と技術料をあらかじめ区分のうえ、その明細を記入すること。</u></p> <p>(注2) 単価については、「<u>平成〇〇年度 畜産振興補助事業標準単価表</u>」に記載された金額を適用し、単価表に記載のない単価については、<u>実勢価格</u>を適用すること。</p> <p>8. 補助金振込先予定銀行名 <u>〇〇〇銀行(銀行コード) 〇〇〇支店(支店コード)</u> 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇号 口座名義 ^{フリガナ} 〇〇〇〇</p> <p>9. 添付書類(別掲)</p>				
	<p><u>C-2 (地域畜産支援指導等体制強化・・・C-1以外の団体用)</u></p> <p>5. 補助事業を必要とする理由 (1) 補助を必要とする理由 (2) 補助事業に関する事業の実施状況と今後の事業計画目標 <u>(注)補助事業の要件に掲げる事業ごとに記載すること。</u></p> <p>6. 補助事業の完了期日 年 月 日</p> <p>7. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画</p> <table border="1" data-bbox="347 1321 1182 1388"> <tr> <td data-bbox="347 1321 712 1388">事業区分</td> <td data-bbox="712 1321 1182 1388">具体的な事業の内容(回数、実施時期、日数、員数等を記載のこと)</td> </tr> </table>	事業区分	具体的な事業の内容(回数、実施時期、日数、員数等を記載のこと)	<p><u>C-1 (地域畜産支援指導等体制強化・・・中央畜産会用)</u></p> <p>4. 補助事業を必要とする理由 (1) 補助を必要とする理由 (2) 補助事業に関する事業の実施状況と今後の事業計画目標 <u>①中央畜産会</u> <u>(注)中央畜産会が実施する事業について、取りまとめて記載すること。</u> <u>②都道府県畜産協会等</u> <u>(注)都道府県畜産協会等が実施する事業について、以下の区分に取りまとめて記載すること。</u> <u>ア. 畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化</u> <u>イ. 地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化</u> <u>ウ. 地方公共団体及び中央団体の補助・委託事業の実施体制の強化</u> <u>エ. 地域団体と連携協調体制の基盤強化</u> <u>オ. 地域一体型事業モデル等の創出</u></p> <p>5. 補助事業の完了期日 平成 年 月 日</p> <p>6. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画</p> <table border="1" data-bbox="1254 1321 2089 1388"> <tr> <td data-bbox="1254 1321 1619 1388">事業区分</td> <td data-bbox="1619 1321 2089 1388">具体的な事業の内容(回数、実施時期、日数、員数等を記載のこと)</td> </tr> </table>	事業区分	具体的な事業の内容(回数、実施時期、日数、員数等を記載のこと)
事業区分	具体的な事業の内容(回数、実施時期、日数、員数等を記載のこと)					
事業区分	具体的な事業の内容(回数、実施時期、日数、員数等を記載のこと)					

区分	新(変更後)	旧(変更前)																																																												
	<p>(削る。)</p> <p>(注)補助事業の要件に掲げる事業ごとに記載すること。</p> <p>8. 補助事業の内容及び所要経費</p> <table border="1" data-bbox="349 435 1182 652"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>事業費</th> <th>内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記 7. の実施計画に掲げる事業の所要経費を事業ごとに記載すること。</p> <p>9. 補助金振込先予定金融機関名 金融機関名〇〇〇(金融機関コード) 〇〇〇支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 フリガナ 〇〇〇〇</p> <p>10. 添付書類 (別掲)</p>	事業区分	数量	単価	事業費	内訳																										<p><u>都道府県畜産協会等が実施する地域畜産支援指導等体制強化事業のアからオまでの事業に準ずる業務及び都道府県畜産協会等の支援指導を行う業務</u></p> <p>7. 補助事業の内容及び所要経費</p> <table border="1" data-bbox="1256 435 2089 652"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>事業費</th> <th>内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 実施を計画しているアからオまでの各事業毎の全体の所要経費について、業務費と技術料をあらかじめ区分のうえ、その明細を記入すること。</p> <p>8. 補助金振込先予定銀行名 〇〇〇銀行(銀行コード) 〇〇〇支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 フリガナ 〇〇〇〇</p> <p>9. 添付書類 (別掲)</p>	事業区分	数量	単価	事業費	内訳																									
事業区分	数量	単価	事業費	内訳																																																										
事業区分	数量	単価	事業費	内訳																																																										
別掲 (添付書類)	<p>(1) 全事業に共通して必要なもの</p> <p>ア. <u>畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第1号に掲げる団体においては、定款(寄附行為を含む。)、当該補助事業年度の前々年度の決算報告書並びに前年度の事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類、当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図、補助事業の選定の申請をする者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類、当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあつては、当該補助事業に係る技術料調書〔個人別従事計画〕)、都道府県の区域内を事業地区とする団体にあつては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益</u></p>	<p>(1) 全事業に共通して必要なもの</p> <p>ア. <u>農業生産法人にあつては、農地法第2条第7項に定める資格を具備していることを明らかにするための農業委員会に提出した書類の写し及び当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図</u></p>																																																												

区分	新(変更後)	旧(変更前)
	<p><u>区域を明らかにした地図</u></p> <p>イ. <u>畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第2号に掲げる団体にあつては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図、当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図、補助事業の選定の申請をする者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類、当該補助事業に係る担当者名簿（当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあつては、当該補助事業に係る技術料調書〔個人別従事計画〕）</u></p> <p>ウ. <u>畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第3号に掲げる団体にあつては、定款（規約及び寄附行為を含む。）、当該補助事業年度の前々年度の決算報告書並びに前年度の事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類、当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図、補助事業の選定の申請をする者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類、当該補助事業に係る担当者名簿（当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあつては、当該補助事業に係る技術料調書〔個人別従事計画〕）、都道府県の区域内を事業地区とする団体にあつては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>イ. <u>農事組合法人等及び営農集団にあつては、構成員ごとの所有農地、申請事業に関連する家畜の飼養頭数を明らかにした書類並びに当該補助事業年度の前々年度の決算報告書、前年度の収支予算書、役員名簿、定款（農業生産法人にあつては、議決権を明示したもの）又は規約及び当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図</u></p> <p>ウ. <u>公社等にあつては、出資者別出資金を明記した書類及び定款（寄附行為を含む。）、当該補助事業年度の前々年度の決算報告書並びに前年度の事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、当該補助事業年度の財政基盤計画書及び当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図</u></p> <p>エ. <u>中央畜産会、馬事団体及び特認団体にあつては、定款（規約及び寄附行為を含む。）、当該補助事業年度の前々年度の決算報告書並びに前年度の事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類及び当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図</u></p> <p>オ. <u>都道府県畜産協会等あつては、定款（規約及び寄附行為を含む。）、当該補助事業年度の前々年度の決算報告書並びに前年度の事業計画</u></p>

区 分	新(変更後)	旧(変更前)
	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(2) 事業ごとに必要なもの ア. 施設設置に必要なもの [共通して必要なもの] a. ～e. (略) f. 家畜のふん尿処理を伴う施設を設置する事業にあつては、(a) <u>補助事業の実施場所</u>を所轄する市町村長又は付近住民で組織する団体等の施設設置に関する同意書の写し、(b)ふん尿を農家等との契約により土地還元する場合は、契約書の写し、(c)浄化処理の場合は、浄化施設の能力、処理過程及び水の確保が明らかとなる書類、(d)乾燥又は焼却の場合は、乾燥(焼却)機の能力及び処理過程が明らかとなる書類 g. 汚水浄化施設を設置する事業にあつては、(a) <u>補助事業の実施場所</u>を所轄する市町村長又は付近住民で組織する団体等の施設設置に関する同意書の写し、(b)余剰汚泥等を農家等との契約により土地還元する場合は、契約書の写し、(c)汚水浄化施設の能力、処理過程及び</p>	<p><u>書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類、当該補助事業年度の財政基盤強化計画書及び当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図</u></p> <p>カ. <u>都道府県の区域内を事業地区とする団体にあつては、事業主体の所在地、事業実施場所、事業の範囲、受益区域を明らかにした地図及び当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図</u></p> <p>キ. <u>補助事業を行おうとする者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類</u></p> <p>ク. <u>当該補助事業年度において技術料を補助の対象としない事業にあつては、当該補助事業に係る担当者名簿</u></p> <p>ケ. <u>当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあつては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書(個人別従事計画)</u></p> <p>(2) 事業ごとに必要なもの ア. 施設設置に必要なもの [共通して必要なもの] a. ～e. (略) f. 家畜のふん尿処理を伴う施設を設置する事業にあつては、(a) <u>事業実施場所</u>を所轄する市町村長又は付近住民で組織する団体等の施設設置に関する同意書の写し、(b)ふん尿を農家等との契約により土地還元する場合は、契約書の写し、(c)浄化処理の場合は、浄化施設の能力、処理過程及び水の確保が明らかとなる書類、(d)乾燥又は焼却の場合は、乾燥(焼却)機の能力及び処理過程が明らかとなる書類 g. 汚水浄化施設を設置する事業にあつては、(a) <u>事業実施場所</u>を所轄する市町村長又は付近住民で組織する団体等の施設設置に関する同意書の写し、(b)余剰汚泥等を農家等との契約により土地還元する場合は、契約書の写し、(c)汚水浄化施設の能力、処理過程及び水の確</p>

区分	新(変更後)	旧(変更前)																								
	<p>水の確保が明らかとなる書類、(d)乾燥又は焼却の場合は、乾燥(焼却)機の能力及び処理過程が明らかとなる書類</p> <p>イ. 施設設置以外に必要なもの(略)</p>	<p>保が明らかとなる書類、(d)乾燥又は焼却の場合は、乾燥(焼却)機の能力及び処理過程が明らかとなる書類</p> <p>イ. 施設設置以外に必要なもの(略)</p>																								
様式第2号	<p>様式第2号</p> <p style="text-align: right;">○○年度畜産振興補助事業変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 所在地 (フリガナ) 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第7条第2号の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 変更する内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>補助事業の実施場所</u></p> <table border="1" data-bbox="353 1045 1193 1225"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助事業の 実施場所</th> <th>市街化区域内外の別</th> <th>土地・施設 確保の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>5. ～7. (略)</p>	区分	補助事業の 実施場所	市街化区域内外の別	土地・施設 確保の状況	変更前				変更後				<p>様式第2号</p> <p style="text-align: right;">平成○○年度畜産振興補助事業変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 所在地 (フリガナ) 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第7の(2)の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 変更する内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>事業実施の場所</u></p> <table border="1" data-bbox="1261 1045 2101 1182"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施場所</th> <th>市街化区域内外の別</th> <th>土地確保の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>5. ～7. (略)</p>	区分	実施場所	市街化区域内外の別	土地確保の状況	変更前				変更後			
区分	補助事業の 実施場所	市街化区域内外の別	土地・施設 確保の状況																							
変更前																										
変更後																										
区分	実施場所	市街化区域内外の別	土地確保の状況																							
変更前																										
変更後																										
様式第3号	様式第3号	様式第3号																								

区 分	新(変更後)	旧(変更前)
	<p style="text-align: center;"><u>〇〇年度畜産振興補助事業延期承認申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 所在地 (フリガナ)</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 ⑩</p> <p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業について下記の理由により、予定期間内に完了の見込がないので、完了期日の延期を承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第7条第3号の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 延期後の完了年月日 年 月 日</p> <p>4. ～5. (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>平成〇〇年度畜産振興補助事業延期承認申請書</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 所在地 (フリガナ)</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 ⑩</p> <p>平成 年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業について下記の理由により、予定期間内に完了の見込がないので、完了期日の延期を承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第7の(3)の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 延期後の完了年月日 平成 年 月 日</p> <p>4. ～5. (略)</p>
様式第4号	<p>様式第4号</p> <p style="text-align: center;"><u>〇〇年度畜産振興補助事業中止(廃止)報告書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 所在地 (フリガナ)</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 ⑩</p> <p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記の事由により中止(廃止)のやむなきに至りましたので、畜産振興事業補助実施要綱第7条第5号の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>様式第4号</p> <p style="text-align: center;"><u>平成〇〇年度畜産振興補助事業中止(廃止)報告書</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 所在地 (フリガナ)</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 ⑩</p> <p>平成 年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記の事由により中止(廃止)のやむなきに至りましたので、畜産振興事業補助実施要綱第7の(5)の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

区分	新(変更後)	旧(変更前)
	1. ～3. (略)	1. ～3. (略)
様式第5号	<p>様式第5号</p> <p style="text-align: right;">〇〇年度畜産振興補助事業廃用処分承認申請書 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○〇〇〇 殿 所在地 (フリガナ) 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって確定(交付決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり廃用処分をしたいと思いますので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第7条第6号の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～5. (略) 6. 添付書類 (1) 廃用処分に係る事業実施主体の総会又は役員会議事録の写し (2)～(3) (略)</p>	<p>様式第5号</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年度畜産振興補助事業廃用処分承認申請書 平成 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○〇〇〇 殿 所在地 (フリガナ) 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付け 地全協補第 号をもって確定(交付決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり廃用処分をしたいと思いますので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第7の(6)の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～5. (略) 6. 添付書類 (1) 廃用処分に係る事業主体の総会又は役員会議事録の写し (2)～(3) (略)</p>
様式第6号	<p>様式6号</p> <p style="text-align: right;">〇〇年度畜産振興補助事業完了報告書 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○〇〇〇 殿 所在地 (フリガナ) 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>年 月 日付け 地全協補第 号による補助金の交付の決定の通知(年月日付け 地全協補第 号による変更承認通知)に基づいて下記のとおり事業を完了しましたので、畜産振興事業補助実施要綱第12条第1項の規定により報告します。</p> <p>なお、併せて精算額 千円の交付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>様式6号</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年度畜産振興補助事業完了報告書 平成 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○〇〇〇 殿 所在地 (フリガナ) 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付け 地全協補第 号による補助金の交付の決定の通知(平成 年 月 日付け 地全協補第 号による変更承認通知)に基づいて下記のとおり事業を完了しましたので、畜産振興事業補助実施要綱第12の1の規定により報告します。</p> <p>なお、併せて精算額 千円の交付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

区分	新(変更後)	旧(変更前)																								
	<p>1. ～2. 略</p> <p>3. 補助事業の実施場所</p> <table border="1" data-bbox="338 264 1191 421"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助事業の実施場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>4. 補助事業を完了した期日 年 月 日</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 補助事業の内容及び所要経費 (注) 交付決定通知内容を参考に、備考欄には支出内容等を具体的且つ詳細に記載すること。</p> <p>7. 補助金振込先予定金融機関名 金融機関名○○○(金融機関コード) ○○○支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.○○○○○○号 口座名義 フリガナ ○○○○</p> <p>8. 添付書類 (1) 全事業に共通して必要なもの ア. (略) イ. (略) ウ. 当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とした事業にあっては、技術料調書〔個人別従事実績〕) (削る。)</p> <p>(2) 事業ごとに必要なもの (略)</p>	区分	補助事業の実施場所	備考										<p>1. ～2. 略</p> <p>3. 事業実施場所</p> <table border="1" data-bbox="1247 264 2101 421"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業実施場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>4. 補助事業を完了した期日 平成 年 月 日</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 補助事業の内容及び所要経費 (注) 選定申請書の様式を参考にし、備考欄には単価、員数、適用項目等を具体的且つ詳細に記載すること。</p> <p>7. 補助金振込先予定銀行名 ○○○銀行(銀行コード) ○○○支店(支店コード) 普通・当座 口座 No.○○○○○○号 口座名義 フリガナ ○○○○</p> <p>8. 添付書類 (1) 全事業に共通して必要なもの ア. 補助事業選定申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの イ. 完了報告書の提出にあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告する場合には、その積算の内訳等が明らかとなる書類 ウ. 当該補助事業年度において技術料を補助の対象としない事業にあっては、当該補助事業に係る担当者名簿 エ. 当該補助事業年度において技術料を補助の対象とした事業にあっては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書(個人別従事実績)</p> <p>(2) 事業ごとに必要なもの (略)</p>	区分	事業実施場所	備考									
区分	補助事業の実施場所	備考																								
区分	事業実施場所	備考																								
様式第7号	<p>様式第7号</p> <p>○○年度畜産振興補助事業個別評価結果等報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿</p>	<p>様式第7号</p> <p>平成○○年度畜産振興補助事業個別評価結果等報告書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿</p>																								

区分	新(変更後)	旧(変更前)
	<p style="text-align: center;">所在地 (フリガナ)</p> <p style="text-align: center;">名称 代表者氏名 (印)</p> <p>〇〇年度に実施した畜産振興補助事業(事業名)について、下記により事業の実施状況等を評価したので、畜産振興事業補助実施要綱第12条第2項の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. <u>事業実施主体等(間接補助事業者を含む。)</u> 3. <u>事業の実施期間 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日</u> 4. <u>事業の概要(事業の計画、事業目標、意義等を記載)</u> <u>(注) 選定申請書及び完了報告書の内容と整合性を図り、記載すること。</u> 5. <u>事業の評価(必要性、効率性、有効性等を具体的に記載)</u> <u>(注) 選定申請書に記載した当該計画目標に対するアウトプット(直接目標：計画目標に対する直接の結果)及びアウトカム(成果目標：直接目標の達成からフィードバックされる間接の成果)が明らかとなるよう記載すること。</u> 6. <u>事業の支障となっている事項及び改善事項</u> <u>(注) 当該補助事業を実施する上で支障となった事項及び当該支障事項を改善する(した)具体的内容をそれぞれ記載すること。</u> 7. <u>都道府県又は中央団体による意見</u> <u>(注) 当該補助事業の実施状況を踏まえ、都道府県又は中央団体の見解(評価)を記載すること。</u> 8. <u>特記事項</u> <u>(注) 上記4.～6.に記載した以外の事項について、特に記載すべき事項がある場合にのみ記載すること。</u> 9. (略) 	<p style="text-align: center;">所在地 (フリガナ)</p> <p style="text-align: center;">名称 代表者氏名 (印)</p> <p>平成〇〇年度に実施した畜産振興補助事業(事業名)について、下記により事業の実施状況等を評価したので、畜産振興事業補助実施要綱第12の2の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. <u>事業主体等(間接事業主体を含む。)</u> 3. <u>事業の実施期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日</u> 4. <u>事業の概要(事業の計画、事業目標、意義等を記載)</u> (新設) 5. <u>事業の評価(必要性、効率性、有効性等を具体的に記載)</u> (新設) 6. <u>事業の支障となっている事項及び改善事項</u> (新設) 7. <u>都道府県又は中央団体による意見</u> (新設) 8. <u>特記事項</u> (新設) 9. (略)
様式第8号	様式第8号	様式第8号

区分	新(変更後)	旧(変更前)
	<p>〇〇年度畜産振興補助事業仕入れに係る消費税等相当額報告書 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○〇〇〇 殿 所在地 (フリガナ) 名 称 代表者氏名 ⑩</p> <p>年 月 日付け 地全協補第 号による補助金の交付の決定の通知(年 月 日付け 地全協補第 号による変更承認通知)のありました補助事業に係る補助金について、下記のとおり仕入れに係る消費税等相当額が確定しましたので、畜産振興事業補助実施要綱第12条第4項の規定により報告します。</p> <p>なお、併せて 円を返還します。</p> <p>記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 畜産振興事業補助実施要綱第13条の補助金の額の確定額 (年 月 日付け 地全協補第 号による額の確定通知額) 円</p> <p>3~5. 略</p>	<p>平成〇〇年度畜産振興補助事業仕入れに係る消費税等相当額報告書 平成 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○〇〇〇 殿 所在地 (フリガナ) 名 称 代表者氏名 ⑩</p> <p>平成 年 月 日付け 地全協補第 号による補助金の交付の決定の通知(平成 年 月 日付け 地全協補第 号による変更承認通知)のありました補助事業に係る補助金について、下記のとおり仕入れに係る消費税等相当額が確定しましたので、畜産振興事業補助実施要綱第12の3の規定により報告します。</p> <p>なお、併せて 円を返還します。</p> <p>記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 畜産振興事業補助実施要綱第13の補助金の額の確定額 (平成 年 月 日付け 地全協補第 号による額の確定通知額) 円</p> <p>3~5. 略</p>
様式第9号	<p>様式第9号 〇〇年度畜産振興補助事業財産処分承認申請書 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○〇〇〇 殿 所在地 (フリガナ) 名 称</p>	<p>様式第9号 平成〇〇年度畜産振興補助事業財産処分承認申請書 平成 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○〇〇〇 殿 所在地 (フリガナ) 名 称</p>

区 分	新(変更後)	旧(変更前)
	<p style="text-align: center;">代表者氏名 ㊟</p> <p><u>年 月 日</u>付け 地全協補第 号をもって確定(交付決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり処分をしたいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第18条第2項の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 添付書類</p> <p>(1) 財産処分に係る<u>事業実施主体</u>の総会又は役員会議事録の写し</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p style="text-align: center;">代表者氏名 ㊟</p> <p><u>平成 年 月 日</u>付け 地全協補第 号をもって確定(交付決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり処分をしたいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第18の2の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 添付書類</p> <p>(1) 財産処分に係る<u>事業主体</u>の総会又は役員会議事録の写し</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
様式第10号	<p>様式第10号</p> <p style="text-align: center;"><u>〇〇年度畜産振興補助事業滅失報告書</u></p> <p style="text-align: right;"><u>年 月 日</u></p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">㊟ 所在地</p> <p style="text-align: center;">(フリガナ)</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 ㊟</p> <p><u>年 月 日</u>付け 地全協補第 号をもって確定(交付決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり滅失したので、畜産振興事業補助実施要綱第19条第2項の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～6. (略)</p>	<p>様式第10号</p> <p style="text-align: center;"><u>平成〇〇年度畜産振興補助事業滅失報告書</u></p> <p style="text-align: right;"><u>平成 年 月 日</u></p> <p>地方競馬全国協会理事長 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">㊟ 所在地</p> <p style="text-align: center;">(フリガナ)</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 ㊟</p> <p><u>平成 年 月 日</u>付け 地全協補第 号をもって確定(交付決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり滅失したので、畜産振興事業補助実施要綱第19の2の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～6. (略)</p>

畜産振興事業補助実施要綱の一部変更

畜産振興事業補助実施要綱（昭和 53 年 11 月 14 日制定）の一部を新旧対照表のとおり変更する。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 22 年 4 月 2 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 21 年度以降の補助事業から適用し、平成 21 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

地方競馬全国協会 畜産振興事業補助実施要綱 新旧対照表

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(趣旨) 第 1 条 (略)</p> <p>(補助事業の選定の基準) 第 2 条 (略)</p>	<p>(趣旨) 第 1 条 地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、国、地方公共団体の畜産振興に関する方針に即して、畜産振興諸施策を円滑化し、若しくは補完し又は先駆的役割を果たすことを目的として、第 2 条第 3 項に掲げる団体が行う馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業を実施するのに要する経費について、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業（地方競馬全国協会業務方法書第 32 条第 1 項に規定する事業をいう。以下「補助事業」という。）の選定及び実施並びに補助の方法等に関しては、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助事業の選定の基準) 第 2 条 補助事業は、前条の補助の目的に即し、国、地方公共団体が行う畜産振興諸施策との整合性に充分配慮するとともに、次に掲げる項目に重点を置いて選定するものとし、補助事業の実施期間は、別表に掲げる事業ごとに定める期間とする。</p> <p>(1) 農業振興地域、酪農・肉用牛生産近代化計画樹立市町村、国の行う</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(略)</p> <p>3 補助事業を行う事業主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる団体の中から、協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が決定した団体とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業協同組合、<u>農業協同組合連合会又は農事組合法人</u></p> <p>(3) <u>農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権(株主総会において議決することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第379条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式に係る議決権を含む。)の過半数を有する法人</u></p> <p>(4) <u>農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法第575条第1項に規定する持分会社</u></p>	<p>生産振興総合対策の地域農業マスタープラン策定市町村等、国又は地方公共団体が農業又は畜産の振興を図ることとしている地域において行われる事業であること。</p> <p>(2) 都道府県の区域内を事業地区とする団体が実施する事業にあつては、都道府県の適切な指導を受けられるものであるとともに、都道府県等が積極的に推進する事業であること。</p> <p>(3) 事業の必要性が高く、補助の成果を期待しうるものであること。</p> <p>(4) 事業の実施の確認が困難でないものであること。</p> <p>2 補助事業の範囲は、別表に掲げる馬の改良増殖の推進、畜産の経営又は技術の指導、畜産経営の合理化及び家畜・畜産物等の流通合理化に係る事業、その他畜産の振興上特に必要と認めるものとする。</p> <p>3 補助事業を行う事業主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる団体とし、<u>各事業別の事業実施主体となり得る団体については、別に定める当該年度の地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領に基づき応募のあった者のうち、協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が決定した団体とする。</u></p> <p>(1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人</p> <p>(2) 農業協同組合<u>又は農業協同組合連合会</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体</u></p> <p>(新設)</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p><u>ただし、株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり、かつ、公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものとし、持分会社にあつては、その法人の常時従事者たる社員(その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。)が、業務を執行する社員の数の過半を占めていること。</u></p> <p><u>(5) 畜産業を営む個人が直接の主たる構成員となっている団体</u> <u>ただし、当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。</u></p> <p><u>ア 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。</u></p> <p><u>イ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続きを明らかにしていること。</u></p> <p><u>ウ 意思決定の機関及びその方法についての定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。</u></p> <p><u>エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。</u></p> <p><u>オ 収支計算書及び会計帳簿を作成している等、財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 補助の対象は、別表に掲げるものとし、次に掲げる経費については補助しない。</p> <p>(1) 現に国の行う補助の対象となっているものに要する経費</p> <p>(2) 土地、建物又は構築物の買収又は貸借に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)</p> <p>(3) 建物又は構築物の増・移・改築、模様替、併設、合体又は更新に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)</p> <p>(4) 物品の更新又は消耗的物品、古品の購入に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(補助金の額の算出の方法) 第3条 (略)</p> <p>(補助事業の実施) 第4条 (略)</p> <p>(補助事業の選定の申請) 第5条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定)</p>	<p>(補助金の額の算出の方法) 第3条 補助金の額は、各事業について別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。</p> <p>(補助事業の実施) 第4条 補助事業は、当該事業を実施するその年の4月1日以後に開始し、翌年の3月31日までに完了しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事情があつて第7条第3号承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(補助事業の選定の申請) 第5条 補助事業の選定の申請をする者は、別紙様式第1号による補助事業選定申請書を協会が別に定める期日までに協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によるものであつて協会が特に認める場合にあつては、この限りでない。 2 補助事業の選定の申請をする者は、前項の規定による補助事業選定申請書を提出するにあつて、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りでない。</p> <p>(補助金の交付の決定)</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>第6条 (略)</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第6条 協会は、前条第1項の規定により補助事業の選定の申請があった事業につき適当であると認めるときは補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。この場合において、適正な補助事業が行われるようにするため必要があるときは、補助事業の選定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第7条 補助金の交付の条件として付する事項は、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項とする。</p> <p>この場合において、補助事業の要件に規定する事業の規模は、補助事業の実施場所ごとのものとする。</p> <p>(1) 事業実施主体は、協会が指定した経費に係る補助金については相互に流用しないこと。</p> <p>(2) 事業実施主体は、次のいずれかに該当する場合には、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けること。</p> <p>ア 協会が指定したものの数量について、その2割を超えて変更しようとする場合</p> <p>イ 補助事業の実施場所を変更しようとする場合</p> <p>ウ 協会が指定したものの主要構造を変更しようとする場合</p> <p>(3) 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合には、別紙様式第3号による延期承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること。</p> <p>(4) 事業実施主体は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び遂行状況を記載した書類をすみやかに協会に提出して指示を受けること。</p> <p>(5) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、別紙様</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(補助金の交付の決定の通知) 第8条 (略)</p> <p>(補助事業の選定の申請の取下げ) 第9条 (略)</p> <p>(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等)</p>	<p>式第4号による中止又は廃止報告書をすみやかに協会に提出すること。</p> <p>(6) 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であつて協会が指定したものを廃用しようとするときは、別に定める期間を経過した場合を除き、別紙様式第5号による廃用処分承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けると及び当該承認にあたって条件を付された場合には当該条件を遵守すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか補助金の交付の目的を達成するため必要と認めて付する事項</p> <p>(補助金の交付の決定の通知) 第8条 協会は、第6条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、補助事業の選定の申請をした者に補助事業として選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び前条の規定により協会が付した条件を通知する。</p> <p>2 協会は、前条第2号の規定により変更の承認をしたときは、事業実施主体に対し変更した交付の決定の内容を通知する。</p> <p>(補助事業の選定の申請の取下げ) 第9条 補助事業の選定の申請をした者は、前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその理由を記載した書類を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。</p> <p>(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等)</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>第10条 (略)</p> <p>(事業実施主体の名称変更)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(補助事業の完了等の報告)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>第10条 協会は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。</p> <p>2 協会は、前項の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を事業実施主体に通知する。</p> <p>(事業実施主体の名称変更)</p> <p>第11条 補助事業の選定の申請をした者(当該申請について選定されないことが決定した者を除く。)又は事業実施主体がその名称を変更した場合にあっては、その理由を記載した書類をすみやかに協会に提供しなければならない。</p> <p>(補助事業の完了等の報告)</p> <p>第12条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、別紙様式第6号による完了報告書を補助事業の完了の日から起算して2箇月を経過した日までに協会に提出しなければならない。</p> <p>2 事業実施主体は、補助事業完了時における前項に基づく報告書の提出にあたっては、別紙様式第1号の事業計画目標等に照らして、その事業実施状況等を評価し、その結果を別紙様式7号による個別評価結果等報告書により、補助事業の完了日から起算して2箇月を経過した日までに協会に提出しなければならない。</p> <p>3 第5条第2項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、第1項の規定による完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>4 第5条第2項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(補助金の額の確定とその通知) 第13条 (略)</p> <p>(補助金の交付の方法) 第14条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し) 第15条 (略)</p>	<p>業実施主体は、第1項の規定による完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第8号による仕入れに係る消費税等相当額報告書によりすみやかに協会に報告するとともに、協会からの指示に基づきこれを返還しなければならない。</p> <p>(補助金の額の確定とその通知) 第13条 協会は、前条第1項の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付の決定をしたときの補助金の額(第8条第2項の規定による交付の決定の変更又は第10条第2項の規定による取消し若しくは変更をしたものについてはその額)の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し事業実施主体に通知する。</p> <p>(補助金の交付の方法) 第14条 補助金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた補助事業については、概算払をすることがある。</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し) 第15条 協会は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>2 協会は、協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として当該補助金の交付の目的に従って交付される補助金(以下「間接補助金」という。)の交付の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者(以</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(財産処分の制限) 第 18 条 (略)</p> <p>(報告の徴収) 第 19 条 (略)</p>	<p>ついては、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。</p> <p>2 事業実施主体は、第 12 条第 4 項又は前条の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。</p> <p>3 前 2 項の場合において、協会がやむを得ない事情があると認めたときは、加算金若しくは延滞金の全部又は一部を免除することがある。</p> <p>(財産処分の制限) 第 18 条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定するものを、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により協会の承認を受けようとするときは、別紙様式第 9 号による財産処分承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の承認にあつては、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することがある。</p> <p>(報告の徴収) 第 19 条 協会は、事業実施主体又は間接補助事業者に対し、補助事業又は間接補助事業の遂行状況、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。</p> <p>2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であつて協会が前条第 1 項の規定により指定したものの全部又は一部が、</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(補助事業及び間接補助事業の監査) 第 20 条 (略)</p> <p>(申請書及び通知書等の経由) 第 21 条 (略)</p> <p>(帳簿等の保管) 第 22 条 (略)</p>	<p>天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には別紙様式第 10 号による滅失報告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。</p> <p>3 事業実施主体は、補助事業により取得した財産であって協会が指定したものについて、当該補助事業年度(当該補助事業について第 6 条の規定による交付の決定のあった日の属する年度をいう。以下同じ。)の次年度以降 3 年間毎年度その利用状況につき翌年の 8 月 31 日までに協会に報告しなければならない。</p> <p>(補助事業及び間接補助事業の監査) 第 20 条 協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、事業実施主体及び間接補助事業者はこれを拒んではならない。</p> <p>2 協会が特に指定した事業については、公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 1 条の 3 第 3 項に規定する監査法人による監査を実施することがある。</p> <p>(申請書及び通知書等の経由) 第 21 条 都道府県の区域内を事業地区とする団体に係る補助事業について、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体から協会に提出する書類及び協会から補助事業の申請をした者又は事業実施主体に送付する書類は、その団体の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。</p> <p>(帳簿等の保管) 第 22 条 事業実施主体又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(雑則) 第 23 条 (略)</p>	<p>第 13 条の規定による確定通知を受理した日の属する年度の次年度から起算して 5 年間(第 18 条第 1 項ただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあってはその期間(その期間が 5 年を下回るときは 5 年間))整理保管しなければならない。</p> <p>(雑則) 第 23 条 補助事業について、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体がこの要綱の規定により協会に提出する書類は、1 部とする。 2 協会は、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体にこの要綱に規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。 3 補助事業の選定及び実施並びに補助の方法に関しては、この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。</p>

地方競馬全国協会 畜産振興事業補助実施要綱別表 新旧対照表

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
I 馬の改良増殖推進事業	(1) 登録推進 家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。	<u>第2条第3項各号に掲げる団体</u>	登録推進費	定額	平成15年度から8年間以内	I 馬の改良増殖推進事業	(1) 登録推進 家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。	<u>第2条第3項第1号に掲げる団体</u>	登録推進費	定額	平成15年度から8年間以内
	(2) 種雄馬の導入(農用馬) ア 導入する種雄馬は、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく輓系馬(以下「輓系馬」という。)であること。 イ 導入する種雄馬は、別に定める登録を受けていること。 ウ 導入する種雄馬のその他の要件は別に定める。	<u>第2条第3項各号に掲げる団体</u>	種雄馬導入費	定額	平成15年度から8年間以内		(2) 種雄馬の導入(農用馬) ア 導入する種雄馬は、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく輓系馬(以下「輓系馬」という。)であること。 イ 導入する種雄馬は、別に定める登録を受けていること。 ウ 導入する種雄馬のその他の要件は別に定める。	<u>第2条第3項第1号及び第2号に掲げる団体</u>	種雄馬導入費	定額	平成15年度から8年間以内
	(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ① 奨励金交付事業 ア 都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。 イ 次のいずれかの事業を実施していること。 (ア) 純粋種の農用種雌馬を導入又は自家保留した飼養者に対し、純粋種種雌馬繁殖奨励金を交付する事業	<u>第2条第3項各号に掲げる団体</u>	純粋種種雌馬繁殖奨励費 農用種雌馬繁殖奨励費 推進事務費	定額 定額 定額	平成15年度から8年間以内		(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ① 奨励金交付事業 ア 都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。 イ 次のいずれかの事業を実施していること。 (ア) 純粋種の農用種雌馬を導入又は自家保留した飼養者に対し、純粋種種雌馬繁殖奨励金を交付する事業	<u>第2条第3項第1号及び第2号に掲げる団体</u>	純粋種種雌馬繁殖奨励費 農用種雌馬繁殖奨励費 推進事務費	定額 定額 定額	平成15年度から8年間以内

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(イ) 農用種雌馬(純粋種を除く。)を導入又は自家保留した飼養者(新たに飼養を開始する者を含む。)に対し、農用種雌馬繁殖奨励金を交付する事業</p> <p>ウ 奨励金の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(ア) 社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく血統登録を受けた軌系馬であること。</p> <p>(イ) 同規程に基づく繁殖登録について、導入にあつては既に登録を受けたもの又は当該年度から起算して3箇年以内に受けるもの、自家保留にあつては当該年度に登録を受けたものであること。</p> <p>(ウ) 年齢について、導入にあつては購買時3歳以下、自家保留にあつては繁殖登録時1歳以上3歳以下であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあつては、8歳以下であること。</p> <p>(エ) 当該年から起算して3箇年間、繁殖の用に供されること。</p> <p>エ 奨励金の交付対象となる農用種雌馬のその他の要件は別に定める。</p>						<p>(イ) 農用種雌馬(純粋種を除く。)を導入又は自家保留した飼養者(新たに飼養を開始する者を含む。)に対し、農用種雌馬繁殖奨励金を交付する事業</p> <p>ウ 奨励金の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(ア) 社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく血統登録を受けた軌系馬であること。</p> <p>(イ) 同規程に基づく繁殖登録について、導入にあつては既に登録を受けたもの又は当該年度から起算して3箇年以内に受けるもの、自家保留にあつては当該年度に登録を受けたものであること。</p> <p>(ウ) 年齢について、導入にあつては購買時3歳以下、自家保留にあつては繁殖登録時1歳以上3歳以下であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあつては、8歳以下であること。</p> <p>(エ) 当該年から起算して3箇年間、繁殖の用に供されること。</p> <p>エ 奨励金の交付対象となる農用種雌馬のその他の要件は別に定める。</p>				

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>② 導入貸付事業</p> <p>ア 都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。</p> <p>イ 次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>(ア) 純粋種の農用種雌馬を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p> <p>(イ) 農用種雌馬(純粋種を除く。)を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p> <p>ウ 導入費の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(ア) 社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく血統登録を受けた軌系馬であること。</p> <p>(イ) 同規程に基づく繁殖登録について、既に登録を受けたもの又は貸付契約期間内に受けるものであること。</p> <p>(ウ) 年齢について、購買時3歳以下であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあつては、8歳以下であること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>純粋種雌馬導入費</p> <p>農用種雌馬導入費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	平成 20 年度から 3 年間以内		<p>② 導入貸付事業</p> <p>ア 都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。</p> <p>イ 次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>(ア) 純粋種の農用種雌馬を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p> <p>(イ) 農用種雌馬(純粋種を除く。)を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p> <p>ウ 導入費の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(ア) 社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく血統登録を受けた軌系馬であること。</p> <p>(イ) 同規程に基づく繁殖登録について、既に登録を受けたもの又は貸付契約期間内に受けるものであること。</p> <p>(ウ) 年齢について、購買時3歳以下であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあつては、8歳以下であること。</p>	第2条第3項第1号及び第2号に掲げる団体	<p>純粋種雌馬導入費</p> <p>農用種雌馬導入費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	平成 20 年度から 3 年間以内

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	(エ) 当該年から起算して3箇年間、繁殖の用に供されること。 エ 導入費の対象となる農用種雌馬のその他の要件は別に定める。						(エ) 当該年から起算して3箇年間、繁殖の用に供されること。 エ 導入費の対象となる農用種雌馬のその他の要件は別に定める。				
	(4) 農用馬の繁殖奨励 ① 優良種雄馬繁殖奨励種雄馬の維持活用を図るため、次の事業を実施していること。 〔種付奨励〕 種雄馬の維持活用を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬を自ら管理するか、又は飼養する者に対し、種付奨励金を交付する事業	〔種付奨励〕 第2条第3項各号に掲げる団体	〔種付奨励〕 種付奨励費 推進事務費	定額 定額	平成15年度から8年間以内		(4) 農用馬の繁殖奨励 ① 優良種雄馬繁殖奨励種雄馬の維持活用を図るため、次の事業を実施していること。 〔種付奨励〕 種雄馬の維持活用を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬を自ら管理するか、又は飼養する者に対し、種付奨励金を交付する事業	〔種付奨励〕 第2条第3項第1号及び第2号に掲げる団体	〔種付奨励〕 種付奨励費 推進事務費	定額 定額	平成15年度から8年間以内
	② 子馬生産奨励 農用馬の生産を促進するために、次の事業を実施していること。 〔生産奨励〕 農用馬の生産を促進するため、別に定める要件を満たす農用馬を生産した者に対し、生産奨励金を交付する事業	〔生産奨励〕 第2条第3項各号に掲げる団体	〔生産奨励〕 生産奨励費 推進事務費	定額 定額	平成15年度から8年間以内		② 子馬生産奨励 農用馬の生産を促進するために、次の事業を実施していること。 〔生産奨励〕 農用馬の生産を促進するため、別に定める要件を満たす農用馬を生産した者に対し、生産奨励金を交付する事業	〔生産奨励〕 第2条第3項第1号及び第2号に掲げる団体	〔生産奨励〕 生産奨励費 推進事務費	定額 定額	平成15年度から8年間以内

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>③ 改良促進奨励 農用馬のけん引能力の改良促進及び優良種雌馬の資源確保を図るために、次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>[改良促進奨励] 農用馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬又は種雌馬を飼養していた者に対し、奨励金を交付する事業</p>	[改良促進奨励] 第2条第3項各号に掲げる団体	[改良促進奨励] 優良種雄馬改良促進奨励費	定額	平成19年度から4年間以内		<p>③ 改良促進奨励 農用馬のけん引能力の改良促進及び優良種雌馬の資源確保を図るために、次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>[改良促進奨励] 農用馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬又は種雌馬を飼養していた者に対し、奨励金を交付する事業</p>	[改良促進奨励] 第2条第3項第1号及び第2号に掲げる団体	[改良促進奨励] 優良種雄馬改良促進奨励費	定額	平成19年度から4年間以内
	[保留奨励] 優良種雌馬の資源確保を図るため、別に定める要件を満たす種雌馬を飼養していた者に対し、奨励金を交付する事業	[保留奨励] 第2条第3項各号に掲げる団体	[保留奨励] 優良種雌馬保留奨励費	定額			[保留奨励] 優良種雌馬の資源確保を図るため、別に定める要件を満たす種雌馬を飼養していた者に対し、奨励金を交付する事業	[保留奨励] 第2条第3項第1号及び第2号に掲げる団体	[保留奨励] 優良種雌馬保留奨励費	定額	
	<p>④ 生産技術指導 ア 都道府県の馬産振興計画に基づき農用馬の生産振興のために生産技術指導を行う者に指導奨励金を交付していること。 イ 別に定める要件を内容とする指導奨励金交付に係る規程を定めていること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	指導奨励費	定額	平成15年度から8年間以内		<p>④ 生産技術指導 ア 都道府県の馬産振興計画に基づき農用馬の生産振興のために生産技術指導を行う者に指導奨励金を交付していること。 イ 別に定める要件を内容とする指導奨励金交付に係る規程を定めていること。</p>	第2条第3項第1号及び第2号に掲げる団体	指導奨励費	定額	平成15年度から8年間以内
			推進事務費	定額					推進事務費	定額	
			推進事務費	定額					推進事務費	定額	

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	(5) その他 馬の改良増殖に資するため必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項各号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。		(5) その他 馬の改良増殖に資するため必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
Ⅱ 畜産経営技術指導事業	(1) 地域畜産支援指導等体制強化 都道府県の支援を受けて、自らの体制強化と別に定める要件を満たす次のいずれかの事業を実施していること。 ア 畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化を図る事業 イ 地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業 ウ 地域畜産の活性化推進体制の強化を図る事業 エ 馬事・畜産普及啓発の推進体制の強化を図る事業	<u>第2条第3項各号に掲げる団体</u>	担い手育成・確保・増強推進費 畜産関連公益活動推進費 地域畜産活性化推進費 馬事・畜産普及啓発推進費	定額	平成22年度から3年間以内	Ⅱ 畜産経営技術指導事業	(1) 地域畜産支援指導等体制強化 都道府県の支援を受けて、自らの体制強化と別に定める要件を満たす次のいずれかの事業を実施していること。 ア 畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化を図る事業 イ 地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業 ウ 地域畜産の活性化推進体制の強化を図る事業 エ 馬事・畜産普及啓発の推進体制の強化を図る事業	<u>第2条第3項第1号に掲げる団体</u>	担い手育成・確保・増強推進費 畜産関連公益活動推進費 地域畜産活性化推進費 馬事・畜産普及啓発推進費	定額	平成22年度から3年間以内

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	上記アからエまでの事業に準ずる業務及び都道府県において上記事業の事業実施主体の業務を円滑かつ適正に実施するための指導を実施していること。	<u>第2条第3項各号に掲げる団体</u>	担い手育成・確保・増強推進費 畜産関連公益活動推進費 地域畜産活性化推進費 馬事・畜産普及啓発推進費	定額	平成22年度から3年以内		上記アからエまでの事業に準ずる業務及び都道府県において上記事業の事業実施主体の業務を円滑かつ適正に実施するための指導を実施していること。	<u>第2条第3項第1号に掲げる団体</u>	担い手育成・確保・増強推進費 畜産関連公益活動推進費 地域畜産活性化推進費 馬事・畜産普及啓発推進費	定額	平成22年度から3年以内
	(2) その他 研修、講習等畜産経営技術指導に資するため特に必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項各号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。		(2) その他 研修、講習等畜産経営技術指導に資するため特に必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
Ⅲ 畜産経営合理化事業 1 酪農生産対策	酪農生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項各号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	Ⅲ 畜産経営合理化事業 1 酪農生産対策	酪農生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
2 肉用牛生産対策	肉用牛生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項各号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	2 肉用牛生産対策	肉用牛生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
3 中小家畜の生産対策	中小家畜の生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項各号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	3 中小家畜の生産対策	中小家畜の生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
4 草地・飼料の有効利用推進	草地・飼料の有効利用に資するため特に必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項各号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	4 草地・飼料の有効利用推進	草地・飼料の有効利用に資するため特に必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
5 家畜の飼養環境改善	家畜の飼養環境改善に資するため特に必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項各号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	5 家畜の飼養環境改善	家畜の飼養環境改善に資するため特に必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
6 家畜衛生推進	家畜衛生推進に資するため特に必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項各号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	6 家畜衛生推進	家畜衛生推進に資するため特に必要であると認められるもの。	<u>第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
IV 家畜畜産物等流通合理化事業	家畜畜産物等流通合理化に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	IV 家畜畜産物等流通合理化事業	家畜畜産物等流通合理化に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
V その他畜産振興事業	畜産に関する知識の普及その他畜産の振興に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。	V その他畜産振興事業	畜産に関する知識の普及その他畜産の振興に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項第1号から第3号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。

地方競馬全国協会 畜産振興事業補助事業実施要綱別紙様式 新旧対照表

区分	新(変更後)	旧(変更前)
様式第1号	(略)	(略)
別掲 (添付書類)	<p>(1) 全事業に共通して必要なもの</p> <p>ア. 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第1号、第3号から第5号に掲げる団体にあつては、定款(寄附行為を含む。)、当該補助事業年度の前々年度の決算報告書並びに前年度の事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類、当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図、補助事業の選定の申請をする者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類、当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあつては、当該補助事業に係る技術料調書〔個人別従事計画〕)、都道府県の区域内を事業地区とする団体にあつては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図</p> <p>イ. 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第2号に掲げる団体にあつては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図、当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図、補助事業の選定の申請をする者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類、当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあつては、当該補助事業に係る技術料調書〔個人別従事計画〕)</p> <p>ウ. 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第6号に掲げる団体にあつては、定款(規約及び寄附行為を含む。)、当該補助事業年度の前々年度の決算報告書並びに前年度の事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類、当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図、補助事業の選定の申請をする者の消費税</p>	<p>(1) 全事業に共通して必要なもの</p> <p>ア. 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第1号に掲げる団体にあつては、定款(寄附行為を含む。)、当該補助事業年度の前々年度の決算報告書並びに前年度の事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類、当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図、補助事業の選定の申請をする者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類、当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあつては、当該補助事業に係る技術料調書〔個人別従事計画〕)、都道府県の区域内を事業地区とする団体にあつては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図</p> <p>イ. 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第2号に掲げる団体にあつては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図、当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図、補助事業の選定の申請をする者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類、当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあつては、当該補助事業に係る技術料調書〔個人別従事計画〕)</p> <p>ウ. 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第3号に掲げる団体にあつては、定款(規約及び寄附行為を含む。)、当該補助事業年度の前々年度の決算報告書並びに前年度の事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類、当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図、補助事業の選定の申請をする者の消費税</p>

区 分	新(変更後)	旧(変更前)
	<p>及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類、当該補助事業に係る担当者名簿（当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあつては、当該補助事業に係る技術料調書〔個人別従事計画〕）、都道府県の区域内を事業地区とする団体にあつては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図</p> <p>(2) 事業ごとに必要なもの ア. 施設設置に必要なもの（略） イ. 施設設置以外に必要なもの（略）</p>	<p>及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類、当該補助事業に係る担当者名簿（当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあつては、当該補助事業に係る技術料調書〔個人別従事計画〕）、都道府県の区域内を事業地区とする団体にあつては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図</p> <p>(2) 事業ごとに必要なもの ア. 施設設置に必要なもの（略） イ. 施設設置以外に必要なもの（略）</p>
様式第 2 号	(略)	(略)
様式第 3 号	(略)	(略)
様式第 4 号	(略)	(略)
様式第 5 号	(略)	(略)
様式第 6 号	(略)	(略)
様式第 7 号	(略)	(略)
様式第 8 号	(略)	(略)
様式第 9 号	(略)	(略)
様式第 10 号	(略)	(略)

競走馬生産振興事業補助実施要綱の一部変更

畜産振興事業補助実施要綱（昭和 53 年 11 月 14 日制定）の一部を新旧対照表のとおり変更する。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 22 年 2 月 22 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 21 年度以降の補助事業から適用し、平成 21 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

地方競馬全国協会 競走馬生産振興事業補助実施要綱 新旧対照表

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、地方競馬全国協会業務方法書第 32 条第 2 項の規定に基づき、<u>第 2 条第 2 項に掲げる団体が行う競走馬の生産の振興に資するための事業に係る経費について、毎年度、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）の選定及び実施並びに補助の方法等</u>に関しては、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助事業の選定の基準)</p> <p>第 2 条 補助事業の範囲は、別表に掲げる事業、その他競走馬の生産の振興上特に必要と認めるものとし、<u>補助事業の実施期間は、別表に掲げる事業ごとに定める期間とする。</u></p> <p>2 <u>補助事業を行う事業主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる団体とし、各事業別の事業実施主体となり得る団体については、別に定める当該年度の地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領に基づき応募のあった者のうち、協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会の審査</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、地方競馬全国協会業務方法書第 32 条第 2 項の規定に基づき、競走馬の生産の振興に資するための事業に係る経費について、毎年度、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）の選定及び実施並びに補助の方法等に関しては、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助事業の選定の基準)</p> <p>第 2 条 補助事業の範囲は、別表に掲げる事業、その他競走馬の生産の振興上特に必要と認めるものとする。</p> <p>2 <u>補助事業を行う事業主体は次のとおりとし、各事業の事業主体となり得る団体は別表に掲げるものとする。</u></p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>を経て、協会が決定した団体とする。</p> <p>(1) <u>一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体</u></p> <p>(補助金の額の算出の方法)</p> <p>第3条 補助金の額は、各事業について別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。</p> <p>(補助事業の実施)</p> <p>第4条 補助事業は、当該事業を実施するその年の4月1日以後に開始し、<u>翌年の3月31日までに完了しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事情があつて第7条第3号承認を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(補助事業の選定の申請)</p> <p>第5条 補助事業の選定の申請をする者は、別紙様式第1号による補助事業選定申請書に、<u>別に定める申請書添付書類を添えて、協会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>補助事業の選定の申請をする者は、前項の規定による補助事業選定申請書を提出するにあつて、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当</u></p>	<p>(1) <u>種馬の登録又は種雄馬の整備を主たる事業とする団体(以下「馬事団体」という。)</u></p> <p>(2) <u>その他協会が、特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)</u></p> <p>(補助金の額の算出の方法)</p> <p>第3条 <u>前条第1項に規定する事業についての補助金の額は、各事業について別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。</u></p> <p>(補助事業の実施期間)</p> <p>第4条 <u>補助事業の実施期間は、別表に掲げる事業ごとに定める期間以内とする。</u></p> <p>(補助事業の選定の申請等)</p> <p>第5条 <u>補助事業を行おうとする者は、別紙様式第1号による補助事業選定申請書に、別表に掲げる申請書添付書類を添えて、協会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>補助事業は、当該年の4月1日以降に事業を開始し、翌年の3月31日までに完了するものとする。ただし、やむを得ない事情があつて協会が特に認める場合にあっては、この限りではない。</u></p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p><u>該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りでない。</u></p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第6条 協会は、前条第1項の規定により補助事業の選定の申請があった事業につき適当であると認めるときは補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。この場合において、適正な補助事業が行われるようにするため必要があるときは、補助事業の選定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第7条 補助金の交付の条件として付する事項は、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>事業実施主体</u>は、協会が指定した経費に係る補助金については、相互に流用しないこと。</p> <p>(2) 協会が指定したものの数量について、その2割を超えて変更しようとする場合には、<u>別紙様式第2号による変更承認申請書</u>をあらかじめ協会に提出して承認を受けること。</p> <p>(3) <u>事業実施主体</u>は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合には、<u>別紙様式第3号による延期承認申請書</u>をすみやかに協会に提出して承認を受けること。</p> <p>(4) <u>事業実施主体</u>は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、<u>別紙様式第4号による中止又は廃止報告書</u>をすみやかに協会に提出すること。</p> <p>(5) <u>事業実施主体</u>は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定したものを廃用しようとするときは、別に定める期間を経過した場合を除き、<u>別紙様式第5号による廃用処分承認申請書</u>をす</p>	<p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第6条 協会は、前条第1項の規定による補助事業の選定の申請があった事業につき適当であると認めるときは、<u>補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。</u>この場合にあつては、適正な事業が行われるようにするため必要があるときは、補助事業の選定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第7条 協会は、補助事業を行う者（以下「<u>補助事業者</u>」という。）に対し、<u>別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項を補助金の交付の条件とする。</u></p> <p>(1) <u>補助事業者</u>は、協会が指定した経費に係る補助金については、相互に流用しないこと。</p> <p>(2) 協会が指定したものの数量について、その2割を超えて変更しようとする場合には、あらかじめ<u>協会の承認</u>を受けること。</p> <p>(3) <u>補助事業者</u>は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合には、すみやかに<u>協会の承認</u>を受けること。</p> <p>(4) <u>補助事業者</u>は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、すみやかに協会に<u>報告</u>すること。</p> <p>(新設)</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p><u>みやかに協会に提出して承認を受けること及び当該承認にあたって条件を付された場合には当該条件を遵守すること。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか補助金の交付の目的を達成するため必要と認めて付する事項</u></p> <p>(補助金の交付の決定の通知)</p> <p>第8条 協会は、第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、<u>補助事業の選定の申請をした者に補助事業として選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び前条の規定により協会が付した条件を通知する。</u></p> <p>2 協会は、前条第2号に掲げる変更を承認したときは、<u>事業実施主体</u>に対し変更した交付の決定の内容を通知する。</p> <p>(補助事業の選定の申請の取下げ)</p> <p>第9条 補助事業の<u>選定</u>の申請をした者は、前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から<u>起算して15日以内</u>にその理由を記載した書類を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。</p> <p>(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 協会は、前項の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を</p>	<p><u>(5) その他協会が必要と認めて付する事項</u></p> <p>(補助金の交付の決定の通知)</p> <p>第8条 協会は、第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、<u>当該申請者に補助事業として選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び前条の規定により協会が付した条件を通知する。</u></p> <p>2 協会は、前条第2号に掲げる変更を承認したときは、<u>補助事業者</u>に対し変更した交付の決定の内容を通知する。</p> <p>(補助事業の<u>交付</u>の申請の取下げ)</p> <p>第9条 補助事業の<u>交付</u>の申請をした者は、前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に 不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその理由を記載した書類を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。</p> <p>(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等)</p> <p>第10条 協会は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。</p> <p>2 協会は、前項の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p><u>事業実施主体に通知する。</u></p> <p>(補助事業の完了等の報告)</p> <p>第 11 条 <u>事業実施主体は、補助事業が完了したときは、別紙様式第 6 号による完了報告書に、別に定める完了報告書添付書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して 2 箇月を経過した日までに協会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、前項の規定による完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、第 1 項の規定による完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第 7 号による仕入れに係る消費税等相当額報告書によりすみやかに協会に報告するとともに、協会からの指示に基づきこれを返還しなければならない。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(補助金の額の確定とその通知)</p> <p>第 12 条 <u>協会は、前条第 1 項の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付の決定をしたときの補助金の額(第 8 条第 2 項の規定による交付の決定の変更又は第 10 条第 2 項の規定による取消し若しくは変更をしたものについてはその額)の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し事業実施主体に通知する。</u></p>	<p><u>補助事業者へ通知する。</u></p> <p>(補助事業の完了等の報告)</p> <p>第 11 条 <u>補助事業者は、補助事業が完了したときは、別紙様式第 2 号による完了報告書に、別表に掲げる完了報告書添付書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して 2 カ月を経過した日までに協会に提出しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 前項に掲げる書類のほか、協会が特に必要と認めるときは、別に必要な資料を提出させることがある。</u></p> <p>(補助金の確定の通知)</p> <p>第 12 条 <u>協会は、前条第 1 項の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、交付の決定をしたときの補助金の額(第 8 条第 2 項の規定による交付の決定の変更又は第 10 条第 2 項の規定による取消し若しくは変更をしたものについてはその額)の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知する。</u></p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(補助金の交付の方法)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第 14 条 協会は、<u>事業実施主体</u>が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>2 協会は、協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として当該補助金の交付の目的に従って交付される補助金（以下「間接補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。）が、間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、<u>事業実施主体</u>に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 協会は、補助金の交付の決定の取消しをしたときは、<u>事業実施主体</u>に通知する。</p>	<p>(補助金の交付の方法)</p> <p>第 13 条 補助金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた補助事業については、概算払をすることがある。</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第 14 条 協会は、<u>補助事業者</u>が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>2 協会は、<u>補助事業者</u>が協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として、<u>当該補助金の交付の目的に沿って</u>補助金（以下「間接補助金」という。）<u>を交付する事業</u>（以下「間接補助事業」という。）<u>を行う場合、間接補助事業を行う者</u>（以下「間接補助事業者」という。）が、間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、<u>補助事業者</u>に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>3 前 2 項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。</p> <p>4 協会は、補助金の交付の決定の取消しをしたときは、<u>補助事業者</u>に通知する。</p>
<p>(補助金の返還)</p> <p>第 15 条 <u>事業実施主体</u>は、第 10 条又は前条の規定による取消しを受けた場合において、すでに補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、<u>補助金を返還</u>しなければならない</p>	<p>(補助金の返還)</p> <p>第 15 条 <u>補助事業者</u>は、第 10 条又は前条の規定による取消しを受けた場合において、すでに補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>い。</p> <p>2 <u>事業実施主体</u>は、<u>第7条第5号及び第17条第2項</u>の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において返還すべき補助金があるときは、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。</p> <p>3 <u>事業実施主体</u>は、第12条の規定により補助金の額が確定された場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の補助金を返還しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(加算金及び延滞金の納付)</p> <p>第16条 <u>事業実施主体</u>は、第14条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。</p> <p>2 <u>事業実施主体</u>は、<u>第11条第3項及び前条</u>の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、<u>協会が</u>やむを得ない事情があると認めるときは、加算金若しくは延滞金の全部又は一部を免除することがある。</p>	<p>2 <u>補助事業者</u>は、<u>第17条</u>の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において返還すべき補助金があるときは、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。</p> <p>3 <u>補助事業者</u>は、第12条の規定により補助金の額が確定された場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の補助金を返還しなければならない。</p> <p>4 協会は、第1項の返還に係る補助金の交付の決定の取消しが前条第2項によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。</p> <p>(加算金及び延滞金の納付)</p> <p>第16条 <u>補助事業者</u>は、第14条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。</p> <p>2 <u>補助事業者</u>は、前条の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。</p> <p>3 <u>協会</u>は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(財産処分の制限)</p> <p>第 17 条 <u>事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定するものを、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により協会の承認を受けようとするときは、別紙様式第 8 号による財産処分承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の承認にあたっては、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することがある。</u></p>	<p>(財産処分又は廃用の制限)</p> <p>第 17 条 <u>補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定したものを、協会の承認を受けないで譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は補助金の交付の目的に反して使用、並びに廃用してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) 別表に定められたそれぞれの耐用年数の期間を経過した場合は、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>協会は、前項の承認にあたっては、必要な条件を付することがある。</u></p>
<p>(報告の徴収)</p> <p>第 18 条 <u>協会は、事業実施主体又は間接補助事業者に対し、補助事業又は間接補助事業遂行状況、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。</u></p> <p>2 <u>事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が前条第 1 項の規定により指定したものの全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には別紙様式第 9 号による滅失報告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(報告の徴収)</p> <p>第 18 条 <u>協会は、補助事業者又は間接補助事業者に対し、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。</u></p> <p>2 <u>補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が前条の規定により指定したものの全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には滅失報告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) 別表に定められたそれぞれの耐用年数を経過した場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(補助事業及び間接補助事業の監査)</p> <p>第 19 条 <u>協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があ</u></p>	<p>(補助事業の監査)</p> <p>第 19 条 <u>協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があ</u></p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>るときは、監査を行う。この場合には、<u>事業実施主体及び間接補助事業者</u>はこれを拒んではならない。</p> <p>(帳簿等の保管)</p> <p>第 20 条 <u>事業実施主体</u>又は<u>間接補助事業者</u>は、<u>補助事業又は間接補助事業</u>に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、<u>第 12 条第 1 項</u>の規定による確定通知を受理した日の属する年度の次年度から起算して5年間(第 17 条第 1 項ただし書の規定により<u>協会が処分制限期間</u>を定めた財産にあってはその期間(その期間が5年を下回るときは5年間))整理保管しなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第 21 条 <u>補助事業について、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体がこの要綱の規定により協会に提出する書類は、1 部とする。</u></p> <p><u>2</u> 協会は、<u>補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体</u>がこの要綱の規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p><u>3</u> <u>補助事業の実施及び補助の方法に関しては、この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。</u></p>	<p>るときは、監査を行う。この場合には、<u>補助事業者及び間接補助事業者</u>はこれを拒んではならない。</p> <p>(帳簿等の保管)</p> <p>第 20 条 <u>補助事業者</u>又は<u>間接補助事業者</u>は、<u>補助事業及び間接補助事業</u>に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、<u>第 11 条</u>の規定による確定通知を受理した日の属する年度の次年度から起算して5年間(第 17 条第 1 項<u>の</u>ただし書の規定により処分制限期間を定めた財産にあってはその期間(その期間が5年を下回るときは5年間))整理保管しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第 21 条 (新設)</p> <p>協会は、<u>補助事業を行おうとする者又は補助事業者</u>がこの要綱の規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>(新設)</p>

地方競馬全国協会 競走馬生産振興事業補助実施要綱別表 新旧対照表

新(変更案)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
I 競走馬の改良増殖推進事業	(1) 軽種馬の登録推進 家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。	第2条第2項第1号に掲げる団体	登録推進費 (馬名登録業務・マイクロチップ埋込業務を含む。)	定額	平成22年度から3年間以内	I 競走馬の改良増殖推進事業	軽種馬の登録推進 家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。	馬事団体	登録推進費	定額	平成15年度から8年間以内
	(2) その他 競走馬の生産の振興に資するため、特に必要であると認められるもの。 (削る。)	第2条第2項第1号及び第2号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める	事業の内容により別に定める。		その他 ア 競走馬の生産の振興に資するため、特に必要であると認められるもの。 イ 事業ごとの要件は、別に定める。	別に定める事業主体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める	
II 競走馬等の防疫衛生対策事業	(1) 生産育成地馬防疫推進 ア 馬の日本脳炎、破傷風及びインフルエンザ伝染性疾病予防のため、1歳馬、2歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬等(軽種及び重種)に対し、予防接種を行うものであること。 イ 事業実施主体が作成した生産育成地馬防疫推進事業実施要領に基づき実施すること。	第2条第2項第1号及び第2号に掲げる団体	育成馬予防接種費 予防液等購入費 獣医師手当 推進事務費	1/2以内とし、標準事業費を次のとおりとする。 (標準事業費) ○日本脳炎、破傷風、馬インフルエンザ3種接種(基礎接種及び補強接種):1頭1回当たり2,830円(削る。) ○日本脳炎(追加接種):1頭1回当たり670円	平成22年度から3年間以内	II 競走馬等の防疫衛生対策事業	生産育成地馬防疫推進 ア 馬の日本脳炎、破傷風及びインフルエンザ等伝染性疾病予防のため、1歳馬、2歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬(軽種及び重種)に対してワクチン接種を行うものであること。 イ 事業主体が作成した生産育成地馬防疫推進事業実施要領に基づき実施すること。	特認団体	育成馬予防接種費 予防液等購入費 獣医師手当 事務手数料	1/2以内とし、標準事業費を次のとおりとする。 (標準事業費) ○日本脳炎、破傷風、馬インフルエンザ3種接種(基礎接種及び補強接種):1頭1回当たり2,830円 ○株の異なった馬インフルエンザ(基礎接種):1頭1回当たり1,850円 ○日本脳炎(追加接種):1頭1回当たり670円	平成17年度から5年間以内

新(変更案)						旧(現行)						
補助事業名	補助事業の要件	事業実施 主体	補助の対象	補助 率等	補助事業の 実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助 率等	補助事業の 実施期間	
				○馬インフルエンザ(追加接種):1頭1回当たり1,850円 定額とし、次のとおりとする。 <u>推進事務費</u> (全国団体) 1,000,000円以内 (地域団体) 予防接種延べ頭数が年間1,000頭以下の場合 は50,000円、1,000頭を超える場合は超えた頭数について接種1頭1回当たり80円を追加する。							○馬インフルエンザ(追加接種):1頭1回当たり1,850円 定額とし、次のとおりとする。 <u>事務手数料</u> (全国団体) 1,000,000円以内 (地域団体) 予防接種延べ頭数が年間1,000頭以下の場合 は50,000円、1,000頭を超える場合は超えた頭数について接種1頭1回当たり80円を追加する。	
	(2) その他 競走馬の防疫推進に資するため、特に必要であると認められるもの。 (削る。)	<u>第2条第2項第1号及び第2号に掲げる団体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	<u>事業の内容により別に定める。</u>		その他 <u>ア 競走馬の生産の振興に資するため、特に必要であると認められるもの。</u> <u>イ 事業ごとの要件は、別に定める。</u>	<u>別に定める事業主体</u>	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。		

新(変更案)						旧(現行)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
III 経営基盤強化対策事業	軽種馬経営構造改革支援(軽種馬生産基盤整備対策)	第2条第2項第1号に掲げる団体	軽種馬生産基盤整備対策事業費	定額	平成22年度から3年以内	III 組織化等対策事業	軽種馬経営構造改革支援	馬事団体	経営構造改革費	定額	平成17年度から5年以内
	ア 強い馬づくりを推進するため、狭隘な放牧地の拡充、遊休農地の活用、採草地から放牧地への転換等により、昼夜放牧等に対応できる一定の面積を有する放牧地の整備に対する支援を行うものであること。		推進事務費	定額			ア 地域の生産者団体等が一体となって生産の組織化等を図り、先駆的取組みを行うために必要な施設等の整備に対する支援を行うものであること。		推進事務費		
(削る。)	軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)	第2条第2項第1号に掲げる団体	軽種馬経営技術指導者養成・技術普及事業費	定額	平成22年度から3年以内	IV 経営基盤強化対策事業	軽種馬経営高度化指導研修	馬事団体特認団体	経営高度化指導研修事業費	定額	平成17年度から5年以内
	ア 関係機関が一体となって軽種馬経営に対する指導強化を図るものであって、以下の①から④の要件に該当するものであること。 ① 技術指導者の養成のための研修等の実施 ② 生産者等に対する技術普及指導等の実施 ③ 専門技術者による巡回指導等の実施 ④ 生産育成技術に関するデータベースの構築		推進事務費	定額			ア 強い馬づくりに取り組む担い手経営のニーズに対応し得る指導者を育成し、関係機関が一体となって軽種馬経営に対する指導強化を図るものであること。		推進事務費		
	イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)事業実施要領に基づき実施すること。						イ 事業主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修事業実施要領に基づき実施すること。				

新(変更案)						旧(現行)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>軽種馬経営高度化指導研修 (人材養成支援)</p> <p>ア 強い馬づくりに取り組む担い手(人材)の養成を図るものであって、以下の①から③の要件に該当するものであること。</p> <p>① 生産育成牧場の就業者の養成施設で学ぶ者に対する修学奨励金の交付</p> <p>② 生産育成牧場の就業者に対し、高度な知識・技術の習得を図るための海外研修の実施</p> <p>③ 生産育成牧場への就業者参入促進の実施</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項第1号に掲げる団体	<p>経営高度化指導研修事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	平成22年度から3年間以内		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新(変更案)						旧(現行)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p><u>優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)</u></p> <p><u>ア 強い馬づくりを推進するため、優良種牡馬の導入による全国規模での種牡馬の供給体制を整備するものであること。</u></p> <p><u>イ 安定的な種牡馬供給を促進するため、以下の①から③の事項についての規程が整備されていること。</u></p> <p><u>① 種付料、配合予定頭数、種付条件等に係る事項</u></p> <p><u>② 種牡馬の配合等の決定にあたり、あらかじめ第三者を含めた関係者からの意見を聴取する旨の事項</u></p> <p><u>③ 種付料収入の管理に係る事項</u></p> <p><u>ウ 事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)事業実施要領に基づき事業を実施すること。</u></p> <p><u>エ 上記の他導入する種牡馬のその他の要件は別に定める。</u></p>	第2条第2項第1号に掲げる団体	<p><u>種牡馬導入費〔種牡馬購入費、輸送費、輸送保険料、検疫料、購買旅費及び精液検査費等〕</u></p> <p>推進事務費</p>	<p><u>1 頭あたりの種牡馬導入費750,000,000円までは定額とし、これを超える額は2/3以内とする。</u></p> <p>定額</p>	平成22年度から3年以内		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新(変更案)						旧(現行)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>優良繁殖牝馬導入促進 (優良繁殖牝馬導入促進)</p> <p>ア 優良な繁殖牝馬群を整備するため、担い手生産者等の優良繁殖牝馬導入を促進させるものであること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した優良繁殖牝馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項第1号に掲げる団体	<p>優良繁殖牝馬導入促進事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	平成22年度から3年間以内		<p>優良繁殖牝馬導入促進</p> <p>ア 優良な繁殖牝馬群を整備するため、担い手生産者等の優良繁殖牝馬導入を促進させるものであること。</p> <p>イ 事業主体が作成した優良繁殖牝馬導入促進事業実施要領に基づき実施すること。</p>	馬事団体	<p>優良繁殖牝馬導入促進事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	平成17年度から5年間以内
	<p>軽種馬海外流通促進</p> <p>ア 国内生産馬の海外への販路拡大を図るものであって、以下の①から④の要件に該当するものであること。</p> <p>① 海外市場及び海外取引に関する各種調査の実施</p> <p>② 海外向け情報提供、海外関係者へのプロモーション及び国内招聘等による海外販路拡大活動の実施</p> <p>③ 輸出相手国の軽種馬関係者に対する技術指導等の実施</p> <p>④ セリ市場、検疫施設等の国内輸出環境の整備</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬海外流通促進事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項第1号に掲げる団体	<p>軽種馬海外流通促進事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	平成22年度から3年間以内		<p>軽種馬海外流通促進</p> <p>ア 海外の軽種馬市場及び取引に関する調査、海外顧客誘致活動、相手国に対する生産・育成技術の供与、国内における輸出環境の整備等を推進することにより、国内生産馬の海外への販路拡大を図るものであること。</p> <p>イ 事業主体が作成した軽種馬海外流通促進事業実施要領に基づき実施すること。</p>	馬事団体	<p>軽種馬海外流通促進事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	平成17年度から5年間以内

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)		軽種馬経営強化改善資金特別融通 ア 経営の継続が見込まれる軽種馬生産者を対象に、既往借入金の借り換えのために長期・短期資金を供給するとともに、その融通の円滑化のための保証保険基盤の整備の強化を行うものであること。 イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営強化改善資金特別融通事業実施要領に基づき実施すること。	馬事団体	軽種馬経営強化改善資金特別融通事業費 推進事務費	定額 定額	平成17年度から5年以内
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	V 供給縮小対策事業	軽種馬生産需給安定緊急対策 ア 軽種馬の需要に対応した軽種馬生産構造を確立するため、軽種馬生産を廃業する者に対して、所有の繁殖雌馬の廃用等用途変更する場合に雌馬1頭当たりの奨励金を交付するものであること。 イ 事業主体が作成した軽種馬生産需給安定緊急対策事業実施要領に基づき実施すること。	馬事団体	軽種馬生産需給安定緊急対策事業費 推進事務費	定額 定額	平成17年度から5年以内

競走馬生産振興事業別紙様式新旧対照表

区 分	新(変更後)	旧(変更前)																																																																		
様式第1号	様式第1号 <p style="text-align: center;">〇〇年度競走馬生産振興補助事業選定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 地方競馬全国協会 理事長 〇〇〇〇 殿 <p style="text-align: right;">〒 所在地 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第5条第1項の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうへは、この補助事業に係る補助金 千円の交付方よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、補助金の交付の決定のうへは、同要綱の各規定及び特に付された条件等に従って補助事業を実施することを誓約いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> 1. 事業実施主体の内容 (1) 設立年月日 年 月 日 (2) 組合又は会の区域 (3) 組合員又は会員数 (年 月 日現在) 2. ~3 (略) 4. 補助事業に要する経費の配分及び負担区分	様式第1号 <p style="text-align: center;">平成〇〇年度競走馬生産振興補助事業選定申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> 地方競馬全国協会 会長 〇〇〇〇 殿 <p style="text-align: right;">〒 所在地 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>平成〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第5条の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうへは、この補助事業に係る補助金 千円の交付方よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、補助金の交付の決定のうへは、同要綱の各規定及び特に付された条件等に従って補助事業を実施することを誓約いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> 1. 事業主体の内容 (1) 設立年月日 年 月 日 (2) 組合又は会の区域 (3) 組合員又は会員数 (平成 年 月 日現在) 2. ~3. (略) 4. 補助事業に要する経費の配分及び負担区分																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補助事業に要する経費</th> <th colspan="3">補 助 金</th> <th rowspan="2">自己資金</th> <th rowspan="2">借入金</th> <th rowspan="2">寄付その他</th> <th rowspan="2">借入金の担保状況</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>協会</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助事業に要する経費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考	協会				円	円	円	円	円	円	円			計										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補助事業に要する経費</th> <th colspan="3">補 助 金</th> <th rowspan="2">自己資金</th> <th rowspan="2">借入金</th> <th rowspan="2">寄付その他</th> <th rowspan="2">借入金の担保状況</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>協会</th> <th>(都道府県)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助事業に要する経費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考	協会	(都道府県)			円	円	円	円	円	円	円			計									
	区分			補助事業に要する経費	補 助 金							自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考																																																				
		協会																																																																		
		円	円	円	円	円	円	円																																																												
	計																																																																			
区分	補助事業に要する経費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考																																																											
		協会	(都道府県)																																																																	
	円	円	円	円	円	円	円																																																													
計																																																																				
	5. 補助事業の実施場所	5. 事業実施場所																																																																		
	6. 補助事業の完了期日 年 月 日	6. 補助事業の完了期日 平成 年 月 日																																																																		

区分	新(変更後)	旧(変更前)
	<p>7.～8. (略)</p> <p>9. 補助金振込先予定金融機関名 金融機関名〇〇〇(金融機関コード〇〇〇) 〇〇〇支店(支店コード〇〇〇) 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 〇〇〇〇</p> <p>10. 添付書類 (削る。)</p> <p>(1) 納税対応状況確認表 (2) 定款(規約、寄附行為を含む。) (3) 前々年度の決算報告書 (4) 前年度の事業計画書 (5) 前年度の収支予算書 (6) 役員名簿 (7) 会員名簿 (8) 出資賦課状況を明らかにした書類 (9) 当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあつては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書〔個人別従事計画〕) (10) 当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図 (11) その他事業ごとに必要な添付書類(別掲)</p>	<p>7.～8. (略)</p> <p>9. 補助金振込先予定銀行名 〇〇〇銀行(銀行コード) 〇〇〇支店(支店コード) フリガナ 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 〇〇〇〇</p> <p>10. 添付書類 (1) 事業主体の所在地、事業実施場所、事業の範囲及び受益区域を明らかにした地図 (2) 納税対応状況確認表 (3) 定款(規約、寄付行為を含む。) (4) 前々年度の決算報告書 (5) 前年度の事業計画書 (6) 前年度の収支予算書 (7) 役員名簿 (8) 会員名簿 (9) 出資賦課状況を明らかにした書類 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) その他事業ごとに必要な添付書類</p>
別掲	<p>別掲(事業ごとに必要な添付書類)</p> <p>I 競走馬の改良増殖推進事業</p> <p>(1) 軽種馬の登録推進 ア 給与規程、就業規則及び旅費規程 イ 備品(単価10,000円以上のもの)の見積書及びカタログ</p> <p>(2) その他 ア 技術料を補助の対象とする事業にあつては、給与規程、就業規則及び旅費規程 イ 備品(単価10,000円以上のもの)の見積書及びカタログ</p>	<p>(新設)</p>

区分	新(変更後)	旧(変更前)
	<p><u>II 競走馬等の防疫衛生対策事業</u></p> <p>(1) <u>生産育成地馬防疫推進</u></p> <p>ア <u>生産育成地馬防疫推進事業実施要領</u></p> <p>イ <u>備品（単価 10,000 円以上のもの）の見積書及びカタログ</u></p> <p>(2) <u>その他</u></p> <p>ア <u>技術料を補助の対象とする事業にあつては、給与規程、就業規則及び旅費規程</u></p> <p>イ <u>備品（単価 10,000 円以上のもの）の見積書及びカタログ</u></p> <p><u>III 経営基盤強化対策事業</u></p> <p><u>軽種馬経営構造改革支援（軽種馬生産基盤整備対策）</u></p> <p>ア <u>軽種馬経営構造改革支援（軽種馬生産基盤整備対策）事業実施要領</u></p> <p>イ <u>間接補助事業にあつては、その実施計画書</u></p> <p><u>軽種馬経営高度化指導研修（軽種馬経営技術指導者養成・技術普及）</u></p> <p>ア <u>軽種馬経営高度化指導研修（軽種馬経営技術指導者養成・技術普及）事業実施要領</u></p> <p>イ <u>間接補助事業にあつては、その実施計画書</u></p> <p>ウ <u>委託事業にあつては、その実施計画書</u></p> <p>エ <u>当該受託者の定款、役員名簿、事業報告書、決算報告書及び収支予算書等</u></p> <p><u>軽種馬経営高度化指導研修（人材養成支援）</u></p> <p>ア <u>軽種馬経営高度化指導研修（人材養成支援）事業実施要領</u></p> <p>イ <u>間接補助事業にあつては、その実施計画書</u></p> <p>ウ <u>委託事業にあつては、その実施計画書</u></p> <p>エ <u>当該受託者の定款、役員名簿、事業報告書、決算報告書及び収支予算書等</u></p> <p><u>優良繁殖馬導入促進（優良種牡馬整備）</u></p> <p>ア <u>優良繁殖馬導入促進（優良種牡馬整備）事業実施要領</u></p> <p>イ <u>種付料、配合予定頭数、種付条件等に係る規程</u></p>	

区分	新(変更後)	旧(変更前)																																	
	<p>ウ 種牡馬の配合等の決定にあたり、あらかじめ第三者を含めた関係者から意見を聴取する旨の規程</p> <p>エ 種付料収入の管理に係る規程</p> <p>優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)</p> <p>ア 優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)事業実施要領</p> <p>イ 間接補助事業にあつては、その実施計画書</p> <p>軽種馬海外流通促進</p> <p>ア 軽種馬海外流通促進事業実施要領</p> <p>イ 間接補助事業にあつては、その実施計画書</p> <p>ウ 委託事業にあつては、その実施計画書</p> <p>エ 当該受託者の定款、役員名簿、事業報告書、決算報告書及び収支予算書等</p>																																		
様式第2号	<p>様式第2号</p> <p>〇〇年度競走馬生産振興事業変更承認申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会</p> <p>理事長 〇〇〇〇 殿</p> <p>〒 所在地</p> <p>名 称</p> <p>代表者氏名 ㊟</p> <p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第7条第2項の規定により申請します。</p> <p>記</p> <p>1. 補助事業名</p> <p>2. 補助事業に要する経費の配分及び負担区分</p> <table border="1" data-bbox="338 1262 1182 1422"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補助事業に要する経費</th> <th colspan="3">補助金</th> <th rowspan="2">自己資金</th> <th rowspan="2">借入金</th> <th rowspan="2">寄付その他</th> <th rowspan="2">借入金の担保状況</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>協会</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助事業に要する経費	補助金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考	協会				円	円	円	円	円	円	円													(新設)
区分	補助事業に要する経費			補助金								自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考																			
		協会																																	
	円	円	円	円	円	円	円																												

区分	新(変更後)	旧(変更前)																			
	<table border="1" data-bbox="338 188 1182 220"> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 変更する理由</p> <p>4. 変更する内容 (指定したものの数量の2割を超えるもの)</p> <table border="1" data-bbox="338 347 1182 451"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>数量(面積、長さ、頭数、回数、人数等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画</p> <p>6. 補助事業の内容及び所要経費</p> <p>7. 添付書類 補助事業申請書に添付したもので、その後変更のあったものについては変更後の書類又は図面</p>	計										区分	名称	数量(面積、長さ、頭数、回数、人数等)	変更前			変更後			
計																					
区分	名称	数量(面積、長さ、頭数、回数、人数等)																			
変更前																					
変更後																					
様式第3号	<p>様式第3号</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度競走馬生産振興事業延期承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会 理事長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 所在地 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業について下記の理由により、予定の期間内に完了の見込みがないので、完了期日の延期を承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第7条第3号の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助事業名</p>	(新設)																			

区 分	新(変更後)	旧(変更前)																																																		
	<p>2. <u>延期する理由</u></p> <p>3. <u>延期後の完了年月日</u> 年 月 日</p> <p>4. <u>補助事業の内容、所要経費及び延期期間</u></p> <table border="1" data-bbox="353 376 1182 624"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">金額</th> <th colspan="5">延期期間</th> <th rowspan="2">当初完了月 日迄の見込 み事業量</th> </tr> <tr> <th>9.30</th> <th>12.31</th> <th>3.31</th> <th>6.30</th> <th>9.30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>5. <u>添付書類</u> <u>(ア) 施設設置事業にあつては、施工者の作成した施設ごとの延期承認申請書提出 時における工事別出来高が明らかとなる書類</u> <u>(イ) 今後の遂行計画書(工程表)</u></p>	区分	名称	金額	延期期間					当初完了月 日迄の見込 み事業量	9.30	12.31	3.31	6.30	9.30																																					
区分	名称				金額	延期期間					当初完了月 日迄の見込 み事業量																																									
		9.30	12.31	3.31		6.30	9.30																																													
様式第4号	<p>様式第4号</p> <p style="text-align: center;">○○年度競走馬生産振興事業中止(廃止)報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>地方競馬全国協会</u> <u>理事長 ○○○○ 殿</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〒 所 在 地</u> <u>名 称</u> <u>代表者氏名</u> ㊟</p> <p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって補助金の交付の決定の通知がありました <u>補助事業については、下記の事由により中止(廃止)のやむなきに至りましたので、 競走馬生産振興事業補助実施要綱第7条第4号の規定により報告します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. <u>補助事業名</u></p>	(新設)																																																		

区 分	新(変更後)	旧(変更前)																																															
	<p>2. 補助事業に要する経費の配分及び負担区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補助事業 に要する 経費</th> <th colspan="3">補 助 金</th> <th rowspan="2">自己 資金</th> <th rowspan="2">借 入 金</th> <th rowspan="2">寄付 その他</th> <th rowspan="2">借入金 の担保 状況</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>協会</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 中止(廃止)の理由</p>	区分	補助事業 に要する 経費	補 助 金			自己 資金	借 入 金	寄付 その他	借入金 の担保 状況	備 考	協会				円	円	円	円	円	円	円													計														
区分	補助事業 に要する 経費			補 助 金								自己 資金	借 入 金	寄付 その他	借入金 の担保 状況	備 考																																	
		協会																																															
	円	円	円	円	円	円	円																																										
計																																																	
様式第5号	<p>様式第5号</p> <p style="text-align: center;">○○年度競走馬生産振興事業廃用処分承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会 理事長 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 所 在 地 名 称 代表者氏名 _____ 印</p> <p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって確定(交付決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり廃用処分をしたいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第7条第5号の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助事業名</p> <p>2. 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補助事業に 要した(す る)経費</th> <th rowspan="2">補助対 象事業 費</th> <th colspan="3">補 助 金</th> <th rowspan="2">自己 資金</th> <th rowspan="2">借 入 金</th> <th rowspan="2">寄付 その他</th> <th rowspan="2">借入金 の担保 状況</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>協会</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助事業に 要した(す る)経費	補助対 象事業 費	補 助 金			自己 資金	借 入 金	寄付 その他	借入金 の担保 状況	備 考	協会				円	円	円	円	円	円	円	円														計											(新設)
区分	補助事業に 要した(す る)経費				補助対 象事業 費	補 助 金							自己 資金	借 入 金	寄付 その他	借入金 の担保 状況	備 考																																
		協会																																															
	円	円	円	円	円	円	円	円																																									
計																																																	

区分	新(変更後)	旧(変更前)																																																																																										
	<p>3. 廃用処分する理由</p> <p>4. 廃用処分の内容 (1) 処分しようとする財産 (2) 処分の方法</p> <p>5. 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画</p> <p>6. 添付書類 (1) 廃用処分にかかる事業実施主体の総会又は役員会議事録の写し (2) 当該財産の廃用処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類 (3) 家畜を廃用する場合にあっては、獣医師の診断書の写し</p>																																																																																											
様式第6号	<p>様式第<u>6</u>号 <u>〇〇</u>年度競走馬生産振興補助事業完了報告書 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会 <u>理事長</u> 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 所在地 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>年 月 日付け 地全協補第 号による補助金の交付の決定の通知(年 月 日付け 地全協補第 号による変更承認通知)に基づいて下記のとおり事業を完了しましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第11条第1項の規定により報告します。</p> <p>なお、併せて精算額 千円の交付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 補助事業に要した経費の配分及び負担区分</p> <table border="1" data-bbox="338 1193 1189 1385"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補助事業に要した経費</th> <th rowspan="2">補助対象事業費</th> <th colspan="3">補助金</th> <th rowspan="2">自己資金</th> <th rowspan="2">借入金</th> <th rowspan="2">寄付その他</th> <th rowspan="2">借入金の担保状況</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>協会</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ア 上段の()には当該補助事業年度における交付の決定額を、下段に</p>	区分	補助事業に要した経費	補助対象事業費	補助金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考	協会				(円)				円	円	円	円	円	円	円	円			計											<p>様式第<u>2</u>号 <u>平成〇〇</u>年度競走馬生産振興補助事業完了報告書 平成 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会 <u>会長</u> 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 所在地 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付け 地全協補第 号による補助金の交付の決定の通知(平成 年 月 日付け 地全協補第 号による変更承認通知)に基づいて下記のとおり事業を完了しましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第11条第1項の規定により報告します。</p> <p>なお、併せて精算額 千円の交付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 補助事業に要した経費の配分及び負担区分</p> <table border="1" data-bbox="1245 1193 2096 1385"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補助事業に要する経費</th> <th colspan="3">補助金</th> <th rowspan="2">自己資金</th> <th rowspan="2">借入金</th> <th rowspan="2">寄付その他</th> <th rowspan="2">借入金の担保状況</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>協会</th> <th>(都道府県)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助事業に要する経費	補助金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考	協会	(都道府県)			円	円	円	円	円	円	円													計																
区分	補助事業に要した経費				補助対象事業費	補助金							自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考																																																																											
		協会																																																																																										
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)																																																																																				
	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																				
計																																																																																												
区分	補助事業に要する経費	補助金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考																																																																																			
		協会	(都道府県)																																																																																									
	円	円	円	円	円	円	円																																																																																					
計																																																																																												

区分	新(変更後)	旧(変更前)
	<p><u>は実績額をそれぞれ記入すること。</u></p> <p>イ ~ エ (略)</p> <p>3. 補助事業の実施場所</p> <p>4. 補助事業の完了した期日 年 月 日</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 補助事業の内容及び所要経費 (表略)</p> <p>(注) <u>交付決定通知の内容を参考に、備考欄には支出内容等を具体的且つ詳細に記載すること。</u></p> <p>7. 補助金振込先予定金融機関名 <u>金融機関名〇〇〇(金融機関コード〇〇〇) 〇〇〇支店(支店コード〇〇〇)</u> 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 ^{フリガナ} 〇〇〇〇</p> <p>8. 添付書類 (1) (略) (2) (略)</p> <p><u>(3) 当該補助事業に係る担当者名簿(当該補助事業年度において技術料を補助の対象とした事業にあつては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書〔個人別従事実績〕)</u></p> <p><u>(4) その他事業ごとに必要な添付書類(別掲)</u></p>	<p>(注) (新設)</p> <p>ア ~ ウ (略)</p> <p>3. 事業実施場所</p> <p>4. 補助事業の完了した期日 平成 年 月 日</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 補助事業の内容及び所要経費 (表略)</p> <p>(注) <u>選定申請書の様式を参考にして記入すること。</u></p> <p>7. 補助金振込先予定銀行名 <u>〇〇〇銀行(銀行コード) 〇〇〇支店(支店コード)</u> 普通・当座 口座 No.〇〇〇〇〇〇号 口座名義 ^{フリガナ} 〇〇〇〇</p> <p>8. 添付書類 (1) 補助事業選定申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの。 (2) 完了報告書の提出にあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告する場合には、その積算の内訳等が明らかとなる書類 (新設)</p> <p>(3) その他事業ごとに必要な添付書類</p>
別掲	<p><u>別掲(事業ごとに必要な添付書類)</u></p> <p>I 競走馬の改良増殖推進事業</p> <p>(1) <u>軽種馬の登録推進</u> ア 補助事業により取得した備品(単価 10,000 円以上のもの)領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 イ 補助事業により作成した成果物</p> <p>(2) その他 ア 補助事業により取得した備品(単価 10,000 円以上のもの)領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 イ 補助事業により作成した成果物</p>	<p>(新設)</p>

区分	新(変更後)	旧(変更前)
	<p><u>II 競走馬等の防疫衛生対策事業</u></p> <p>(1) <u>生産育成地馬防疫推進</u></p> <p>ア <u>補助事業により取得した備品(単価 10,000 円以上のもの)領収書(未払い分については請求書)の写し及びカラー写真</u></p> <p>イ <u>補助事業により作成した成果物</u></p> <p>(2) <u>その他</u></p> <p>ア <u>補助事業により取得した備品(単価 10,000 円以上のもの)領収書(未払い分については請求書)の写し及びカラー写真</u></p> <p>イ <u>補助事業により作成した成果物</u></p> <p><u>III 経営基盤強化対策事業</u></p> <p><u>軽種馬経営構造改革支援(軽種馬生産基盤整備対策)</u></p> <p>実施概要書</p> <p><u>軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)</u></p> <p>実施概要書</p> <p><u>軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)</u></p> <p>実施概要書</p> <p><u>優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)</u></p> <p>ア <u>実施概要書</u></p> <p>イ <u>1頭ごとのカラー写真</u></p> <p>ウ <u>1頭ごとの金額が明らかとなる領収書(未払い分については請求書)の写し</u></p> <p>エ <u>精液検査証明書の写し</u></p> <p>オ <u>登録証明書の写し</u></p> <p><u>優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)</u></p> <p>実施概要書</p> <p><u>軽種馬海外流通促進</u></p> <p>ア <u>実施概要書</u></p> <p>イ <u>補助事業により作成した成果物</u></p>	

区分	新(変更後)	旧(変更前)
様式第7号	<p>様式第7号</p> <p>〇〇年度競走馬生産振興事業仕入れに係る消費税等相当額報告書 年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会 理事長 〇〇〇〇 殿</p> <p>〒 所在地 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって交付の決定の通知(年 月 日付け 地全協補第 号による変更承認通知)のありました補助事業に係る補助金について、下記のとおり仕入れに係る消費税等相当額が確定しましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第11条第3項の規定により報告します。 なお、併せて 円を返還します。</p> <p>記</p> <p>1. 補助事業名</p> <p>2. 競走馬生産振興事業補助実施要綱第12条の補助金の額の確定額 (年 月 日付け 地全協補第 号による額の確定通知額) 円</p> <p>3. 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額(A) 円</p> <p>4. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額(B) 円</p> <p>5. 補助金返還相当額((B) - (A)) 円</p> <p>(注)4の金額の積算の内訳等が明らかとなる書類を添付すること。</p>	(新設)
様式第8号	<p>様式第8号</p> <p>〇〇年度競走馬生産振興事業財産処分承認申請書 年 月 日</p>	(新設)

区分	新(変更後)	旧(変更前)																																															
	<p>地方競馬全国協会 理事長 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 所在地 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり処分をしたいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第 17 条第 2 項の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助事業名</p> <p>2. 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分</p> <table border="1" data-bbox="338 711 1193 927"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補助事業に要した(する)経費</th> <th rowspan="2">補助対象事業費</th> <th colspan="3">補 助 金</th> <th rowspan="2">自己資金</th> <th rowspan="2">借入金</th> <th rowspan="2">寄付その他</th> <th rowspan="2">借入金 の担保 状況</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>協会</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 財産処分する理由</p> <p>4. 財産処分の内容</p> <p>(1) 処分しようとする財産</p> <p>(2) 処分の方法</p> <p>5. 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画</p> <p>6. 添付書類</p> <p>(1) 財産処分にかかる事業実施主体の総会又は役員会議事録の写し</p> <p>(2) 当該財産の財産処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類</p> <p>(3) 譲渡又は交換する場合にあっては、譲渡又は交換を受ける者が協会に対して要綱の規定及び交付の決定の条件にしたがって財産を使用する旨を明記した誓約書</p> <p>(4) 貸付けする場合にあっては、借受者が貸付者に対して当該財産を当初の目的どおり使用する旨を明記した誓約書の写し</p>	区分	補助事業に要した(する)経費	補助対象事業費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金 の担保 状況	備考	協会				円	円	円	円	円	円	円	円														計											
区分	補助事業に要した(する)経費				補助対象事業費	補 助 金							自己資金	借入金	寄付その他	借入金 の担保 状況	備考																																
		協会																																															
	円	円	円	円	円	円	円	円																																									
計																																																	

区分	新(変更後)	旧(変更前)																																															
	(5) 担保に供する場合にあっては、借入金の使用目的、借入先、借入の条件及び返済計画を明記した書類																																																
様式第9号	<p>様式第9号</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度競走馬生産振興事業減失報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方競馬全国協会 理事長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 所在地 名 称 代表者氏名 ㊟</p> <p>年 月 日付け 地全協補第 号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり滅失したので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第18条第2項の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助事業名</p> <p>2. 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分</p> <table border="1" data-bbox="338 879 1184 1094"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">補助事業に要した(する)経費</th> <th rowspan="2">補助対象事業費</th> <th colspan="3">補助金</th> <th rowspan="2">自己資金</th> <th rowspan="2">借入金</th> <th rowspan="2">寄付その他</th> <th rowspan="2">借入金の担保状況</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>協会</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 滅失した財産</p> <p>4. 滅失した理由</p> <p>5. 滅失後の補助事業に関連する事業の実施計画</p> <p>6. 添付書類</p> <p>(1) 当該財産の滅失時の簿価が明らかとなる書類</p> <p>(2) 家畜を滅失した場合にあっては、獣医師が作成した検案書の写し</p>	区分	補助事業に要した(する)経費	補助対象事業費	補助金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考	協会				円	円	円	円	円	円	円	円														計											(新設)
区分	補助事業に要した(する)経費				補助対象事業費	補助金							自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考																																
		協会																																															
	円	円	円	円	円	円	円	円																																									
計																																																	

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人</u></p> <p>(3) <u>農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権(株主総会において議決することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式に係る議決権を含む。)の過半数を有する法人</u></p> <p>(4) <u>農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法第575条第1項に規定する持分会社</u> <u>ただし、株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり、かつ、公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものとし、持分会社にあつては、その法人の常時従事者たる社員(その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。)が、業務を執行する社員の数の過半を占めていること。</u></p> <p>(5) <u>畜産業を営む個人が直接の主たる構成員となっている団体</u> <u>ただし、当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。</u> <u>ア 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。</u> <u>イ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続きを明らかにしていること。</u> <u>ウ 意思決定の機関及びその方法についての定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。</u></p>	<p>を経て、協会が決定した団体とする。</p> <p>(1) <u>一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。</p> <p>オ 収支計算書及び会計帳簿を作成している等、財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体</p> <p>(補助金の額の算出の方法) 第3条 (略)</p> <p>(補助事業の実施) 第4条 (略)</p> <p>(補助事業の選定の申請) 第5条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(補助金の額の算出の方法) 第3条 補助金の額は、各事業について別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。</p> <p>(補助事業の実施) 第4条 補助事業は、当該事業を実施するその年の4月1日以後に開始し、翌年の3月31日までに完了しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事情があつて第7条第3号承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(補助事業の選定の申請) 第5条 補助事業の選定の申請をする者は、別紙様式第1号による補助事業選定申請書に、別に定める申請書添付書類を添えて、協会に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業の選定の申請をする者は、前項の規定による補助事業選定申請書を提出するにあつて、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(補助金の交付の決定) 第6条 (略)</p> <p>(補助金の交付の条件) 第7条 (略)</p>	<p>該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りでない。</p> <p>(補助金の交付の決定) 第6条 協会は、前条第1項の規定により補助事業の選定の申請があった事業につき適当であると認めるときは補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。この場合において、適正な補助事業が行われるようにするため必要があるときは、補助事業の選定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。</p> <p>(補助金の交付の条件) 第7条 補助金の交付の条件として付する事項は、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 事業実施主体は、協会が指定した経費に係る補助金については、相互に流用しないこと。</p> <p>(2) 協会が指定したものの数量について、その2割を超えて変更しようとする場合には、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けること。</p> <p>(3) 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合には、別紙様式第3号による延期承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること。</p> <p>(4) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、別紙様式第4号による中止又は廃止報告書をすみやかに協会に提出すること。</p> <p>(5) 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であつて協会が指定したものを廃用しようとするときは、別に定める期間を経過した場合を除き、別紙様式第5号による廃用処分承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること及び当該承認にあたって条</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(補助金の交付の決定の通知) 第8条 (略)</p> <p>(補助事業の選定の申請の取下げ) 第9条 (略)</p> <p>(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等) 第10条 (略)</p>	<p>件を付された場合には当該条件を遵守すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか補助金の交付の目的を達成するため必要と認めて付する事項</p> <p>(補助金の交付の決定の通知) 第8条 協会は、第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助事業の選定の申請をした者に補助事業として選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び前条の規定により協会が付した条件を通知する。 2 協会は、前条第2号に掲げる変更を承認したときは、事業実施主体に対し変更した交付の決定の内容を通知する。</p> <p>(補助事業の選定の申請の取下げ) 第9条 補助事業の選定の申請をした者は、前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその理由を記載した書類を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。</p> <p>(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等) 第10条 協会は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。 2 協会は、前項の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を事業実施主体に通知する。</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>第 13 条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>第 15 条 (略)</p>	<p>第 13 条 補助金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた補助事業については、概算払をすることがある。</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第 14 条 協会は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>2 協会は、協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として当該補助金の交付の目的に従って交付される補助金（以下「間接補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。）が、間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、事業実施主体に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>3 前 2 項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。</p> <p>4 協会は、補助金の交付の決定の取消しをしたときは、事業実施主体に通知する。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>第 15 条 事業実施主体は、第 10 条又は前条の規定による取消しを受けた場合において、すでに補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、補助金を返還しなければならない。</p> <p>2 事業実施主体は、第 7 条第 5 号及び第 17 条第 2 項の規定による承認を</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(報告の徴収) 第18条 (略)</p> <p>(補助事業及び間接補助事業の監査) 第19条 (略)</p> <p>(帳簿等の保管)</p>	<p>産であつて協会が指定するものを、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により協会の承認を受けようとするときは、別紙様式第8号による財産処分承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の承認にあつては、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することがある。</p> <p>(報告の徴収) 第18条 協会は、事業実施主体又は間接補助事業者に対し、補助事業又は間接補助事業遂行状況、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。</p> <p>2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であつて協会が前条第1項の規定により指定したものの全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には別紙様式第9号による滅失報告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。</p> <p>(補助事業及び間接補助事業の監査) 第19条 協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、事業実施主体及び間接補助事業者はこれを拒んではならない。</p> <p>(帳簿等の保管)</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>第 20 条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第 21 条 (略)</p>	<p>第 20 条 事業実施主体又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、第 12 条第 1 項の規定による確定通知を受理した日の属する年度の次年度から起算して 5 年間（第 17 条第 1 項ただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあってはその期間（その期間が 5 年を下回るときは 5 年間））整理保管しなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第 21 条 補助事業について、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体がこの要綱の規定により協会に提出する書類は、1 部とする。</p> <p>2 協会は、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体にこの要綱の規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>3 補助事業の実施及び補助の方法に関しては、この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。</p>

地方競馬全国協会 競走馬生産振興事業補助実施要綱別表 新旧対照表

新(変更後)						旧(変更前)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
I 競走馬の改良増殖推進事業	(1) 軽種馬の登録推進 家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。	第2条第2項各号に掲げる団体	登録推進費 (馬名登録業務・マイクロチップ埋込業務を含む。)	定額	平成22年度から3年以内	I 競走馬の改良増殖推進事業	(1) 軽種馬の登録推進 家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。	第2条第2項第1号に掲げる団体	登録推進費 (馬名登録業務・マイクロチップ埋込業務を含む。)	定額	平成22年度から3年以内
	(2) その他 競走馬の生産の振興に資するため、特に必要であると認められるもの。	第2条第2項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める	事業の内容により別に定める。		(2) その他 競走馬の生産の振興に資するため、特に必要であると認められるもの。	第2条第2項第1号及び第2号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める	事業の内容により別に定める。
II 競走馬等の防疫衛生対策事業	(1) 生産育成地馬防疫推進 ア 馬の日本脳炎、破傷風及びインフルエンザ伝染性疾病予防のため、1歳馬、2歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬等(軽種及び重種)に対し、予防接種を行うものであること。 イ 事業実施主体が作成した生産育成地馬防疫推進事業実施要領に基づき実施すること。	第2条第2項各号に掲げる団体	育成馬等予防接種費 予防液等購入費 獣医師手当 推進事務費	1/2以内とし、標準事業費を次のとおりとする。 (標準事業費) ○日本脳炎、破傷風、馬インフルエンザ3種接種(基礎接種及び補強接種):1頭1回当たり 2,830円 ○日本脳炎(追加接種):1頭1回当たり670円	平成22年度から3年以内	II 競走馬等の防疫衛生対策事業	(1) 生産育成地馬防疫推進 ア 馬の日本脳炎、破傷風及びインフルエンザ伝染性疾病予防のため、1歳馬、2歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬等(軽種及び重種)に対し、予防接種を行うものであること。 イ 事業実施主体が作成した生産育成地馬防疫推進事業実施要領に基づき実施すること。	第2条第2項第1号及び第2号に掲げる団体	育成馬等予防接種費 予防液等購入費 獣医師手当 推進事務費	1/2以内とし、標準事業費を次のとおりとする。 (標準事業費) ○日本脳炎、破傷風、馬インフルエンザ3種接種(基礎接種及び補強接種):1頭1回当たり 2,830円 ○日本脳炎(追加接種):1頭1回当たり670円	平成22年度から3年以内

新(変更案)						旧(現行)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
				<p>○馬インフルエンザ(追加接種):1頭1回当たり1,850円</p> <p>定額とし、次のとおりとする。 推進事務費(全国団体)1,000,000円以内 (地域団体)予防接種延べ頭数が年間1,000頭以下の場合 は50,000円、1,000頭を超える場合は超えた頭数について接種1頭1回当たり80円を追加する。</p>						<p>○馬インフルエンザ(追加接種):1頭1回当たり1,850円</p> <p>定額とし、次のとおりとする。 推進事務費(全国団体)1,000,000円以内 (地域団体)予防接種延べ頭数が年間1,000頭以下の場合 は50,000円、1,000頭を超える場合は超えた頭数について接種1頭1回当たり80円を追加する。</p>	
	(2) その他競走馬の防疫推進に資するため、特に必要であると認められるもの。	第2条第2項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。		(2) その他競走馬の防疫推進に資するため、特に必要であると認められるもの。	第2条第2項第1号及び第2号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。

新(変更案)						旧(現行)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
Ⅲ 経営基盤強化対策事業	軽種馬経営構造改革支援(軽種馬生産基盤整備対策)	第2条第2項各号に掲げる団体	軽種馬生産基盤整備対策事業費	定額	平成22年度から3年以内	Ⅲ 経営基盤強化対策事業	軽種馬経営構造改革支援(軽種馬生産基盤整備対策)	第2条第2項第1号に掲げる団体	軽種馬生産基盤整備対策事業費	定額	平成22年度から3年以内
	ア 強い馬づくりを推進するため、狭隘な放牧地の拡充、遊休農地の活用、採草地から放牧地への転換等により、昼夜放牧等に対応できる一定の面積を有する放牧地の整備に対する支援を行うものであること。		推進事務費	定額			ア 強い馬づくりを推進するため、狭隘な放牧地の拡充、遊休農地の活用、採草地から放牧地への転換等により、昼夜放牧等に対応できる一定の面積を有する放牧地の整備に対する支援を行うものであること。		推進事務費	定額	
	イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営構造改革支援(軽種馬生産基盤整備対策)事業実施要領に基づき実施すること。						イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営構造改革支援(軽種馬生産基盤整備対策)事業実施要領に基づき実施すること。				
	軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)	第2条第2項各号に掲げる団体	軽種馬経営技術指導者養成・技術普及事業費	定額	平成22年度から3年以内		軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)	第2条第2項第1号に掲げる団体	軽種馬経営技術指導者養成・技術普及事業費	定額	平成22年度から3年以内
	ア 関係機関が一体となって軽種馬経営に対する指導強化を図るものであって、以下の①から④の要件に該当するものであること。 ① 技術指導者の養成のための研修等の実施 ② 生産者等に対する技術普及指導等の実施 ③ 専門技術者による巡回指導等の実施 ④ 生産育成技術に関するデータベースの構築		推進事務費	定額			ア 関係機関が一体となって軽種馬経営に対する指導強化を図るものであって、以下の①から④の要件に該当するものであること。 ① 技術指導者の養成のための研修等の実施 ② 生産者等に対する技術普及指導等の実施 ③ 専門技術者による巡回指導等の実施 ④ 生産育成技術に関するデータベースの構築		推進事務費	定額	
	イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)事業実施要領に基づき実施すること。						イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)事業実施要領に基づき実施すること。				

新(変更案)						旧(現行)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)</p> <p>ア 強い馬づくりに取り組む担い手(人材)の養成を図るものであって、以下の①から③の要件に該当するものであること。</p> <p>① 生産育成牧場の就業者の養成施設で学ぶ者に対する修学奨励金の交付</p> <p>② 生産育成牧場の就業者に対し、高度な知識・技術の習得を図るための海外研修の実施</p> <p>③ 生産育成牧場への就業者参入促進の実施</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	<p>経営高度化指導研修事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	平成22年度から3年以内		<p>軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)</p> <p>ア 強い馬づくりに取り組む担い手(人材)の養成を図るものであって、以下の①から③の要件に該当するものであること。</p> <p>① 生産育成牧場の就業者の養成施設で学ぶ者に対する修学奨励金の交付</p> <p>② 生産育成牧場の就業者に対し、高度な知識・技術の習得を図るための海外研修の実施</p> <p>③ 生産育成牧場への就業者参入促進の実施</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項第1号に掲げる団体	<p>経営高度化指導研修事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	平成22年度から3年以内

新(変更案)						旧(現行)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)</p> <p>ア 強い馬づくりを推進するため、優良種牡馬の導入による全国規模での種牡馬の供給体制を整備するものであること。</p> <p>イ 安定的な種牡馬供給を促進するため、以下の①から③の事項についての規程が整備されていること。</p> <p>① 種付料、配合予定頭数、種付条件等に係る事項</p> <p>② 種牡馬の配合等の決定にあたり、あらかじめ第三者を含めた関係者からの意見を聴取する旨の事項</p> <p>③ 種付料収入の管理に係る事項</p> <p>ウ 事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)事業実施要領に基づき事業を実施すること。</p> <p>エ 上記の他導入する種牡馬のその他の要件は別に定める。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	種牡馬導入費〔種牡馬購入費、輸送費、輸送保険料、検疫料、購買旅費及び精液検査費等〕 推進事務費	1頭あたりの種牡馬導入費750,000,000円までは定額とし、これを超える額は2/3以内とする。 定額	平成22年度から3年以内		<p>優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)</p> <p>ア 強い馬づくりを推進するため、優良種牡馬の導入による全国規模での種牡馬の供給体制を整備するものであること。</p> <p>イ 安定的な種牡馬供給を促進するため、以下の①から③の事項についての規程が整備されていること。</p> <p>① 種付料、配合予定頭数、種付条件等に係る事項</p> <p>② 種牡馬の配合等の決定にあたり、あらかじめ第三者を含めた関係者からの意見を聴取する旨の事項</p> <p>③ 種付料収入の管理に係る事項</p> <p>ウ 事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)事業実施要領に基づき事業を実施すること。</p> <p>エ 上記の他導入する種牡馬のその他の要件は別に定める。</p>	第2条第2項第1号に掲げる団体	種牡馬導入費〔種牡馬購入費、輸送費、輸送保険料、検疫料、購買旅費及び精液検査費等〕 推進事務費	1頭あたりの種牡馬導入費750,000,000円までは定額とし、これを超える額は2/3以内とする。 定額	平成22年度から3年以内

新(変更案)						旧(現行)					
補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>優良繁殖馬導入促進 (優良繁殖牝馬導入促進) ア 優良な繁殖牝馬群を整備するため、担い手生産者等の優良繁殖牝馬導入を促進させるものであること。 イ 事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	<p>優良繁殖牝馬導入促進事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	平成22年度から3年以内		<p>優良繁殖馬導入促進 (優良繁殖牝馬導入促進) ア 優良な繁殖牝馬群を整備するため、担い手生産者等の優良繁殖牝馬導入を促進させるものであること。 イ 事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項第1号に掲げる団体	<p>優良繁殖牝馬導入促進事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	平成22年度から3年以内
	<p>軽種馬海外流通促進 ア 国内生産馬の海外への販路拡大を図るものであって、以下の①から④の要件に該当するものであること。 ① 海外市場及び海外取引に関する各種調査の実施 ② 海外向け情報提供、海外関係者へのプロモーション及び国内招聘等による海外販路拡大活動の実施 ③ 輸出相手国の軽種馬関係者に対する技術指導等の実施 ④ セリ市場、検疫施設等の国内輸出環境の整備 イ 事業実施主体が作成した軽種馬海外流通促進事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	<p>軽種馬海外流通促進事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	平成22年度から3年以内		<p>軽種馬海外流通促進 ア 国内生産馬の海外への販路拡大を図るものであって、以下の①から④の要件に該当するものであること。 ① 海外市場及び海外取引に関する各種調査の実施 ② 海外向け情報提供、海外関係者へのプロモーション及び国内招聘等による海外販路拡大活動の実施 ③ 輸出相手国の軽種馬関係者に対する技術指導等の実施 ④ セリ市場、検疫施設等の国内輸出環境の整備 イ 事業実施主体が作成した軽種馬海外流通促進事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項第1号に掲げる団体	<p>軽種馬海外流通促進事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	平成22年度から3年以内

平成 22 年度畜産振興事業公募要領の制定について

平成 22 年度畜産振興事業公募要領（平成 22 年 2 月 24 日制定）を次のとおり制定する。

平成 22 年度地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領

制定 平成 22 年 2 月 24 日 21 地全協畜第 87 号

1 総則

地方競馬全国協会業務方法書第 32 条第 1 項に規定する地方競馬全国協会（以下「協会」という。）が行う補助の対象となる事業（以下「畜産振興補助事業」という。）及び同条第 2 項に規定する協会が行う補助の対象となる事業（以下「競走馬生産振興事業」という。）を行う者（以下「事業実施主体」という。）の公募による決定は、畜産振興事業補助実施要綱（昭和 53 年 11 月 14 日 53 地全協畜第 1793 号。以下「畜産要綱」という。）及び競走馬生産振興事業補助実施要綱（平成 17 年 3 月 24 日 16 地全協畜第 128 号。以下「競走馬要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによるものとします。

2 公募対象事業、事業の内容、補助率等

公募の対象となる事業の内容及び補助率等は、畜産振興補助事業については別表 1、競走馬生産振興事業については別表 2 のとおりとします。

3 応募団体の要件等

(1) 公募に応募できる団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる団体とし、個別事業の応募団体は別表 1 及び別表 2 に掲げるとおりとします。

- ア 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は特例民法法人
- イ 農業協同組合、農業協同組合連合会
- ウ その他協会が適当と認める団体

(2) 応募団体は、次の全ての要件を満たすものとします。

- ア 当該事業に係る事業（以下「応募事業」という。）を行う意思及び具体的計画を有する団体であること。
- イ 応募事業を適切に実施できる能力及び知見を有する団体であること。
- ウ 応募事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- エ 日本国内に所在し、補助事業及び交付された補助金の適正な執行に関し責任を持つことができる団体であること。
- オ 畜産振興補助事業の応募団体で都道府県の区域内を事業地区とする団体にあつては、都道府県の畜産主務部局の適切な指導を受けられること。

4 事業実施期間

事業実施期間は、平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）としま

す。

5 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費であって、畜産要綱別表又は競走馬要綱別表の「補助の対象」に定める経費とします。

応募に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただくことがあります。

なお、経費の使用に当たっては、「平成 22 年度地方競馬全国協会畜産振興事業に係る補助金の使用上の留意点」に定める事項を遵守してください。

さらに、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合は、これを当該補助金の応募額から減額して申請する必要があります。

6 応募の手続き

(1) 応募書類

ア 応募する事業ごとに応募書類を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

イ 応募書は、以下の書類によって構成されます。

(ア) 平成 22 年度地方競馬全国協会畜産振興事業応募書（様式 1）

(イ) 事業実施体制（様式 2）

(ウ) 事業計画書（様式 3－畜産振興補助事業にあつては、畜産要綱様式第 1 号の 7 に、競走馬生産振興事業にあつては、競走馬要綱様式第 1 号の 7 に準じて作成してください。）

(エ) 応募団体における応募事業に関する取組等（様式 4）

ウ 別表 1 の「Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化」を都道府県の区域内を事業地区として行おうとする団体にあつては、上記応募書の他「平成 22 年度畜産振興補助事業に係る調査票（様式 5）」及び「都道府県の推薦書（様式 6）」を 1 部添付してください。

(2) 応募方法

ア 提出期間

平成 22 年 3 月 17 日（水）から平成 22 年 4 月 1 日（木）（最終日午後 5 時必着）とします。

イ 提出先・問合せ先

提出先：〒106-8639 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル
地方競馬全国協会 畜産振興部

問合せ先：同畜産振興部

電話：03-3583-2146 ファクシミリ：03-3583-8874

電子メール：chikushin@nar.keiba.go.jp

ただし、問い合わせについては、（月）～（金）（祝祭日を除く。）で、午前 10 時 00 分～午後 4 時 30 分（正午～午後 1 時を除く。）とします。

ウ 提出書類及び部数

応募する事業ごとに次に掲げる書類を一つの封筒に入れ、『平成 22 年度畜産振興事業応募書類』と表に朱書のうえ提出してください。

なお、提出された応募書類は返却しません。

(ア) 本要領 6 (1) イに掲げる書類 (様式 1 ~ 4)

8 部 (正 1 部、副 7 部)

本要領 6 (1) ウに該当する場合の書類 (様式 5、6) 1 部

(イ) 定款又は寄附行為等の応募団体の活動がわかる資料

2 部 (正 1 部、副 1 部)

(ウ) 平成 20 事業年度の事業及び決算報告書

2 部 (正 1 部、副 1 部)

(エ) 応募書類チェックシート (様式 7) 1 部

(オ) 受付確認用返信はがき 1 葉

注：複数の事業に応募する場合は、(イ)及び(ウ)の書類を重複して添付する必要はありません。この場合、(イ)及び(ウ)の書類をどの応募事業の応募書類に添付したかを明記してください。

(3) 応募書類の提出に当たっての注意事項

ア 応募書類の提出は、原則として「郵送又は宅配便 (含バイク便)」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「ファクシミリ」及び「電子メール」による提出は受け付けません。

イ 郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着するようにしてください。

ウ 応募書類が提出期間内に到着しなかった場合は、いかなる理由があろうと無効になります。また、応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、この要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

なお、応募書のフォーマットは変更しないでください。

エ 応募書類の提出後に修正のある場合は、提出期間内に、応募書類一式を再度、提出願います。

オ 応募書は必ず日本工業規格 A4 サイズの用紙を使用し、両面印刷で提出してください。

(応募書の様式は、協会ホームページよりダウンロードできます。) また、応募書は、本要領 6 (1) (ア) ~ (エ) の順 (様式 1 ~ 4) に一括して左 2 か所のホッチキス止めとし、ページ中央下段に通しページを付けてください。

カ 受付確認用返信はがきの表面には応募団体名、郵便番号及び住所を記載して下さい。(私製はがきをご利用の場合は、50 円切手を貼付してください。)

キ 応募書類は、応募事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。

なお、その際、「応募書類チェックシート」は、応募書類の一番上面にして封入してください。

ク 都道府県を事業区域とする補助事業にあつては、応募書類 (様式 1 ~ 4、「Ⅱ-(1) 地域畜産支援指導等体制強化」にあつては、様式 1 ~ 5) の写しを都道府県畜産主務部局 (畜産振興補助事業の応募の場合) または地方競馬主催者 (競走馬生産振興事業の応募の場合) に提出してください。

7 事業実施主体候補者の選定

(1) 審査の方法及び手順

ア 事前審査

提出された応募書類は、協会畜産振興部において、応募の要件（応募団体の要件、事業実施期間、応募の制限等）を満たすこと及び提出された書類が整っていることを確認します。この際、必要に応じて問い合わせをさせていただきます。

なお、本審査で応募要件等を満たしていないと認められた応募については、以降の審査の対象から除外します。

イ 審査委員会による審査

(ア) 協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、応募書類を審査し、応募事業ごとに事業実施主体候補者を選定します。また、審査委員会が必要と認めた場合は、応募団体等から応募内容、事業実施体制等についてヒアリングや追加資料の提出等をお願いすることがあります。ヒアリングへの参加要請については、事前に別途、通知します。

なお、ヒアリングに出席しなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。

(イ) 審査は非公開で行われます。また、審査委員には、委員として取得することのできた一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意をもって管理すること等の秘密保持の遵守が義務づけられます。

(ウ) 審査の経過は通知しません。また、お問い合わせにも応じられません。

なお、提出された応募書類等の審査資料の返還には応じられませんのでご了承ください。

(2) 応募の制限

地方競馬全国協会補助事業等監査実施要綱（昭和 53 年 5 月 31 日昭和 53 年度達第 2 号）第 7 条の規定に基づき、補助金の全部又は一部の返還を求められている者については、審査委員会の審査の対象から除外する場合があります。

(3) 事業実施主体候補者の決定

審査委員会において事業実施主体候補者を選定します。この審査結果に基づいて、協会理事長が事業実施主体候補者を最終決定します。

(4) 審査の観点

審査の具体的な観点は、以下のとおりです。

ア 応募団体は、その設置目的からみて、応募事業の事業実施主体として適切であるとともに、応募事業の趣旨、目的、内容を十分理解しているか。

イ 応募団体は、応募事業を行う意思及び具体的計画を有しているか。

ウ 応募団体は、応募事業を適切に実施できる能力及び知見を有しているか。

エ 応募団体は、応募事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有するとともに責任体制は明確であるか。

オ 応募団体は、日本国内に所在し、補助事業及び交付された補助金の適正な執行に関し責任を持つことができるか。

カ 都道府県の区域内を事業地区とする畜産振興補助事業の応募団体にあつては、都道府県の適切な指導を受けられるか。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査の結果（採択又は不採択）については、速やかに応募団体に対して通知します。この採択の通知は、補助金交付の候補となったこととお知らせするものです。

なお、採択を通知した事業実施主体候補者については、その名称、補助事業名等を協会のホームページで公表します。

8 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続き等

7の(5)による採択通知を受けた事業実施主体候補者は、協会が定める畜産要綱第5条又は競走馬要綱第5条による補助事業の選定の申請を行う必要があります。

なお、補助金の交付の決定を受けた事業実施主体については、その名称、補助事業名、補助金額等を協会のホームページで公表します。

9 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、畜産要綱又は競走馬要綱を遵守し、事業の推進全般についての責任を持たねばなりません。

(2) 補助金の経理管理

交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

ア 事業実施主体は、畜産要綱又は競走馬要綱に基づき、交付された補助金の一部を間接補助金（事業実施主体が、協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。）として間接補助事業者（間接補助金の交付の対象となる事業を行う者をいう。以下同じ。）に補助金として交付するほか、協会が認めた場合は、交付された補助金の一部を、委託先に委託費として支出することができます。

この場合において、事業実施主体は、補助事業全体の責任者として、間接補助事業者及び委託先における補助金の経理管理状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することにならないようにするとともに、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるようにしなければなりません。

イ 事業実施主体及び間接補助事業者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければなりません。

ウ 事業実施主体及び間接補助事業者は、補助金の経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）を、当該団体の会計部局等において実施してください。

(3) フォローアップ

協会は事業実施期間中、所期の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、補助事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うことがあります。また、補助事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告を事業実施主体にお願いすることがあります。

(4) 取得財産の管理

補助事業により取得した設備等の財産の所有権は、事業実施主体又は間接補助事業者に帰

属します。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

イ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定するものを、事前に協会の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供することはできません。

なお、承認にあたっては必要な条件を付すことがあります。

(5) 収益状況の報告及び収益納付

技術開発等を内容とする事業については、事業実施期間中及び実施期間終了後5年間、毎年度、補助事業による事業成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益の有無にかかわらず、協会への報告が義務づけられる場合があります。また、実施期間終了後5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡・実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、その収益の全部又は一部を協会に納付していただくことがあります。

(6) その他

その他協会の定めるところにより義務が課されることがあります。

事業名	応募団体	事業の内容	補助率等
I 馬の改良増殖推進事業 (1)登録推進	3 (1) ア	農用馬の改良増殖を図るため、家畜改良増殖法に基づく農用馬の登録を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (2)種雄馬の導入(農用馬)	3 (1) ア 3 (1) イ	農用馬の改良増殖を図るため、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく軌系馬の種雄馬を導入するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (3)農用種雌馬の改良増殖推進 ①奨励金交付事業	3 (1) ア 3 (1) イ	農用馬の改良増殖を図るため、都道府県の馬産振興計画に基づき農用種雌馬を導入又は自家保留した飼養者に対して、純粋種繁殖奨励金又は農用種雌馬繁殖奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (3)農用種雌馬の改良増殖推進 ②導入貸付事業	3 (1) ア 3 (1) イ	農用馬の改良増殖を図るため、都道府県の馬産振興計画に基づき農用種雌馬を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付けるのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ①優良種雄馬繁殖奨励	3 (1) ア 3 (1) イ	種雄馬の維持活用を図るため、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく軌系馬の優良種雄馬を自ら管理するか、又は飼養者に対し種付奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額

I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ②子馬生産奨励	3 (1) ア 3 (1) イ	農用馬の生産を促進するため、農用馬を生産した者に対し、生産奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励 〔改良促進奨励〕	3 (1) ア 3 (1) イ	農用馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬又は種雌馬を飼養していた者に対して改良促進奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励 〔保留奨励〕	3 (1) ア 3 (1) イ	優良種雌馬の資源確保を図るため、別に定める要件を満たす種雌馬を飼養していた者に対して保留奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ④生産技術指導	3 (1) ア 3 (1) イ	農用馬の生産振興を図るため、都道府県の馬産振興計画に基づき生産技術指導を行う者に指導奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 農用馬生産振興推進	3 (1) ア 3 (1) イ 3 (1) ウ	農用馬の生産振興を図るため、効果的な生産振興策の検討及び生産者の生産意欲向上のための優良農用馬生産者等を表彰する事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 優良農用馬資源確保緊急特別対策	3 (1) ア 3 (1) イ 3 (1) ウ	農用馬の生産意欲の高揚を図るため、別に定める要件を満たす事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
II 畜産経営技術指導事業 (1)地域畜産支援指導等体制強化	3 (1) ア	地域畜産の振興を図るため、都道府県の支援を受けて、自らの体制強化と別に定める要件を満たす次のいずれかの事業を実施するのに必要な経費について補助する。 ア 畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制の強化を図る事業 イ 地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業 ウ 地域畜産の活性化推進の強化を図る事業 エ 馬事・畜産普及啓発の推進体制の強化を図る事業	定額
	3 (1) ア	地域畜産の振興を図るため、都道府県において上記事業の事業実施主体が業務を適切かつ円滑に行えるよう支援・指導を行うのに必要な経費について補助する。	定額
II 畜産経営技術指導事業 (2)その他 馬の装蹄技術講習及び装蹄師の養成	3 (1) ア 3 (1) イ 3 (1) ウ	馬の装蹄技術の向上を図るための講習会等を開催するのに必要な経費及び装蹄師の養成に係る講習会を開催するのに必要な経費について補助する。	定額

Ⅲ 畜産経営合理化事業 6家畜衛生推進 その他 馬飼養衛生管理特別対策	3 (1) ア 3 (1) イ 3 (1) ウ	馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図るために必要な経費について補助する。	定額
V その他畜産振興事業 その他 畜産フェア普及特別対策	3 (1) ア 3 (1) イ 3 (1) ウ	畜産思想の普及拡大を目的として、別に定める要件を満たす畜産物の実証展示（無料配布を含む。）を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
V その他畜産振興事業 その他 馬事畜産振興推進	3 (1) ア 3 (1) イ 3 (1) ウ	馬事及び畜産の振興に資する普及啓発等を実施するのに必要な経費について補助する。	定額

平成22年度地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領 別表2(競走馬生産振興事業)			
事業名	応募団体	事業の内容	補助率等
I 競走馬の改良増殖推進事業 (1)軽種馬の登録推進	3 (1) ア	軽種馬の改良増殖を図るため、家畜改良増殖法に基づき軽種馬の登録を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
I 競走馬の改良増殖推進事業 (2)その他 軽種馬の生産育成指導	3 (1) ア 3 (1) イ	軽種馬の改良増殖とその流通の円滑化を図るため、軽種馬の生産育成指導を行う事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
II 競走馬の防疫衛生対策事業 (1)生産育成地馬防疫推進	3 (1) ア 3 (1) ウ	生産育成地での伝染性疾病予防を図るため、1歳馬、2歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬等（軽種及び重種）に対し、予防接種を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
II 競走馬の防疫衛生対策事業 (2)その他 競走馬防疫促進対策	3 (1) ア 3 (1) ウ	地方競馬における馬の自衛防疫体制を確立するため、防疫体制の強化を図るための事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
II 競走馬の防疫衛生対策事業 (2)その他 育成馬等の予防接種対策	3 (1) ア 3 (1) ウ	地方競馬において育成馬等を疾病から保護するため、ワクチン接種事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
II 競走馬の防疫衛生対策事業 (2)その他 馬防疫衛生推進	3 (1) ア 3 (1) ウ	馬の防疫衛生と診療業務の諸課題に対応するため、獣医技術向上の推進するとともに馬の健康管理の強化を図るための事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
III 経営基盤強化対策事業 軽種馬経営構造改革支援 (軽種馬生産基盤整備対策)	3 (1) ア	事業実施主体が作成した軽種馬経営構造改革支援事業実施要領（軽種馬生産基盤整備対策）に基づき、強い馬づくりを推進するため、狭隘な放牧地の拡充、遊休農地の活用、採草地から放牧地への転換等により、昼夜放牧等に対応できる一定の面積を有する放牧地を整備するのに必要な経費について補助する。	定額

<p>Ⅲ 経営基盤強化対策事業 軽種馬経営高度化指導研修 (軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)</p>	<p>3 (1) ア</p>	<p>事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修事業実施要領(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)に基づき、技術指導者の養成のための研修、生産者等に対する技術普及指導、専門技術者による巡回指導及び生産育成技術に関するデータベースの構築等を実施するのに必要な経費について補助する。</p>	<p>定額</p>
<p>Ⅲ 経営基盤強化対策事業 軽種馬経営高度化指導研修 (人材養成支援)</p>	<p>3 (1) ア</p>	<p>事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修事業実施要領(人材養成支援)に基づき、生産育成牧場の就業者の養成施設で学ぶ者に対する修学奨励金の交付、就業者に対し、高度な知識・技術の習得を図るための海外研修及び生産育成牧場への就業者参入を促進させるのに必要な経費について補助する。</p>	<p>定額</p>
<p>Ⅲ 経営基盤強化対策事業 優良繁殖馬導入促進 (優良種牡馬整備)</p>	<p>3 (1) ア</p>	<p>事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進事業実施要領(優良種牡馬整備)に基づき、強い馬づくりを推進するため、優良種牡馬の導入による全国規模での種牡馬の供給体制を整備するのに必要な経費について補助する。</p>	<p>1頭あたりの種牡馬導入費 750,000,000円までは定額とし、これを超える額は2/3以内とする。 推進事務費は定額</p>
<p>Ⅲ 経営基盤強化対策事業 優良繁殖馬導入促進 (優良繁殖牝馬導入促進)</p>	<p>3 (1) ア</p>	<p>事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進事業実施要領(優良繁殖牝馬導入促進)に基づき、優良な繁殖牝馬群を整備するため、担い手生産者等の優良繁殖牝馬導入を促進させるのに必要な経費について補助する。</p>	<p>定額</p>
<p>Ⅲ 経営基盤強化対策事業 軽種馬海外流通促進</p>	<p>3 (1) ア</p>	<p>事業実施主体が作成した軽種馬海外流通促進事業実施要領に基づき、海外の軽種馬市場及び取引に関する調査、海外顧客誘致活動、相手国に対する生産・育成技術の供与、国内における輸出環境の整備等を推進することにより、国内生産馬の海外への販路拡大を図るのに必要な経費について補助する。</p>	<p>定額</p>

平成 22 年度畜産振興事業公募要領の一部変更について

平成 22 年度畜産振興事業公募要領（平成 22 年 2 月 24 日制定）の一部を新旧対照表のとおり変更する。

附 則

この要領の一部変更は、平成 22 年 4 月 2 日から実施する。

平成 22 年度畜産振興事業公募要領 新旧対照表

新(変更後)	旧(変更前)
<p>1 総則 (略)</p> <p>2 公募対象事業、事業の内容、補助率等 (略)</p>	<p>1 総則 地方競馬全国協会業務方法書第 32 条第 1 項に規定する地方競馬全国協会（以下「協会」という。）が行う補助の対象となる事業（以下「畜産振興補助事業」という。）及び同条第 2 項に規定する協会が行う補助の対象となる事業（以下「競走馬生産振興事業」という。）を行う者（以下「事業実施主体」という。）の公募による決定は、畜産振興事業補助実施要綱(昭和 53 年 11 月 14 日 53 地全協畜第 1793 号。以下「畜産要綱」という。)及び競走馬生産振興事業補助実施要綱（平成 17 年 3 月 24 日 16 地全協畜第 128 号。以下「競走馬要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによるものとします。</p> <p>2 公募対象事業、事業の内容、補助率等 公募の対象となる事業の内容及び補助率等は、畜産振興補助事業については別表 1、競走馬生産振興事業については別表 2 のとおり</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>3 応募団体の要件等</p> <p>(1) 公募に応募できる団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる団体とします。</p> <p>ア 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は特例民法法人</p> <p>イ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人</p> <p>ウ <u>農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権（株主総会において議決することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式に係る議決権を含む。）の過半数を有する法人</u></p> <p>エ <u>農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法第575条第1項に規定する持分会社</u> <u>ただし、株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり、かつ、公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものとし、持分会社にあつては、その法人の常時従事者たる社員（その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。）が、業務を執行する社員の数の過半を占めていること。</u></p> <p>オ <u>畜産業を営む個人が直接の主たる構成員となっている団体</u></p>	<p>とします。</p> <p>3 応募団体の要件等</p> <p>(1) 公募に応募できる団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる団体とし、<u>個別事業の応募団体は別表1及び別表2に掲げるとおりとします。</u></p> <p>ア 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は特例民法法人</p> <p>イ 農業協同組合、農業協同組合連合会</p> <p>ウ <u>その他協会が適当と認める団体</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p><u>ただし、当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。</u></p> <p><u>(ア) 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。</u></p> <p><u>(イ) 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続きを明らかにしていること。</u></p> <p><u>(ウ) 意思決定の機関及びその方法についての定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。</u></p> <p><u>(エ) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。</u></p> <p><u>(オ) 収支計算書及び会計帳簿を作成している等、財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。</u></p> <p><u>カ 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(2) 応募団体は、次の全ての要件を満たすものとします。</p> <p>ア 当該事業に係る事業（以下「応募事業」という。）を行う意思及び具体的計画を有する団体であること。</p> <p>イ 応募事業を適切に実施できる能力及び知見を有する団体であること。</p> <p>ウ 応募事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。</p> <p>エ 日本国内に所在し、補助事業及び交付された補助金の適正な執行に関し責任を持つことができる団体であること。</p> <p>オ 畜産振興補助事業の応募団体で都道府県の区域内を事業地区とする団体にあつては、都道府県の畜産主務部局の適切な指導を受けられること。</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>4 事業実施期間 (略)</p> <p>5 補助対象経費の範囲 (略)</p> <p>6 応募の手続き (1) 応募書類 ア 応募する事業ごとに応募書類を作成し、必要部数を以下の提出</p>	<p>4 事業実施期間 事業実施期間は、平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）とします。</p> <p>5 補助対象経費の範囲 補助の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費であって、畜産要綱別表又は競走馬要綱別表の「補助の対象」に定める経費とします。 応募に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただくことがあります。 なお、経費の使用に当たっては、「平成 22 年度地方競馬全国協会畜産振興事業に係る補助金の使用上の留意点」に定める事項を遵守してください。 さらに、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合は、これを当該補助金の応募額から減額して申請する必要があります。</p> <p>6 応募の手続き (1) 応募書類 ア 応募する事業ごとに応募書類を作成し、必要部数を以下の提出</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>期間内に提出してください。</p> <p>イ 応募書は、以下の書類によって構成されます。</p> <p>(ア) 平成 22 年度地方競馬全国協会畜産振興事業応募書【<u>再公募</u>】(様式 1)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 応募方法</p> <p>ア 提出期間</p> <p><u>平成 22 年 4 月 2 日 (金) から 4 月 16 日 (金) (最終日午後 5 時必着)</u> とします。</p> <p>イ (略)</p>	<p>期間内に提出してください。</p> <p>イ 応募書は、以下の書類によって構成されます。</p> <p>(ア) 平成 22 年度地方競馬全国協会畜産振興事業応募書 (様式 1)</p> <p>(イ) 事業実施体制 (様式 2)</p> <p>(ウ) 事業計画書 (様式 3 - 畜産振興補助事業にあつては、畜産要綱様式第 1 号の 7 に、競走馬生産振興事業にあつては、競走馬要綱様式第 1 号の 7 に準じて作成してください。)</p> <p>(エ) 応募団体における応募事業に関する取組等 (様式 4)</p> <p>ウ 別表 1 の「Ⅱ - (1) 地域畜産支援指導等体制強化」を都道府県の区域内を事業地区として行おうとする団体にあつては、上記応募書の他「平成 22 年度畜産振興補助事業に係る調査票 (様式 5)」及び「都道府県の推薦書 (様式 6)」を 1 部添付してください。</p> <p>(2) 応募方法</p> <p>ア 提出期間</p> <p><u>平成 22 年 3 月 17 日 (水) から平成 22 年 4 月 1 日 (木) (最終日午後 5 時必着)</u> とします。</p> <p>イ 提出先・問合せ先</p> <p>提出先：〒106-8639 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル 地方競馬全国協会 畜産振興部</p> <p>問合せ先：同畜産振興部</p> <p>電話：03-3583-2146 ファクシミリ：03-3583-8874</p> <p>電子メール：chikushin@nar.keiba.go.jp</p> <p>ただし、問い合わせについては、(月)～(金) (祝祭日を除く。) で、午前 10 時 00 分～午後 4 時 30 分 (正午～午後 1 時を</p>

新(変更後)	旧(変更前)
	<p>ようにしてください。</p> <p>ウ 応募書類が提出期間内に到着しなかった場合は、いかなる理由があろうと無効になります。また、応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、この要領を熟読のうえ、注意して記入してください。</p> <p>なお、応募書のフォーマットは変更しないでください。</p> <p>エ 応募書類の提出後に修正のある場合は、提出期間内に、応募書類一式を再度、提出願います。</p> <p>オ 応募書は必ず日本工業規格 A4 サイズの用紙を使用し、両面印刷で提出してください。(応募書の様式は、協会ホームページよりダウンロードできます。) また、応募書は、本要領 6 (1) (ア)～(エ)の順(様式 1～4)に一括して左 2 か所のホッチキス止めとし、ページ中央下段に通しページを付けてください。</p> <p>カ 受付確認用返信はがきの表面には応募団体名、郵便番号及び住所を記載して下さい。(私製はがきをご利用の場合は、50 円切手を貼付してください。)</p> <p>キ 応募書類は、応募事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。</p> <p>なお、その際、「応募書類チェックシート」は、応募書類の一番上面にして封入してください。</p> <p>ク 都道府県を事業区域とする補助事業にあつては、応募書類(様式 1～4、「Ⅱ－(1)地域畜産支援指導等体制強化」にあつては、様式 1～5)の写しを都道府県畜産主務部局(畜産振興補助事業の応募の場合)または地方競馬主催者(競走馬生産振興事業の応募の場合)に提出してください。</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>7 事業実施主体候補者の選定 (略)</p>	<p>7 事業実施主体候補者の選定</p> <p>(1) 審査の方法及び手順</p> <p>ア 事前審査</p> <p>提出された応募書類は、協会畜産振興部において、応募の要件(応募団体の要件、事業実施期間、応募の制限等)を満たすこと及び提出された書類が整っていることを確認します。この際、必要に応じて問い合わせをさせていただきます。</p> <p>なお、本審査で応募要件等を満たしていないと認められた応募については、以降の審査の対象から除外します。</p> <p>イ 審査委員会による審査</p> <p>(ア) 協会に設置する畜産振興事業に係る審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、応募書類を審査し、応募事業ごとに事業実施主体候補者を選定します。また、審査委員会が必要と認めた場合は、応募団体等から応募内容、事業実施体制等についてヒアリングや追加資料の提出等をお願いすることがあります。ヒアリングへの参加要請については、事前に別途、通知します。</p> <p>なお、ヒアリングに出席しなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。</p> <p>(イ) 審査は非公開で行われます。また、審査委員には、委員として取得することのできた一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意をもって管理すること等の秘密保持の遵守が義務づけられます。</p> <p>(ウ) 審査の経過は通知しません。また、お問い合わせにも応じ</p>

新(変更後)	旧(変更前)
	<p>られません。</p> <p>なお、提出された応募書類等の審査資料の返還には応じられませんのでご了承願います。</p> <p>(2) 応募の制限 地方競馬全国協会補助事業等監査実施要綱（昭和 53 年 5 月 31 日昭和 53 年度達第 2 号）第 7 条の規定に基づき、補助金の全部又は一部の返還を求められている者については、審査委員会の審査の対象から除外する場合があります。</p> <p>(3) 事業実施主体候補者の決定 審査委員会において事業実施主体候補者を選定します。この審査結果に基づいて、協会理事長が事業実施主体候補者を最終決定します。</p> <p>(4) 審査の観点 審査の具体的な観点は、以下のとおりです。</p> <p>ア 応募団体は、その設置目的からみて、応募事業の事業実施主体として適切であるとともに、応募事業の趣旨、目的、内容を十分理解しているか。</p> <p>イ 応募団体は、応募事業を行う意思及び具体的計画を有しているか。</p> <p>ウ 応募団体は、応募事業を適切に実施できる能力及び知見を有しているか。</p> <p>エ 応募団体は、応募事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有するとともに責任体制は明確であるか。</p> <p>オ 応募団体は、日本国内に所在し、補助事業及び交付された補助金の適正な執行に関し責任を持つことができるか。</p>

新(変更後)	旧(変更前)
<p>8 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続き等 (略)</p> <p>9 事業実施主体の責務等 (略)</p>	<p>カ 都道府県の区域内を事業地区とする畜産振興補助事業の応募団体にあっては、都道府県の適切な指導を受けられるか。</p> <p>(5) 審査結果の通知及び公表 審査の結果(採択又は不採択)については、速やかに応募団体に対して通知します。この採択の通知は、補助金交付の候補となったことをお知らせするものです。 なお、採択を通知した事業実施主体候補者については、その名称、補助事業名等を協会のホームページで公表します。</p> <p>8 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続き等 7の(5)による採択通知を受けた事業実施主体候補者は、協会が定める畜産要綱第5条又は競走馬要綱第5条による補助事業の選定の申請を行う必要があります。 なお、補助金の交付の決定を受けた事業実施主体については、その名称、補助事業名、補助金額等を協会のホームページで公表します。</p> <p>9 事業実施主体の責務等 事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。</p> <p>(1) 事業の推進 事業実施主体は、畜産要綱又は競走馬要綱を遵守し、事業の推進全般についての責任を持たねばなりません。</p> <p>(2) 補助金の経理管理 交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、次の点に留意する必要があります。</p>

新(変更後)	旧(変更前)
	<p>ア 事業実施主体は、畜産要綱又は競走馬要綱に基づき、交付された補助金の一部を間接補助金（事業実施主体が、協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。）として間接補助事業者（間接補助金の交付の対象となる事業を行う者をいう。以下同じ。）に補助金として交付するほか、協会が認めた場合は、交付された補助金の一部を、委託先に委託費として支出することができます。</p> <p>この場合において、事業実施主体は、補助事業全体の責任者として、間接補助事業者及び委託先における補助金の経理管理状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することにならないようにするとともに、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるようにしなければなりません。</p> <p>イ 事業実施主体及び間接補助事業者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければなりません。</p> <p>ウ 事業実施主体及び間接補助事業者は、補助金の経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）を、当該団体の会計部局等において実施してください。</p> <p>(3) フォローアップ</p> <p>協会は事業実施期間中、所期の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、補助事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うことがあります。また、補助事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告を事業実施主</p>

新(変更後)	旧(変更前)
	<p>体にお願いすることがあります。</p> <p>(4) 取得財産の管理 補助事業により取得した設備等の財産の所有権は、事業実施主体又は間接補助事業者に帰属します。 ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。</p> <p>ア 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。</p> <p>イ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定するものを、事前に協会の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供することはできません。 なお、承認にあたっては必要な条件を付すことがあります。</p> <p>(5) 収益状況の報告及び収益納付 技術開発等を内容とする事業については、事業実施期間中及び実施期間終了後5年間、毎年度、補助事業による事業成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益の有無にかかわらず、協会への報告が義務づけられる場合があります。また、実施期間終了後5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡・実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、その収益の全部又は一部を協会に納付していただくことがあります。</p> <p>(6) その他 その他協会の定めるところにより義務が課されることがあります。</p>

平成 22 年度畜産振興事業公募要領別表 新旧対照表

新(変更後)				旧(変更前)			
平成22年度地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領【再公募】別表1(畜産振興補助事業)				平成22年度地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領 別表1(畜産振興補助事業)			
事業名	応募団体	事業の内容	補助率等	事業名	応募団体	事業の内容	補助率等
I 馬の改良増殖推進事業 (1)登録推進	3 (1) に掲げる団体	農用馬の改良増殖を図るため、家畜改良増殖法に基づく農用馬の登録を実施するのに必要な経費について補助する。	定額	I 馬の改良増殖推進事業 (1)登録推進	3 (1) ア	農用馬の改良増殖を図るため、家畜改良増殖法に基づく農用馬の登録を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (2)種雄馬の導入(農用馬)	3 (1) に掲げる団体	農用馬の改良増殖を図るため、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく純系馬の種雄馬を導入するのに必要な経費について補助する。	定額	I 馬の改良増殖推進事業 (2)種雄馬の導入(農用馬)	3 (1) ア 3 (1) イ	農用馬の改良増殖を図るため、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく純系馬の種雄馬を導入するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (3)農用種雌馬の改良増殖推進 ①奨励金交付事業	3 (1) に掲げる団体	農用馬の改良増殖を図るため、都道府県の馬産振興計画に基づき農用種雌馬を導入又は自家保留した飼養者に対して、純粋種繁殖奨励金又は農用種雌馬繁殖奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額	I 馬の改良増殖推進事業 (3)農用種雌馬の改良増殖推進 ①奨励金交付事業	3 (1) ア 3 (1) イ	農用馬の改良増殖を図るため、都道府県の馬産振興計画に基づき農用種雌馬を導入又は自家保留した飼養者に対して、純粋種繁殖奨励金又は農用種雌馬繁殖奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (3)農用種雌馬の改良増殖推進 ②導入貸付事業	3 (1) に掲げる団体	農用馬の改良増殖を図るため、都道府県の馬産振興計画に基づき農用種雌馬を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付けるのに必要な経費について補助する。	定額	I 馬の改良増殖推進事業 (3)農用種雌馬の改良増殖推進 ②導入貸付事業	3 (1) ア 3 (1) イ	農用馬の改良増殖を図るため、都道府県の馬産振興計画に基づき農用種雌馬を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付けるのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ①優良種雄馬繁殖奨励	3 (1) に掲げる団体	種雄馬の維持活用を図るため、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく純系馬の優良種雄馬を自ら管理するか、又は飼養者に対し種付奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額	I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ①優良種雄馬繁殖奨励	3 (1) ア 3 (1) イ	種雄馬の維持活用を図るため、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく純系馬の優良種雄馬を自ら管理するか、又は飼養者に対し種付奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額

新(変更後)				旧(変更前)			
I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ②子馬生産奨励	3(1)に掲げる団体	農用馬の生産を促進するため、農用馬を生産した者に対し、生産奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額	I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ②子馬生産奨励	3(1)ア 3(1)イ	農用馬の生産を促進するため、農用馬を生産した者に対し、生産奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励 〔改良促進奨励〕	3(1)に掲げる団体	農用馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬又は種雌馬を飼養していた者に対して改良促進奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額	I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励 〔改良促進奨励〕	3(1)ア 3(1)イ	農用馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬又は種雌馬を飼養していた者に対して改良促進奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励 〔保留奨励〕	3(1)に掲げる団体	優良種雌馬の資源確保を図るため、別に定める要件を満たす種雌馬を飼養していた者に対して保留奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額	I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ③改良促進奨励 〔保留奨励〕	3(1)ア 3(1)イ	優良種雌馬の資源確保を図るため、別に定める要件を満たす種雌馬を飼養していた者に対して保留奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ④生産技術指導	3(1)に掲げる団体	農用馬の生産振興を図るため、都道府県の馬産振興計画に基づき生産技術指導を行う者に指導奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額	I 馬の改良増殖推進事業 (4)農用馬の繁殖奨励 ④生産技術指導	3(1)ア 3(1)イ	農用馬の生産振興を図るため、都道府県の馬産振興計画に基づき生産技術指導を行う者に指導奨励金を交付するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 農用馬生産振興推進	3(1)に掲げる団体	農用馬の生産振興を図るため、効果的な生産振興策の検討及び生産者の生産意欲向上のための優良農用馬生産者等を表彰する事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額	I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 農用馬生産振興推進	3(1)ア 3(1)イ 3(1)ウ	農用馬の生産振興を図るため、効果的な生産振興策の検討及び生産者の生産意欲向上のための優良農用馬生産者等を表彰する事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 優良農用馬資源確保緊急特別対策	3(1)に掲げる団体	農用馬の生産意欲の高揚を図るため、別に定める要件を満たす事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額	I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 優良農用馬資源確保緊急特別対策	3(1)ア 3(1)イ 3(1)ウ	農用馬の生産意欲の高揚を図るため、別に定める要件を満たす事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額

新(変更後)				旧(変更前)			
II 畜産経営技術指導事業 (1)地域畜産支援指導等体制強化	3(1)に掲げる団体	地域畜産の振興を図るため、都道府県の支援を受けて、自らの体制強化と別に定める要件を満たす次のいずれかの事業を実施するのに必要な経費について補助する。 ア 畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制の強化を図る事業 イ 地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業 ウ 地域畜産の活性化推進の強化を図る事業 エ 馬事・畜産普及啓発の推進体制の強化を図る事業	定額	II 畜産経営技術指導事業 (1)地域畜産支援指導等体制強化	3(1)ア	地域畜産の振興を図るため、都道府県の支援を受けて、自らの体制強化と別に定める要件を満たす次のいずれかの事業を実施するのに必要な経費について補助する。 ア 畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制の強化を図る事業 イ 地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業 ウ 地域畜産の活性化推進の強化を図る事業 エ 馬事・畜産普及啓発の推進体制の強化を図る事業	定額
	3(1)に掲げる団体	地域畜産の振興を図るため、都道府県において上記事業の事業実施主体が業務を適切かつ円滑に行えるよう支援・指導を行うのに必要な経費について補助する。	定額		3(1)ア	地域畜産の振興を図るため、都道府県において上記事業の事業実施主体が業務を適切かつ円滑に行えるよう支援・指導を行うのに必要な経費について補助する。	定額
II 畜産経営技術指導事業 (2)その他 馬の装蹄師技術講習及び装蹄師の養成	3(1)に掲げる団体	馬の装蹄師技術の向上を図るための講習会等を開催するのに必要な経費及び装蹄師の養成に係る講習会を開催するのに必要な経費について補助する。	定額	II 畜産経営技術指導事業 (2)その他 馬の装蹄師技術講習及び装蹄師の養成	3(1)ア 3(1)イ 3(1)ウ	馬の装蹄師技術の向上を図るための講習会等を開催するのに必要な経費及び装蹄師の養成に係る講習会を開催するのに必要な経費について補助する。	定額
III 畜産経営合理化事業 6家畜衛生推進 その他 馬飼養衛生管理特別対策	3(1)に掲げる団体	馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図るために必要な経費について補助する。	定額	III 畜産経営合理化事業 6家畜衛生推進 その他 馬飼養衛生管理特別対策	3(1)ア 3(1)イ 3(1)ウ	馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図るために必要な経費について補助する。	定額
V その他畜産振興事業 その他 畜産フェア普及特別対策	3(1)に掲げる団体	畜産思想の普及拡大を目的として、別に定める要件を満たす畜産物の実証展示(無料配布を含む。)を実施するのに必要な経費について補助する。	定額	V その他畜産振興事業 その他 畜産フェア普及特別対策	3(1)ア 3(1)イ 3(1)ウ	畜産思想の普及拡大を目的として、別に定める要件を満たす畜産物の実証展示(無料配布を含む。)を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
V その他畜産振興事業 その他 馬事畜産振興推進	3(1)に掲げる団体	馬事及び畜産の振興に資する普及啓発等を実施するのに必要な経費について補助する。	定額	V その他畜産振興事業 その他 馬事畜産振興推進	3(1)ア 3(1)イ 3(1)ウ	馬事及び畜産の振興に資する普及啓発等を実施するのに必要な経費について補助する。	定額

新(変更後)				旧(変更前)			
平成22年度地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領【再公募】別表2(競走馬生産振興事業)				平成22年度地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領 別表2(競走馬生産振興事業)			
事業名	応募団体	事業の内容	補助率等	事業名	応募団体	事業の内容	補助率等
I 競走馬の改良増殖推進事業 (1)軽種馬の登録推進	3(1)に掲げる団体	軽種馬の改良増殖を図るため、家畜改良増殖法に基づき軽種馬の登録を実施するのに必要な経費について補助する。	定額	I 競走馬の改良増殖推進事業 (1)軽種馬の登録推進	3(1)ア	軽種馬の改良増殖を図るため、家畜改良増殖法に基づき軽種馬の登録を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
I 競走馬の改良増殖推進事業 (2)その他 軽種馬の生産育成指導	3(1)に掲げる団体	軽種馬の改良増殖とその流通の円滑化を図るため、軽種馬の生産育成指導を行う事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額	I 競走馬の改良増殖推進事業 (2)その他 軽種馬の生産育成指導	3(1)ア 3(1)イ	軽種馬の改良増殖とその流通の円滑化を図るため、軽種馬の生産育成指導を行う事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
II 競走馬の防疫衛生対策事業 (1)生産育成地馬防疫推進	3(1)に掲げる団体	生産育成地での伝染性疾病予防を図るため、1歳馬、2歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬等(軽種及び重種)に対し、予防接種を実施するのに必要な経費について補助する。	定額	II 競走馬の防疫衛生対策事業 (1)生産育成地馬防疫推進	3(1)ア 3(1)ウ	生産育成地での伝染性疾病予防を図るため、1歳馬、2歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬等(軽種及び重種)に対し、予防接種を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
II 競走馬の防疫衛生対策事業 (2)その他 競走馬防疫促進対策	3(1)に掲げる団体	地方競馬における馬の自衛防疫体制を確立するため、防疫体制の強化を図るための事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額	II 競走馬の防疫衛生対策事業 (2)その他 競走馬防疫促進対策	3(1)ア 3(1)ウ	地方競馬における馬の自衛防疫体制を確立するため、防疫体制の強化を図るための事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
II 競走馬の防疫衛生対策事業 (2)その他 育成馬等の予防接種対策	3(1)に掲げる団体	地方競馬において育成馬等を疾病から保護するため、ワクチン接種事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額	II 競走馬の防疫衛生対策事業 (2)その他 育成馬等の予防接種対策	3(1)ア 3(1)ウ	地方競馬において育成馬等を疾病から保護するため、ワクチン接種事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
II 競走馬の防疫衛生対策事業 (2)その他 馬防疫衛生推進	3(1)に掲げる団体	馬の防疫衛生と診療業務の諸課題に対応するため、獣医技術向上の推進するとともに馬の健康管理の強化を図るための事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額	II 競走馬の防疫衛生対策事業 (2)その他 馬防疫衛生推進	3(1)ア 3(1)ウ	馬の防疫衛生と診療業務の諸課題に対応するため、獣医技術向上の推進するとともに馬の健康管理の強化を図るための事業を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
III 経営基盤強化対策事業 軽種馬経営構造改革支援 (軽種馬生産基盤整備対策)	3(1)に掲げる団体	事業実施主体が作成した軽種馬経営構造改革支援事業実施要領(軽種馬生産基盤整備対策)に基づき、強い馬づくりを推進するため、狭隘な放牧地の拡充、遊休農地の活用、採草地から放牧地への転換等により、昼夜放牧等に対応できる一定の面積を有する放牧地を整備するのに必要な経費について補助する。	定額	III 経営基盤強化対策事業 軽種馬経営構造改革支援 (軽種馬生産基盤整備対策)	3(1)ア	事業実施主体が作成した軽種馬経営構造改革支援事業実施要領(軽種馬生産基盤整備対策)に基づき、強い馬づくりを推進するため、狭隘な放牧地の拡充、遊休農地の活用、採草地から放牧地への転換等により、昼夜放牧等に対応できる一定の面積を有する放牧地を整備するのに必要な経費について補助する。	定額

新(変更後)				旧(変更前)			
Ⅲ 経営基盤強化対策事業 軽種馬経営高度化指導研修 (軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)	3(1)に掲げる団体	事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修事業実施要領(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)に基づき、技術指導者の養成のための研修、生産者等に対する技術普及指導、専門技術者による巡回指導及び生産育成技術に関するデータベースの構築等を実施するのに必要な経費について補助する。	定額	Ⅲ 経営基盤強化対策事業 軽種馬経営高度化指導研修 (軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)	3(1)ア	事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修事業実施要領(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)に基づき、技術指導者の養成のための研修、生産者等に対する技術普及指導、専門技術者による巡回指導及び生産育成技術に関するデータベースの構築等を実施するのに必要な経費について補助する。	定額
Ⅲ 経営基盤強化対策事業 軽種馬経営高度化指導研修 (人材養成支援)	3(1)に掲げる団体	事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修事業実施要領(人材養成支援)に基づき、生産育成牧場の就業者の養成施設で学ぶ者に対する修学奨励金の交付、就業者に対し、高度な知識・技術の習得を図るための海外研修及び生産育成牧場への就業者参入を促進させるのに必要な経費について補助する。	定額	Ⅲ 経営基盤強化対策事業 軽種馬経営高度化指導研修 (人材養成支援)	3(1)ア	事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修事業実施要領(人材養成支援)に基づき、生産育成牧場の就業者の養成施設で学ぶ者に対する修学奨励金の交付、就業者に対し、高度な知識・技術の習得を図るための海外研修及び生産育成牧場への就業者参入を促進させるのに必要な経費について補助する。	定額
Ⅲ 経営基盤強化対策事業 優良繁殖馬導入促進 (優良種牡馬整備)	3(1)に掲げる団体	事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進事業実施要領(優良種牡馬整備)に基づき、強い馬づくりを推進するため、優良種牡馬の導入による全国規模での種牡馬の供給体制を整備するのに必要な経費について補助する。	1頭あたりの種牡馬導入費 750,000,000円までは定額とし、これを超える額は2/3以内とする。 推進事務費は定額	Ⅲ 経営基盤強化対策事業 優良繁殖馬導入促進 (優良種牡馬整備)	3(1)ア	事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進事業実施要領(優良種牡馬整備)に基づき、強い馬づくりを推進するため、優良種牡馬の導入による全国規模での種牡馬の供給体制を整備するのに必要な経費について補助する。	1頭あたりの種牡馬導入費 750,000,000円までは定額とし、これを超える額は2/3以内とする。 推進事務費は定額
Ⅲ 経営基盤強化対策事業 優良繁殖馬導入促進 (優良繁殖牝馬導入促進)	3(1)に掲げる団体	事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進事業実施要領(優良繁殖牝馬導入促進)に基づき、優良な繁殖牝馬群を整備するため、担い手生産者等の優良繁殖牝馬導入を促進させるのに必要な経費について補助する。	定額	Ⅲ 経営基盤強化対策事業 優良繁殖馬導入促進 (優良繁殖牝馬導入促進)	3(1)ア	事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進事業実施要領(優良繁殖牝馬導入促進)に基づき、優良な繁殖牝馬群を整備するため、担い手生産者等の優良繁殖牝馬導入を促進させるのに必要な経費について補助する。	定額
Ⅲ 経営基盤強化対策事業 軽種馬海外流通促進	3(1)に掲げる団体	事業実施主体が作成した軽種馬海外流通促進事業実施要領に基づき、海外の軽種馬市場及び取引に関する調査、海外顧客誘致活動、相手国に対する生産・育成技術の供与、国内における輸出環境の整備等を推進することにより、国内生産馬の海外への販路拡大を図るのに必要な経費について補助する。	定額	Ⅲ 経営基盤強化対策事業 軽種馬海外流通促進	3(1)ア	事業実施主体が作成した軽種馬海外流通促進事業実施要領に基づき、海外の軽種馬市場及び取引に関する調査、海外顧客誘致活動、相手国に対する生産・育成技術の供与、国内における輸出環境の整備等を推進することにより、国内生産馬の海外への販路拡大を図るのに必要な経費について補助する。	定額